

平成 19 年第 4 回定例会

市 議 会 会 議 錄

平成 19 年 11 月 28 日（開会）  
平成 19 年 12 月 14 日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成十九年第四回定期会議録

(平成十九年十二月)

垂水市議会

## 第 4 回 定 例 会 会 議 錄 目 次

### 第1号（11月28日）（水曜）

1. 開 会	6
1. 発言の申し出	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定について	6
1. 諸般の報告	6
1. 議案第74号～議案第85号一括上程	7
委員長報告、質疑、討論、表決（認定）	
1. 議案第86号～議案第100号一括上程	10
説明、質疑	
議案第86号～議案第88号、議案第97号～議案第100号総務文教委員会付託	
議案第89号～議案第96号産業厚生委員会付託	
1. 議案第101号～議案第105号一括上程	21
説明、休憩、全協、質疑、一部討論、表決	
議案第101号～議案第104号（原案可決）	
議案第105号（同意）	
1. 議案第106号上程	23
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第107号～議案第110号一括上程	25
説明、質疑	
議案第107号、議案第108号総務文教委員会付託	
議案第109号、議案第110号産業厚生委員会付託	
1. 陳情第8号、陳情第9号一括上程	27
陳情第8号総務文教委員会付託	
陳情第9号産業厚生委員会付託	
1. 日程報告	28
1. 散 会	28

---

### 第2号（12月6日）（木曜）

1. 開 議	30
1. 一般質問	30
大藪藤幸議員	30
特別支援教室の開設について	
東回り九州自動車道と国道とのアクセスは	
臨港道路計画の過去の経緯と今後の活動は	

田平輝也議員	3 3
垂水市の観光対策は	
今後の空き家対策について	
池之上 誠議員	3 8
中学校統合について	
がんばる地方応援プログラムについて	
20年度予算の展望について	
感王寺耕造議員	4 8
学校林の現状と林業振興について	
新城鉄道跡地の農道（麓から大都まで）の市道への移管と交通安全対策について	
土地改良区所有の水路（感王寺溜池から田平・横間にかけて）の土木課移管について	
農道整備について	
川畠三郎議員	5 5
国道拡幅工事について	
鶴田川上流の土砂除去について	
市道整備について	
北方貞明議員	5 7
安心・安全まちづくりについて	
森 正勝議員	6 4
学校統合について	
地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業について	
限界集落について	
池山節夫議員	7 0
学校問題について	
水道事業について	
市営住宅について	
1. 日程報告	7 9
1. 散会	7 9

---

### 第3号（12月7日）（金曜）

1. 開議	8 2
1. 一般質問	8 2
川尻達志議員	8 2
猿ヶ城開発について	
地方財政健全化法のその後について	
空き缶の持ちさりについて	
持留良一議員	8 9
来年度の予算の考え方について	

自衛隊への個人情報提供について	
学校統合問題について	
子育て支援対策について	
市独自の農業振興策の検討について（自主的な農政を阻害する農政を打破するために）	
開発問題や環境問題への対応について	
宮迫泰倫議員.....	103
第4次総合計画における危機管理について	
1. 日程報告.....	106
1. 散会.....	106
<hr/>	
第4号（12月14日）（金曜）	
1. 開議.....	108
1. 議案第86号～議案第100号、議案第102号、議案第106号～議案第110号 陳情第4号、陳情第5号、陳情第8号、陳情第9号一括上程 .....	108
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第86号～議案第88号、議案第90号～議案第100号、議案第102号	
議案第106号～議案第110号（原案可決）	
議案第89号（否決）	
陳情第4号、陳情第5号（不採択）	
陳情第8号（採択）	
陳情第9号（継続審査）	
1. 議案第111号～議案第118号一括上程 .....	113
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第111号から議案第116号、議案第118号（原案可決）	
議案第117号（同意）	
1. 垂水市選挙管理委員及び補充員の選挙（当選） .....	127
1. 閉会.....	128

平成 19 年第 4 回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容	
11・28	水	本会議	会期の決定、委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程 説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託	
11・29	木	休 会		
11・30	金	"	(質問通告期限：正午)	
12・ 1	土	"		
12・ 2	日	"		
12・ 3	月	"		
12・ 4	火	"		
12・ 5	水	"		
12・ 6	木	本会議	一般質問	
12・ 7	金	本会議	一般質問	
12・ 8	土	休 会		
12・ 9	日	"		
12・10	月	"	委員会	産業厚生委員会 (議案審査)
12・11	火	"	委員会	総務文教委員会 (議案審査)
12・12	水	"	委員会	議会運営委員会
12・13	木	"		
12・14	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑 討論、一部表決、一部委員会付託	

2. 付議事件

	件 名
議案第 74 号	平成 18 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 75 号	平成 18 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 76 号	平成 18 年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 77 号	平成 18 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 78 号	平成 18 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 79 号	平成 18 年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 80号 平成18年度垂水市道の駅交流施設特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 81号 平成18年度垂水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 82号 平成18年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 83号 平成18年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 84号 平成18年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 85号 平成18年度垂水市小谷・段地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第 86号 垂水市後期高齢者医療に関する条例 案  
議案第 87号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案  
議案第 88号 垂水市個人情報保護条例の一部を改正する条例 案  
議案第 89号 垂水市道の駅交流施設条例の一部を改正する条例 案  
議案第 90号 垂水市特別会計条例の一部を改正する条例 案  
議案第 91号 垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 案  
議案第 92号 垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 案  
議案第 93号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例 案  
議案第 94号 垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案  
議案第 95号 垂水市漁船保全修理施設条例及び垂水市養殖用作業施設条例を廃止する条例 案  
議案第 96号 垂水市道路線の認定について  
議案第 97号 新たに生じた土地の確認について  
議案第 98号 字の区域変更について  
議案第 99号 新たに生じた土地の確認について  
議案第100号 字の区域変更について  
議案第101号 肝属地区一般廃棄物処理組合が共同処理する事務の変更及び肝属地区一般廃棄物処理組合規約の変更について  
議案第102号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について  
議案第103号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について  
議案第104号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について  
議案第105号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第106号 平成19年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案  
議案第107号 平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案  
議案第108号 平成19年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案  
議案第109号 平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案  
議案第110号 平成19年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案  
議案第111号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案  
議案第112号 平成19年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案  
議案第113号 平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第114号 平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案  
議案第115号 平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案  
議案第116号 平成19年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案  
議案第117号 垂水市立中学校の廃止並びに統合について  
議案第118号 垂水市立学校設置条例の一部を改正する条例 案  
選　　挙　　垂水市選挙管理委員及び同補充員の選挙について

#### 陳　　情

陳情第4号 垂水南中学校の存続を求める陳情について  
陳情第5号 牛根中学校の存続をもとめる陳情について  
陳情第8号 垂水市内中学校統合の賛成についての陳情について  
陳情第9号 本城川を憩いの場所として整備し、環境保全のための条例化を求める陳情について

平成 19 年 第 4 回 定例会

会 議 錄

第 1 日 平成 19 年 11 月 28 日

本会議第1号(11月28日)(水曜)

出席議員 16名

1番	感王寺	耕	造	9番	森	正	勝
2番	大 蘭	藤	幸	10番	持 留	良	一
3番	尾 脇	雅	弥	11番	宮 迫	倫	泰
4番	堀 添	國	尚	12番	川 尻	志	達
5番	池之上		誠	13番	葛 迫	猛	
6番	田 平	輝	也	14番	徳 留	邦	治
7番	北 方	貞	明	15番	篠 原	靜	則
8番	池 山	節	夫	16番	川 畑	三 郎	

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	水迫順一	水産課長	塚田光春
副市長	水迫恒美	商工観光課長	倉岡孝昌
総務課長	今井文弘	土木課長	川畠信一
企画課長	迫田裕司	会計課長	安藤一章
財政課長	岩元明	水道課長	橋口正徳
税務課長	川井田志郎	監査事務局長	島児生典
市民課長	三浦敬志	消防長	町田昭典
市民相談		教委総務課長	松浦俊秀
サービス課長	谷口敏徳	学校教育課長	
保健福祉課長	村山満寛	補佐兼係長	城ノ下剛勇
生活環境課長	太崎勤	社会教育課長	梅木勇
農林課長	山口親志		

議会事務局出席者

事務局長	馬籠義人	書記	磯脇正道
		書記	松尾智信

平成19年11月28日午前10時開会

### △開　会

○議長（徳留邦治）　定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第4回垂水市議会定例会を開会します。

ここで、去る10月1日付で課長の異動があり、紹介のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○生活環境課長（太崎　勤）　おはようございます。

去る10月1日付の人事異動によりまして生活環境課長に任命されました太崎勤でございます。よろしくお願ひいたします。

○市民課長（三浦敬志）　同じく10月1日付で市民課長を命ぜられました三浦敬志です。どうぞよろしくお願ひいたします。

### △開　議

○議長（徳留邦治）　これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたおりであります。

### △会議録署名議員の指名

○議長（徳留邦治）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において堀添國尚議員、宮迫泰倫議員を指名します。

### △会期の決定

○議長（徳留邦治）　日程第2、会期の決定を議題とします。

去る22日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月14日までの17日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）　異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月14日までの17日間と決定しました。

### △諸般の報告

○議長（徳留邦治）　日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成19年8月分、9月分及び10月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）　皆さん、おはようございます。

9月定例議会後の議会に報告すべき主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、自動車の衝突事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決の内容は、別紙のとおり、平成19年9月21日、土木課技師大迫真一による公用車での接触事故ですが、お互いの車両損傷だけで身体のけがはありませんでした。

市は、相手方に責任割合100%の損害賠償額25万8,216円を支払うことで和解いたしました。

なお、損害賠償額は、全額、加入しております全国市有物件災害共済会の保険料で賄われます。

当事者には、車の運転には慎重を期すよう指示いたしますとともに、全職員に安全運転の励行を改めて喚起いたしてまいります。

次に、地域バイオマス熱フィールドテスト事業についてでございますが、去る11月16日に実証実験が本格稼働いたしました。

この事業は、バイオガス事業等において先進的に取り組んでおられる民間企業4社が主体と

なって、市と共同体を組織して、新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOの補助金をいただきながら取り組んでいる事業でございます。

具体的には、大野地区にあります大隅養豚生産組合の敷地内に設置したバイオガスプラントで収集、精製、圧縮したメタンガスをボンベに充てんし、道の駅の発電と熱利用のための燃料として使用するもので、垂水プロジェクトと名づけられており、将来的な商業ベースも視野に入れたものとしては全国初の取り組みで、成果を期待しているところでございます。

この事業によって、温室効果ガスの削減と道の駅の燃料費の削減に貢献できるものと思っております。ガスは、道の駅での利用以上に発生しており、今後、他の施設への利用や自動車の燃料としての利用も検討してまいりたいと考えております。

次に、9月議会後の火災について報告をいたします。

建物火災1件、その他火災5件の計6件が発生しております。

建物火災は、11月16日中央町においてお好み焼のかすが炎上したぼやで、損害等はありませんでした。

その他火災は、10月に2件、11月に3件発生し、いずれも原因はたき火によるもので、畠地等の枯れ草等を焼失しております。

次に、主な出張用務について御報告を申し上げます。

10月16日から18日にかけて、鹿屋地区土木協会の役員研修のため、新潟県湯沢町の国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所を訪問し、平成16年10月の新潟県中越地震の被災状況やその後の復興への取り組み等の説明を受け、現在の復興状況等の視察をしてまいりました。

管内における大規模震災発生時の取り組み等の参考となり、非常に有意義な研修でございま

した。

10月24日から26日にかけましては、鹿児島県社会基盤整備推進協議会の道路特定財源中央要望のため東京へ、その後、役員研修のため富山へ出張いたしました。

中央要望では、冬柴国土交通大臣を初め、事務次官、道路局の関係課長に、また森山裕衆議院議員を初めとする県選出国会議員に道路特定財源の確保をお願いしてまいりました。

また、富山では、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所を訪問し、安政5年の地震による大崩壊の土砂による土石流防止のための砂防工事の説明後、現地視察を行いました。

150年たった現在でも4億立米の半分しか除去できていないという説明に、自然の驚異を感じるとともに、安心・安全なまちづくりのために取り組まれている立山砂防事務所の御努力に頭の下がる思いをいたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（徳留邦治） 以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第74号～議案第85号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第4、議案第74号から日程第15、議案第85号までの議案12件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第74号 平成18年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成18年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成18年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成18年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成18年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第79号 平成18年度垂水市漁業集落環境整備

事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第80号 平成18年度垂水市道の駅交流施設特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第81号 平成18年度垂水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第82号 平成18年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第83号 平成18年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第84号 平成18年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第85号 平成18年度垂水市小谷・段地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

---

○議長（徳留邦治） ここで、決算特別委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長、森正勝議員。

[決算特別委員長森 正勝議員登壇]

○決算特別委員長（森 正勝） 皆さん、おはようございます。

去る9月21日平成19年第3回定例会において決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっていました平成18年度の垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、漁業集落環境整備事業特別会計、道の駅交流施設特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健施設特別会計、と畜場特別会計、潮彩町排水処理施設特別会計及び小谷・段地区簡易水道事業特別会計の各歳入歳出決算について、11月12日及び13日の2日間、決算特別委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

まず、審査に当たっては、決算の性質にかんがみ、予算が議決の趣旨・目的に沿って適正に執行され、かつ所期の目的が達成されたかどうか、また前年度要望事項の処理にどのように努力されたかなどに重点を置き、審査いたしまし

た。

なお、計数については、監査委員の審査を十分尊重し、決算報告書・監査意見書に基づいて審査を進め、各関係課長の説明を受けながら予算執行の実績・効果等を確認し、その適否について審査いたしました。

その結果、前年度要望事項については、おおむね要望に沿った努力がなされており、本委員会としては、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算ともに適正であると認め、次の要望を付して認定することに意見の一致をみました。

要望事項を申し上げます。

1つ、歳入の確保を図るため、税の不納欠損と収入未済がなるべく生じないよう、また住宅使用料やその他の負担金の滞納額の減少に向けてさらに努力していただきたい。

1つ、入札の改善に向けて努力していただきたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

平成18年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定についての討論をいたします。

平成18年度一般会計歳入歳出について、認定に反対の立場で討論をします。

昨年度は、自民・公明政権によって国民に定率減税の半減など重い増税などの負担がのしかかり、格差と貧困がさらに広がり、進んだ年で

した。こういうときにこそ、市民の生活を守る立場から市政が求められていました。しかし、十分な対策はとれませんでした。

そこで、以下の主要な点について絞って反対理由を述べます。

反対理由の1つは、市民への負担増、暮らし・福祉の切り捨てが進められたことです。

税制改正の影響で介護保険料、国保税が負担増になりました。激変緩和措置が講じられたとはいえ、年金等の減額の中、生活は一段と厳しくなりました。問題は、対策が十分に講じられなかったために、自動的に負担増になったことです。さらに、高齢者の皆さんには、高い給食費の値上げと負担増が広がりました。また、障害者は、障害者自立支援法で応益1割負担増になりました。支援が必要な市民に対して逆に重い負担を強いたことは許せません。

2点目は、生活関連道路や教育予算など、市民生活に直結する予算の要望が切望されている中、改めて公共事業のあり方や災害復旧工事での対応が市民生活へ財政的な影響を与えた問題です。

1つは、南漁港改修事業の問題です。これまで総事業費約12億円投入されている事業です。

漁業を取り巻く環境などから、当初の行政効果は期待できないし、新たな効果目的を検討せざるを得ない状況にあります。市民から見たら、事業の見直しを求めるものだと考えます。このような当初の行政効果の根拠が崩れる中、事業が進められたことは問題です。

2つ目は、災害復旧工事で、工事期間中に工事が終了せずに負担金が交付されず、そのことで市民の税金を投入しなければならなかった問題です。

この問題は、事務的な問題、内部牽制性の不十分さから生まれた問題であると指摘もありました。また、この問題から、現在の災害復旧工事期間のあり方も、国土保全という点から問題

提起がありました。今後、このような問題が起きないように対策は講じなければなりませんが、市民生活に与えた影響は大きなものがあります。

3つ目は、漁業集落排水環境事業です。

関係者の理解を得ながら進めてきた事業でありながら、経済効果はあったとしても行政効果については暗雲が漂っています。現在の加入状況では、将来の予算配分に大きな支障を来すのではないかと懸念をします。この時期、関係する住民の皆さんへの説明や事業への理解、経済的弱者への支援策など十分でなかったと指摘をせざるを得ません。改めて公共事業のあり方が問われている問題です。

最後の点は、平成17年度の一般会計の監査員の意見書として、多額の歳出不用額の処理について、「効率的な執行に努めれば住民の要望にこたえられる」と財政運営上のあり方を指摘されました。運営上困難であると主張がありますが、財政改革の途上や本来の効率的財政運営から考えると、対策や改善を図ることが求められています。そのことが市民生活を支える市政の本筋であり、行政改革で克服しなきゃならない課題ではないでしょうか。

このような理由から、私は決算の認定はできません。

以上で、認定の反対の討論を終わります。

○議長（徳留邦治） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

御異議がありますので、議案第74号を除き、各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号を除き、各議案は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第74号は、起立により採決いたしました。

委員長の報告は、認定であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第74号は委員長の報告のとおり決定しました。

△議案第86号～議案第100号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第16、議案第86号から日程第30、議案第100号までの議案15件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第86号 垂水市後期高齢者医療に関する条例  
案

議案第87号 垂水市国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例 案

議案第88号 垂水市個人情報保護条例の一部を改  
正する条例 案

議案第89号 垂水市道の駅交流施設条例の一部を  
改正する条例 案

議案第90号 垂水市特別会計条例の一部を改正す  
る条例 案

議案第91号 垂水市重度心身障害者医療費助成条  
例の一部を改正する条例 案

議案第92号 垂水市ひとり親家庭医療費助成に関  
する条例の一部を改正する条例 案

議案第93号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改  
正する条例 案

議案第94号 垂水市漁業集落排水処理施設の設置  
及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例 案

議案第95号 垂水市漁船保全修理施設条例及び垂  
水市養殖用作業施設条例を廃止する条例

## 案

議案第96号	垂水市道路線の認定について
議案第97号	新たに生じた土地の確認について
議案第98号	字の区域変更について
議案第99号	新たに生じた土地の確認について
議案第100号	字の区域変更について

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

○市民課長（三浦敬志） 議案第86号垂水市後  
期高齢者医療に関する条例について御説明申し  
上げます。

提案理由といたしまして、75歳以上のすべての方と65歳以上で寝たきりなど一定の障害がある方を対象とした後期高齢者医療制度が来年4月から実施されることに伴い、条例制定しようとするものでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律等の規定によりますと、市町村が行う事務処理や普通徴収による保険料の納期については市町村の条例で定めなければならないため、議会の議決を求めるものでございます。

3章と附則で構成しております条例案の概要について御説明申し上げます。

第1章は、垂水市が行います後期高齢者の医療に関する事務について規定しております。

第2章は、保険料に関する諸規定を、第3章では、罰則としての過料等について規定しております。

附則におきまして、施行期日と被保険者から徴収する保険料の特例の規定を設けております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいようよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第87号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に、また国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が

平成19年10月31日に公布され、それぞれ一部を除き、平成20年4月1日から施行されることに伴い、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の徴収方法に新たに国民健康保険税の年金からの天引きする特別徴収の方法が導入されたことに伴い、条文の追加や条文の整理を行おうとするものであります。

改正案の主な部分として、追加条文の第12条から第18条について御説明申し上げます。

ここで、年金から国保税を天引きする特別徴収についての具体的な事務手続について規定しております。概要について御説明いたします。

第12条は、特別徴収の対象となっている方について規定しております。

第13条は、国保税の特別徴収を行う者について規定しております。

第14条は、特別徴収した国保税の市町村への納入期日について規定しております。

第15条は、国保の資格を失った者についての年金保険者と市の事務手続について規定しております。

第16条については、国保税の本算定は7月であります。それ以前に仮徴収されている国保税の事務処理についての規定であります。

第16条の2項については、前項の仮徴収が適当でない特別な事情がある場合の事務処理について規定しております。

第17条は、平成21年度から適用される規定であります。各号に定める期間において、年金受給者となった者に関する特別徴収を始める期間を規定しております。

第18条は、年金受給者が年金を受けなくなった場合、特別徴収を普通徴収に切りかえる規定であります。

第18条の第2項ですが、ここでは、特別

徴収に誤りがあった場合の事務処理について規定しております。

以上が、本則においての改正の主な条文であります。

附則におきまして、施行期日や税条例の適用区分について、それぞれ国保税を特別徴収で行える経過措置を規定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務課長（今井文弘） 議案第88号垂水市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

平成19年5月に現行の統計法が全部改正されたところでありますが、垂水市個人情報保護条例の中に統計法を引用している条項がありますことから、今回、当該条例の一部改正をしようとするものであります。

改正する条項は、本市個人情報保護条例の中の統計法に基づく統計調査によって収集される個人情報については適用除外とする規定部分で、第31条第1項の第1号から第3号であります。

それでは、別紙の新旧対照表で御説明申し上げます。

第31条第1項第1号中「統計法第2条に規定する指定統計」を「統計法第2条第4項に規定する基幹統計」に改め、同項第2号中「第8条第1項」を「第24条第1項」に改め、同項3号については、「統計法第27条第2項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに含まれる個人情報」とするものであります。

なお、統計法の施行日については、施行日が決定していないために、附則としまして、この条例は、統計法の施行の日又はこの条例の公布の日か、いずれか遅い日から施行しようとするものであります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 議案第89号垂水市道の駅交流施設条例の一部を改正する条例案

について御説明申し上げます。

今回の改正の主な理由は、本条例中の指定管理者に関する部分を、今後の指定管理者による管理に当たりまして、本条例施行後に制定されました通則条例であります、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例と整合性を保つために、本条例の一部を改正し、整理しようとするものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。

第4条第2項は、通則条例に規定がありますので削り、第5条は、見出しを「業務の範囲」に改め、第1項第4号は、既存の条例に倣い、業務の内容を明確化しようとするものであります。

次に、第6条は、「指定管理者は、次に掲げる事項を遵守し、関係法令の定める基準に従って適正に業務を行わなければならない」とありますように、現行の第6条を改め、管理の基準を設けたものでございます。

次に、第7条から13条まで及び第25条は、通則条例の規定がありますので削り、第14条を7条とし、第15条から24条までを7条ずつ繰り上げ、第26条を第18条にしようとするものでございます。

また、条を繰り上げましたことで、別表1、2中の条例表記の第14条を第7条に、第18条を第11条にそれぞれ改めようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第90号垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

今回の改正は、垂水市特別会計条例中の道の駅交流施設特別会計、道の駅交流施設事業について、本会計は、会計の明確化という観点から特別会計を設けましたが、歳入歳出とともに項目も少なく、指定管理者制度による管理を行う上で予算が複雑になることはないと思われます

で、事務の簡素化を図るために、今後、一般会計予算として取り扱うことといたしましたため、垂水市特別会計条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容を新旧対照表で御説明いたします。

道の駅交流施設特別会計を本条例から外すために、第1条第1項第8号を削ろうとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第91号垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

改正の理由でございますが、学校教育法等の一部改正により名称が改正されたことに伴い、本条例においても条文を改正しようとするものでございます。

第2条第2項中の「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改めるものでございます。

附則といたしまして、公布日から施行し、平成19年4月1日から適用するものでございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第92号垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

これは、児童扶養手当法の施行令が平成15年4月1日に改正され、施行令第2条4の規定に同条3項として養育費の所得算入の規定が追加されましたが、条例の改正がなされていなかったために、今回、条例改正をしようとするものでございます。

第3条第3項第1号中の「施行令第2条の4第3項」の「第3項」部分を「第4項」に改め、同項第2号及び第3号中の「施行令第2条の4

第4項」の「第4項」部分を「第5項」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、適用は、法改正に基づきまして平成15年4月1日からとするものでございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○農林課長（山口親志） 議案第93号垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

平成19年8月27日付で、垂水市公設地方卸売市場の卸売業者である垂水市大同青果株式会社より、売上高割市場使用料の減免について要望書が提出され、垂水市地方卸売市場運営審議会で減免措置について審議を行いました。

これを受けまして、今回の改正は、公設市場の経営の実情に応じ、卸売業者市場使用料を減額しようとするものであります。

今回の一部改正の主な内容ですが、別表の新旧対照表で説明申し上げます。

垂水市地方卸売市場条例第58条第2項中の別表4で定める卸売業者市場使用料の売上金額に対する割合を「1000分の2」から「1000分の1」に改めようとするものであります。

なお、この条例は、卸売市場法第64条第1項に規定する知事の承認があった日から施行しようとするものであります。

説明を以上で終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○水産課長（塚田光春） 議案第94号の垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これは、牛根境地区の下水道料金の表示を改正するもので、平成16年4月1日の消費税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、消費税相当額を含んだ総額の表示を義務づける総額表示方式に実施されることになったため、条例の改正をするものであります。

新旧対照表をごらんください。

現行の第11条第1項中「とし、この額に消費税法及び地方税法に定める消費税率を乗じて得た額を加算した額」を削り、「とする。」と改め、基本料金「500円」を「525円」に、従量料金1立方メートル当たり「70円」を「73.5円」に改めるものでございます。

この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第95号の垂水市漁船保全修理施設及び垂水市養殖用作業施設条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

これは、昨年12月にブリ養殖の水揚げ基地である牛根麓地区が県の管理する牛根麓漁港として漁港指定されたことに伴い、そこにある市所有の漁業用施設2カ所の維持管理や災害復旧等を県へしてもらいたいので、その施設を県へ譲与するための事前の手続として、施設の設置条例を廃止するものでございます。

まず1カ所目は、平成6年度に当該地区に設置しました垂水市漁船保全修理施設でございますが、漁船の修理をするための船揚げ場施設でありますが、その施設は、防波堤、護岸、船揚げ場で構成されており、漁港の基本施設として位置づけられたことから、漁港施設の管理上、漁港管理者である県の施設として管理すべきものであるため、県と事前に協議を行い、県が管理していくことで同意を得ております。

また、防波堤、護岸、船揚げ場以外の施設に漁船修理のため漁船を陸上に引き揚げる上架施設がありますが、今後の効率的・効果的で適正な財産活用を図り、今後の維持管理や災害復旧などを考慮した場合、設置当初から管理委託をしている牛根漁協に譲与した方が望ましいと考えられ、牛根漁協と協議を行ってまいりましたが、牛根漁協が管理していくことで事前に同意

を得ております。

よって、今回、施設の設置条例を廃止して、普通財産へ変更しようとするものであり、その後、防波堤、護岸、船揚げ場につきましては、垂水市の財産の交換、譲与、無償貸し付けなどに関する条例第3条第1号により県へ譲与しようとするものであります。

また、漁船を陸上に引き揚げる上架施設につきましては、普通財産へ変更した後、再度議会の承認を得て、牛根漁港へ譲与しようとするものでございます。

次に、2カ所目は、平成17年度完成しました養殖用作業施設でございますが、これも漁船保全修理施設と同様に、牛根麓漁港の指定を受け、県管理漁港となったことから、漁港の基本施設として位置づけられるため、漁港施設の管理上、漁港管理者である県の施設として管理すべきものであり、県と事前に協議を行い、県が管理していくことで同意を得ております。

よって、今回、施設の設置条例を廃止して、普通財産へ変更しようとするものであり、その後、垂水市の財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例第3条第1号により、県へ譲与しようとするものでございます。

この条例は、平成20年1月1日から施行するものでございます。

以上のとおりでございます。御審議をよろしくお願ひいたします。

○土木課長（川畠信一） 議案第96号垂水市道路線の認定について御説明申し上げます。

国道220号の海潟から牛根麓間の早崎防災区間で牛根大橋を含む道路改良工事が来年3月には完成し、4月から供用開始されることとなっております。供用開始されると、旧国道が垂水市に引き渡されることになっております。引き渡しを受けた後は市道として維持管理する必要から、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道認定しようとするものでございます。

認定します路線は、路線番号643、桜島口牛根麓線でございます。

路線の起点は、垂水市大字海潟字大谷2608-13番地先、終点は、垂水市大字牛根麓字磯口17-1番地先でございます。

今回認定いたします路線の延長は、2,350メートルとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○企画課長（迫田祐司） 議案第97号新たに生じた土地の確認について、議案第98号字の区域変更について、議案第99号新たに生じた土地の確認について及び議案第100号字の区域変更については、4議案関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第97号でございますが、垂水市が免許を受けていました牛根麓地区内の公有水面埋め立てに関する工事が、平成19年6月26日竣工認可されましたので、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

土地の面積は、3,209.38平方メートルでございます。

次に、議案第98号でございますが、先ほどの新たに生じた土地に関連する字の区域変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新たに生じた土地を大字牛根麓字磯とするものでございます。

次に、議案第99号でございますが、国土交通省九州地方整備局が承認を受けていました牛根麓地区内の公有水面埋め立てに関する工事が、平成19年3月30日竣工通知されましたので、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

土地の面積は、140.83平方メートルでございます。

最後に、議案第100号でございますが、前述の新たに生じた土地に関連する字の区域変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新たに生じた土地を大字牛根麓字磯とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（徳留邦治） これから質疑を行います。

質疑はりませんか。

○池山節夫議員 議案89号についてちょっと伺います。

第4条は通則にあるので削ると、また7条から後も通則があるから削るということなんですが、ちょっとよくわからないから教えてほしいんですけど、これ、あの垂水市病院事業の設置等に関する条例、私は議事録をちょっと読んだんですけど、16年の12月議会で道の駅の個別条例を制定して、17年6月議会で公の施設に係る指定管理者の指定手続と、これ通則ですよね。

前、個別条例をつくって通則をつくったから重複しているんだということで、それはいいんですよ。だけど、17年の9月に病院事業の設置等に関する条例で指定管理者のところを足しましたよね。そうするとここに、この13条に指定管理、この通則を準用するというのが規定されているんですよね。何でこれだけばっさり切るのかなと思って、この個別条例のほうにやっぱり通則を準用するという、道の駅の部分にも残さないと、それこそ整合性をするために改正するとあったけど、整合性が合わないんじゃないかと思うんですけど、そこはどうですか。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 議案89号の御質問についてお答えいたします。

今回の条例は、先ほど御説明しましたとおり、本条例が通則条例ができる前にできておりましたことから、この通則条例に合うような形で今回、整合性を保つために条例改正をしようとする

るものでございまして、条例の内容につきましては、通則条例にあるものはもう通則条例に使うということで、それにあるものを、重複するものを削ったものでございます。

○池山節夫議員 今の答弁でちょっとわかりにくいんですよね。だから、病院事業のほうはその通則を準用するという規定をつくって、道の駅のほうは何で同じような文言を、その通則を、例えばこのばっさりといったことをですよ、ばっさりといったことを、選定とか、指定とか、この辺をばっさり7条から切っているんだけど、この部分をやっぱり病院事業で規定、病院事業のほうは通則をつくってから病院が指定管理者になるときに、その通則をここは準用するという規定を13条で設けているのに、何で道の駅のほうはここでそれを入れないのかなと、そういうことなんですよ。それでないとおかしいんじゃないかな。

○商工観光課長（倉岡孝昌） この条例の改正について、専門家であります第一法規に確認いたしまして、本則であります公の施設に係る指定の条例にない第1項に、趣旨の中に、公の施設に行わせるための指定管理者等の手続に関して必要な事項を定めるというふうに規定がございますので、この規定がありますことから、今回の条例は重複する部分を削ったところでございます。

○池山節夫議員 それだと、何で病院のほうは入れたの。通則を準用する。どうも道の駅のほうの選定とかそれに関する、今、2条とか言いやったけど、本当にその根拠になるかな、それが。道の駅は入れないで病院事業のほうは入れた。じゃ、なぜ病院事業のほうは入れたのかな。総務課長でいいのかな、それが入ったのは。保健福祉課長ですか。

○保健福祉課長（村山満寛） 今の質問ですが、勉強不足でその点はちょっとあれなんですかけれども、実際は病院関係のほうが指定管理者

制度は早かったというふうに思っておりますので、病院のほうが指定管理は早かったというふうに思っております。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 答弁の繰り返しになりますけれども、この条例を制定するに当たりまして、そのことを実は必要ないかというふうに専門の第一法規に確認いたしましたところ、本則の条例のほうに公の施設についての指定管理に関する項目は第1条で掲げているので、必要ないというふうに指導を受けたところでございます。（「もう1回」と呼ぶ者あり）

○議長（徳留邦治） 3回までお願ひします。

○宮迫泰倫議員 今、89号について、担当課長と市長でもだれでも結構です。

第一法規がこうだからしましたというような言い方なんですよ。ほんのこちゃら舍内でこうだという意見があったのかどうか、それを参考にしたのかどうか、参考にされて、自分たちでこれを出される前に審議されると思います。それが欲しいです、私は。だから、第一法規がこうだからこうじゃなくて、自信があります、こうですとはっきり言ってくださいよ。それを2つを市長でも総務課長でも結構です。お答えください。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 先ほどお答えしましたように、この条例をつくるときに、そのことが必要ないかということで確認や検討いたしまして、そのことを確認するために第一法規には、この条例で大丈夫なのかと指導を受けましたところでございます。

○市長（水迫順一） もちろん、今、課長が話したように内部で議論してやった結果、最終的に、最初に第一法規がありきじゃないんですね。ですから、こっちがちゃんと協議をして、最後に、協議した結果、専門家にも一応意見を求めるというのはよくやる方法です。そういう協議した結果が本当に大丈夫なのかという確認の意味ですね。

○宮迫泰倫議員 今の市長の答弁によれば、第一法規ののを参考にされているということですね。参考にされて自分たちでこれをつくったということですね。そういう理解でありますので。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 議案96号垂水市道路線の認定についてのところで、前、あそこの220号のところは一般質問でもしたことがあったんですけど、これはバイパスが完成しても生活道路として大事な道路だと思うんですが、前質問したとき、そういうふうに市道として受け入れる場合は、災害の巣だから、そこらあたりはやはり慎重にしたほうがいいんじゃないかということを意見を述べたことがあったんですが、その点については、今回のこの市道に認定する中でどのような話し合いが持たれたんでしょうか。

○土木課長（川畠信一） これ市道認定した後の道路の管理については、桜島口、それから牛根麓の市道の入り口に通行止めのゲートを移してもらう。そして、今までと同じように、160ミリになったら、連続雨量160ミリに達したら通行止め、2ミリ以下の雨が3時間以上続いた場合、通行止めの解除というような方針で、今までと同じような方針でいくということになると思います。

ただ、あと、ボラ等が流れてきた場合の管理は市のほうで取り除き、その辺はやっていくことになろうかと思っております。

○堀添國尚議員 よくわかりました。私が質問した内容は、今、いろいろの財政改革に取り組みながら、垂水市の財政は大変だということなんですけど、あそこは災害の巣でもあるということから、市道に受け入れた場合に、その災害に対するところの予算等で非常に圧迫するんじゃないかなと、こういう懸念があったものですからお尋ねをしたわけです。そこらあたり市長のほうで。

○市長（水迫順一） 確かに非常に危険な場所ですので、あそこの中に1軒住家を構えていらっしゃるんですね。その方がもうちょっとあの道路を通らないといけませんし、それから漁業者がえさの関係で下の道路を使わなければいけません。ですから、これを全く締め切るということはできないわけです。ですから、そういう意味ではこの人たちに、方法を今から検討をするんですが、この人たちにパスかなんか身分証明みたいなものを、許可証みたいなものを渡して、この人達だけは通れるよというような形で、一般の人が入り込んで災害に遭うとかそういうことがないようにまずしたいと。

それと、あそこが道路が長いだけに、災害があった場合にかなりのお金を食うなど、使わざるを得ないなと思いますもんですから、この辺はもう最低限、余り金を使えないとい。ですから、そのかわり漁業者とか、そこで住んでいらっしゃる、生活していらっしゃる方には通行の不便があるといけませんので、それには対処していく工事の処理の仕方をしなければいけない。そのように思っております。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 1つは86号、それから89、90号に関連して質疑をしたいと思います。

86号は、今回、後期高齢者が来年4月1日から法律が具体的に動くということで医療に関する条例を設置して、事務等の関係を本市で行う内容を具体化するという条例案の中身だと理解していますけれども、今の時点でもいろいろ問題も指摘をされ、政府自身も一部は凍結とかいうこともやるような中で、いろいろ問題点も多いんですけども、特に受診の是正とか、検査等への制限、在宅みとりの推進など、それから定額制の問題とか、それから低所得者への負担の問題等々出て、当然、今まで被扶養者だった方々が新たにこの保険で負担しなきゃならない問題、

いわゆる高齢者の問題への影響が大きいということと、特に80歳、90歳、いわゆる年金が1万5,000円未満の方々で普通徴収、それを払わなければ保険証は取り上げられると。

今の老人保健法でいくと、そういう方々は取り上げてはいけないというふうになっているんですけれども、今度はそれが取り上げられてしまうということで、非常に問題点も多いというふうになっているし、また国保への影響もいろいろ出てきて、ひょっとしたら将来的に、もししくは早い段階で増税になる可能性もあるのではないか、この制度の影響を受けてですね。

そこで、市長と課長にお聞きしたいんですけども、例えば石原知事も、結果として貧しい高齢者が早く死ぬことになっては決してならないということで、都としても対策をとるというようなことも議会で約束をされています。

また、自治体の中でも、高齢者負担には頼れないと、保険証は取り上げられない、住民にこういう内容だったら説明もできないという声もいろいろ上がっているんですが、当の厚生労働省自身もこれは5年で破綻するんじゃないかというようなことも言っていると、非常に欠陥の多い問題の指摘されている中身なんですけれども、議会でも全国で250を超える自治体が意見書を上げているというような状況ですが、こういう形で市長会でもいろいろと議論もされ、意見書等も上げられていると思いますけれども、市長自身はこの後期医療制度についてどういう問題認識を持っていらっしゃるのか、もしくは当面の対策として自分の中に、このことはちゃんとやっとかなきゃいけないなというふうに認識されているのか、お考えあるのかお聞かせいただきたいと思います。

それからあと、課長なんですけれども、特に高齢者への負担増、それから低所得者への問題、国保への影響と、いろいろとこの問題で出てくると思いますけれども、特に今度、後期高齢者

がどんどんふえていくと保険料がふえるという仕組み、人口がふえると、後期高齢者がふえると保険料はふえるという仕組みだったりとか、2年後には見直しとか、いろんな点で負担がいくという問題もあるんですけれども、そのあたりでこの間の議論も含めて、それらの問題点と特定健診との関係で国保への影響はどうなっていくとお考えなのか、お聞かせください。細かな点については、数字等の点については委員会のほうで議論させてもらいたいと思いますけれども、この基本的な点についてお答えください。

○市長（水迫順一） 後期高齢者制度がここ約1年ぐらいをかけて来年4月からスタートするわけですけど、いろいろ、新しい制度ですので非常に問題もないわけじゃないというふうに思います。この間、鹿児島県のほうも広域連合のほうで一応全国平均の保険料が、全国平均とほぼ同じ額の保険料が決定しましたし、要はこの制度を、国保ひっくるめて問題なのは、本当に医療費がどんどんどんどん、高齢者の医療費が上がっていく中で、これをできるだけ健康で長生きをしてもらうという意味では、特に垂水の場合は老人医療費が一番高いんですね。鹿児島市に次いで県内でも2番目に高い。99万超しておると思うんですが、1年間に。

このことは非常に深刻な問題だと、市 자체をとってみてもそう思っておりまますし、これは国保をひっくるめて高齢者の医療の問題点は、垂水独自に何が原因なのかというようなことを専門のお医者さんあたりにも聞いたりするんですが、要は垂水で特にあるのは、なかなか健康診査を受けないで、病院にかかったら即入院が多いと、それで、後期高齢者もひっくるめてなんですが、医療費がそれで上がっておるんだという、その要因も1つあるということ等も聞いております。ですから、こういう制度改革の中で、できるだけ病気になる前に診査を受けると、そのことで大病にならないことが、また

その医療費の削減にもつながっていくというふうに思っております。

後期高齢者というのは、御存じのように、この75歳以上というのは非常に保険料もしっかり払っていただいている方が多いんですね、全体から見ますと。ですから、こういう方々がさらに、特に病気になると即入院というようなことも多いわけですから、こういう方々がいかに今後の制度の中で病気を克服できるような、健康診査をひっくるめてそういう方向でいっていただきたいというふうに思いますし、これは全国的に制度改革ですから、垂水市でどうこうということはできないわけですが、ただ、スタート、準備期間が非常に短かっただけに、ちょっとやはり本当に細かいところまで行き届いた制度であるかというと、スタートしてみて2年ぐらいで、また結果を踏まえながら、改正るべきところはしていかなければいけない問題もあるんじゃないかなと、そういうふうにも思っております。

ですから、このことは市としましても、この制度改革の中でより健康なお年寄りをつくる方向で頑張っていかなければいけないと、そのように思っております。

○市民課長（三浦敬志） 今の市長の答弁とダブルかもしませんけれども、特定健診につきましては、国民健康保険事業の一環として事業を行うように今、準備をしている段階でございます。その特定健診の中で、やはりお年寄りの健康の充実という面を考えながら、国保の運営を考えていかなければなりません。

国保の部分につきましても、75歳以上の方といわれる方々は確かに納税意識の高い方々で、100%近い方々が納めていただいている。そういう方が抜けるということは国保運営に関しても若干の影響は出てくるんではないかというふうに危惧はいたしております。

以上です。

○持留良一議員 89と90号を抜かしたんですけれども、今の問題でもいろいろ問題点がこの後期高齢者医療制度はあるということで、だからこそ国も対応、対して一定の配慮をしたというふうに思います。

それからまた国保との関係では、これは委員会で細かくしていきますけれども、今まで公費負担であった基本健診が廃止になると、そうすると当然のごとく国保税から持ち出しもしなきゃならない。そうしちゃうとその分が被保険者、いわゆる加入者に覆いかぶさってくる問題も出てくるんじゃないかなと。そのあたりのぜひ問題意識を持って、このあたりはきっと対応していただかないと、本当に市長が予防、健康と言われましたけれども、それをより具体化しつつ、それに合った、制度の問題点、矛盾点からきっと高齢者を守るという市長の責任がありますので、そのあたりの対策もぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

89と90号なんですけれども、89号で、先ほど5条の4項で「指定管理者が市長の承認を受けて、交流施設の設置の目的に寄与すると認められる業務」というふうにされたということで、これ自身は今の施設管理組合の定款から見ても整合性は整えられたのかなというふうに思いますが、じゃ指定管理者が今後、業務といっても、その目的、いわゆる福祉の向上とか云々かんぬんという目的がありますけれども、この関係でどこまでをしていくのか。逆に言えば、このことで指定管理者の業務範囲が非常にいろんな形で広がってくるのか。

例えばあそこの建物の中で売店とか、それから食堂、それから入浴施設等々、これじゃもう不足だとか、そういうところまで含めて、目的に寄与する、認められる業務、そういうところまでその中身が業務として拡大していくという問題まで含むのかですね、そのあたりについて、このあたりがそういう問題も含むのか、ちょっと

と考えをお聞かせください。

それから90号は、特別会計からなくすということは、事務効率の上からは確かにそういうことも言えるかと思いますが、しかし、私は議会の立場からいくと、いわゆる決算会議で今まで道の駅のことをいろいろと議論もしてきました。しかし、その中には、事業報告書とか業務・経理内容という、これは市長の権限で出すか出さないかはあるんでしょうけれども、そのあたりというのもない中でも、特別会計ということで道の駅のさまざまな問題点について、会計があることによってそこをいろいろと議論ができたというふうに思うんですが、今後はそういうことがなくなると、いわゆる決算会議そのものの中にこのことが含まれないとなると、新たな、私たち議会としても、道の駅に関してはどうしていくかということをやっぱり議会としても対応していくかなきゃならないんですけども、これは市長にお聞きしますけれども、事業報告書とか業務・経理内容とか含めて、どこまで情報を開示したいか、私たち自身としたらしてほしいと、この特別会計がなくなることによってその糸口がなくなるわけですので、そうしちゃうとやっぱり情報がどうしても途絶えてしまうと、そういう点で市長自身、対議会との関係、また情報公開との関係でこの点をどのようにお考えなのかお聞きしたい。

○市長（水迫順一） 今、御承知のように地方自治体の、6月に地方財政の法律ができて、地方財政健全化法という法律が6月にできまして、その大きな柱は何かというと、本当に地方自治体の会計だけじゃなくて、特別会計をひっくるめて連結決算で報告をしていきたいと。そしてすべて市の財政全体がわかると、そして夕張みたいなのを早目にやはりわかって対応していくことが目的だと思うんですね。

そういう意味では、道の駅にしても、赤字をずっと出していきますと、当然市もここまでこ

ういうような関係をしてきた道の駅ですので、財政負担をせざるを得なくなってくると思うんです。そういうことがないようにしっかりとした経営にしていかなければいけませんし、だから管理者自身もどこまで、どういうようなところまで目を通すべきかは、3年たってきましたので、今後さらに詰めていかなければいけないと思うんですね。

ですから、道の駅が今、順調に来ておりましたけど、本当にこのまま順調にさらにいけるのか、非常に難しい時期だと思います。ですからここで本当に、スタッフはもちろんのことですが、その管理者自身も経営全般にわたって把握ができます、そして今後どういうふうにしていかなければ衰退していくよというような見通しの立てられるようなやはり管理者、目をそこまで配られるような管理者でなければいけないと、そういうふうに思っております。

ですから一方では、言われたように、それをどこまで情報公開するのかというのは、これは公の施設ですので、できるだけ情報は公開していかなければいけないというふうに思いますし、この辺もひっくるめて今後どこまでしたほうがいいのか、できるのか、その辺も検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 指定管理のことについてお答えいたします。

第5条の現行が「前3号に掲げるほか、市長が必要と認める業務」というふうになっておりますけれども、この市長が認める業務というのは、実際指定管理者が提案し、それを受け市長が認めるというような行為だろうということです、この条を改めたところでございます。

また、その業務の範囲が広がるかということでおございましたけれども、内容的には現行と変わりない運用になろうというふうに考えております。

○持留良一議員 89号ですけれども、結果として今、管理組合のほうは市長が組合長だ、そして市長がこれに関して必要と認めるという、ある意味では形として今の現段階の指定管理者としては非常に不整合な部分が私自身はあると、自分が起案し、なおかつ議論してもらって、一方では自分がそれを認めるというふうになると、非常に私たち自身もややこしいし、指定管理者そのものの性格からいってもおかしいです。

このあたりについて、このあたりの矛盾を解決するためにも、そうしないと、いわゆる市長が承認を受けて云々かんぬんというのは、なかなか私たち市民の中にも理解できないでしょうし、このあたりの発展的な解消というのもあると思うんですが、そうしないとこのあたりの条例も生きてこないと思うんですが、そのあたりの考え方。

あと90号の場合は、私が言ったのは、いわゆる公の施設の運営の公平さとか平等が私たち自身担保できないと、その担保してもらうためにはやっぱりそういう内容をきちっと報告してほしいと、最低限、事業報告書とか業務・経理内容とかですね。そうしないと、先ほど赤字になつたらどうのこうのとありますけれども、やっぱりそういう意味では、将来的には指定管理料という形で一般会計から出していく可能性もなきにしもあらずと。そうなってきたときにやっぱり議会のチェック、役割機能はどうだったんだと、じゃそのためにはそういう情報がきちっと受けた議論されたのかという点では、やっぱり市長自身も自分自身の責任として議会にちゃんと報告をしていたとか、情報公開をしていたとかとならないと、私自身は、市長としての責任も負えないし、議会自身に対しても主張できないと思うんですけれども。

そういう意味では、これから検討するといふんじゃなくて、もうこの間3年目を迎える中で、わかっていると思うんですよね、このあたりは

きちっと報告した方がいいとか。私はさっき言いましたとおり、事業報告書とか業務・経理内容も含めてやっぱり報告してほしいと。そうでないと本当に公平に運営されているのか等々も含めて問題点が見えないと。そういうこともありますので、そのあたりについて、まだ今の段階でそういう検討していくという考え方なのか、それとも今の段階でこれだけはできるとお考えなのか、それをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○市長（水迫順一） 当然、当初を考えてみますと、3年間赤字だろうというふうに長期計画では、つくる前は踏んでおりました。結果として、赤字を出さずに何とか来れたというふうには思っておるんですね。ですから、3年たっていろんな面の見直しというのが、本当に適当な時期だろうというふうにも思っておりまし、私自身が管理者の長であってはいけないと、そのこともひっくるめて今回そういうふうに改正するわけです。

ですから、会計内容についても、当然これは公表していかんといかんというふうに思っております。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案15件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案15件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第101号～議案第105号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第31、議案第101号から日程第35、議案第105号までの議案5件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第101号 肝属地区一般廃棄物処理組合が共同処理する事務の変更及び肝属地区一般廃棄物処理組合規約の変更について

議案第102号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第103号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第104号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について

議案第105号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

○生活環境課長（太崎 勤） 議案第101号肝属地区一般廃棄物処理組合が共同処理する事務の変更及び肝属地区一般廃棄物処理組合規約の変更について御説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成20年4月1日から、肝属地区一般廃棄物処理組合が共同処理する事務を変更し、同組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、平成20年4月1日から、大根田衛生管理組合及び鹿屋市が所有する最終処分場を肝属地区一般廃棄物処理組合が引き継ぐとともに、同処理組合が設置する一般廃棄物処理施設が供用開始されることに伴い、同処理組合規約の共同処理する事務を変更し、同規約を変更することについて、地方自治法第286

条例第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものでございます。

それでは、別紙新旧対照表で一部変更の御説明を申し上げます。

第3条は、共同処理する事務を規定しておりますが、第3条中「一般廃棄物の焼却施設」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処理及びこれに要する施設」に、次の第4条は、組合の事務所の位置を鹿屋市の「共栄町20番1号」から「串良町下小原3893番地8」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この規約は平成20年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○市民課長（三浦敬志） 議案第102号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを御説明申し上げます。

提案理由としまして、地方公共団体であります広域連合を組織する団体に変更があった場合、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経て、関係市町村と協議する必要があります。

今般の市町村合併により、屋久島町が設置され、南九州市が設置されることに伴い、組織団体数が減少しますので、議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務課長（今井文弘） 議案第103号及び第104号につきましては、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第103号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成20年4月1日から、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地

方公共団体から大根田衛生管理組合及び肝属東部清掃組合を脱退させ、退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に肝属地区一般廃棄物処理組合を加えるため、鹿児島県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて協議が必要になることから、地方自治法第286条の第1項及び第290条の規定よりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第104号鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について御説明申し上げます。

平成20年4月1日から、肝属東部清掃組合が解散し、鹿児島県市町村総合事務組合を脱退することに伴いまして、財産処分について協議が必要となることから、地方自治法289条及び290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

簡単に申し上げますと、先ほど議案第101号で提案理由の中で説明がありましたら、大根田衛生管理組合の業務を肝属地区一般廃棄物処理組合が引き継ぎ、また、肝属東部清掃組合の解散に伴う財産について、鹿児島県市町村総合事務組合に帰属させようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市長（水迫順一） 議案第105号垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります平原忍氏が、平成20年2月3日をもちまして任期満了となりますことから、新たな委員として戸越俊一氏を選任するに当たり、地方自治法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする戸越俊一氏の住所は、垂水市新城3846番地、生年月日は、昭和17年4月6日でございます。

なお、委員の任期は3年でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時19分休憩

午前11時35分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第102号及び議案第105号を除き、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

最初に、議案第102号については、12月1日の合併により南九州市が誕生することに伴う地方公共団体の数の減少によることから、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第102号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第101号、議案第103号及び議案第104号の議案3件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第101号、議案第103号及び議案第104号の議案3件は、原案のとおり可決されまし

た。

次に、議案第105号について、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第105号は同意することに決定しました。

△議案第106号上程

○議長（徳留邦治） 日程第36、議案第106号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（岩元 明） 議案第106号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、生活保護費が診療報酬改定などで増加したことに伴う扶助費や、農地等の災害復旧費並びに公共土木災害関連経費等へ追加措置しようとすることが主な理由でございます。

今回、歳入歳出とも7,356万3,000円を追加しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は82億3,131万5,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、6ページの第3表地方債の補正をごらんください。

当初予算で承認いただきました港湾及び海岸整備事業並びに消防防災施設整備の借入限度額を、それぞれ右の欄に示す限度額に変更し、あわせて借入総額を7億3,490万円から10万円引き上げて、7億3,500万円に変更しようとするとものでございます。

次に、事項別明細をかいづまんで説明いたします。金額はお示ししておりますので、読み上げないことを御了解願います。また、事務経費等の説明も省略いたします。

16ページからの歳出のうち、一般管理費の工事請負費は新城地区の防空ごうの入り口を県の50%の補助を得て封鎖しようとするものでございます。

17ページの諸費は、前年度交付された国・県支出金の精算による返還金の増減でございます。

19ページの障害者福祉費及び20ページの児童措置費及び児童扶養並びに特別児童扶養手当事務費の扶助費の追加は、いずれも当初見込みより対象者が増加したことによるものでございます。

19ページの国民健康保険事業費の繰出金は、国保財政安定支援事業に係る一般会計からの繰出金の確定による減額分でございます。

同ページの老人医療費の委託料は、後期高齢者医療制度に伴うシステム開発委託料の契約額確定による減額でございます。

20ページの生活保護費の扶助費は、入院患者の増加と診療報酬単価の改定によるものでございます。

21ページの乳幼児医療費の扶助費は、個人申請から病院申請へと手続が変更されたこと等による増加分でございます。

23ページの農地費の委託料は、新たな県営事業を導入しようとするための調査、構想策定を委託しようとするものでございます。

25ページの土木総務費の使用料及び賃借料は、建設残土処分場での土砂等の処分に重機を借り上げようとするほか、公有財産購入費は、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業を促進するため、市が用地買収の便宜を図ろうとするものでございます。

26ページの道路維持費は、振興会要望に応じて排水路や区画線の整備を行おうとする経費でございます。

それから、29ページからの教育費のうち小学校施設整備費の工事請負費は、柊原小学校の複式学級化に伴う教室改造と、協和小学校プールの鉄骨屋根の解体を行おうとするものでございま

す。

それから、32ページの体育施設費の備品購入費は、野球場のピッティングマシンを購入しようとするものでございます。

32、33ページの災害復旧費は、被災した農業施設並びに道路、橋梁河川の単独災害復旧費を追加しようとするものでございます。

これらに対する歳入財源は、前に戻っていただきまして、7ページの歳入総括表と9ページからの事項別明細でお示ししてありますように、地方交付税を1,827万7,000円、農地災害復旧分担金を11万5,000円、体育施設使用料を7万円、児童福祉及び生活保護並びに社会福祉の扶助費への国庫支出金を2,560万9,000円、防空ごう緊急対策及び重度心身障害者並びに乳幼児医療への県支出金を685万6,000円、基金利子の財産収入を50万8,000円、前年度事業精算による老人保健医療特別会計からの繰入金を2,066万4,000円、前年度決算繰越金を806万3,000円、過年度収入などの諸収入を122万5,000円、市債を10万円それぞれ増額し、本年度の交付額が確定した地方特例交付金を842万4,000円減額して予算の均衡を図っております。

なお、寄附金は、神戸市西区に在住の末野芳治様から賜わったものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治）　ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○堀添國尚議員　16ページの一般管理費の工事請負費のことですが、これは今さっき聞いた話では、何か新城のトンネルを防ぐんだということだったですが、危険な状態にあるんでしょうか。何か再利用の方法は検討はできなかったのかお尋ねします。

以上です。

○総務課長（今井文弘）　市内に防空ごうはた

くさんあるんですが、その中で前調査をした結果、特に危険な箇所ということで3カ所ほど新城の麓、それと横間、それから猿ヶ城ということで3カ所ございましたので、そこは整備の必要があるということで、県にもこういうことで申請をしておりまして、今回、補助事業で整備をしようとしているところです。

今出ましたとおり、再利用とかそういうことじゃなくて、特にもう危険だということで詰めるというふうな形が一番いいのじゃないかということで、今回そういう整備をする方向でいるところです。

○議長（徳留邦治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第106号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第107号～議案第110号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第37、議案第107号から日程第40、議案第110号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第107号 平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第108号 平成19年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第109号 平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第110号 平成19年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

---

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

○市民課長（三浦敬志） 議案第107号平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、現在までの診療分に基づき、今後の年間推計を行った結果、保険給付費等に不足が予想されることから、増額補正しようとするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししておりますので、読み上げないことを御了承願います。

7ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費の2目退職被保険者等療養給付費と4目退職費保険者等療養費は、平成19年3月から同年8月までの診療分の実績と今後の医療費の動向を勘案し、増額補正するものであります。

2項高額療養費の1目一般費保険者高額療養費と2目退職費保険者等高額療養費は、平成19年1月から同年6月までの診療分の実績により年間推計を行った結果、予算不足が見込まれることから、増額補正するものであります。

3款の老人保健拠出金は、財源構成であります、一般財源内での構成であるため金額としては表示されておりません。

5款1項の共同事業拠出金、3目保険財政共同安定化事業拠出金は、年間12期に分けて支払いますが、最後の12期のときにその年の実績に応じて端数調整が行われるため、その端数調整への対応分として計上しております。

7款の基金積立金は、現予算との差額を増額補正いたしました。

これに対します歳入は、5ページをごらんください。

5款の療養給付費交付金は、退職被保険者の

今後の医療費の伸び等を勘案して、追加補正したものであります。

8款の共同事業交付金は、歳出の共同事業拠出金において年度末端数調整分の増額を行いましたが、その増額分への充当分を増額補正しております。

9款の財産収入は、基金分の利子であります。

10款の繰入金、1項基金繰入金及び2項他会計繰入金でもって収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ29億6,088万円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第108号平成19年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、前年度決算に伴い、それぞれの金額が確定したことに伴う過年度分の予算整理のため追加補正しようとするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので、読み上げないことを御了承願います。

4ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

4款諸支出金、1項償還金、1目償還金の還付金は、平成18年度の老人保健医療費の精算に伴う県への返還金であります。

2項繰出金、1目繰出金の一般会計繰出金は、同じく一般会計へ返還するものであります。

これに対する歳入は、4ページの上段をごらんください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費国庫負担金として、平成18年度分として追加交付されます医療費負担金を充て、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それ

ぞれ37億2,920万3,000円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第109号平成19年度垂水市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）案について説明をいたします。

今回の補正の理由でございますが、今後の介護保険給付費見込み額の精査に伴う保険給付費内での予算組み替えと、介護給付費準備基金利子の増額補正が必要になったものでございます。

今回の補正の額は、歳入歳出にそれぞれ1万1,000円を追加し、補正後の予算総額は、それぞれ19億4,503万5,000円とするものでございます。

4ページから説明をいたします。

款の総務費でございますが、これは介護保険の運営のための事務経費でございまして、予算組み替えと基金に対する利息をお願いしております。

それから、2款でございますが、保険給付費でございます。予算組み替えとなっております。

主なものについて説明をいたしますと、地域密着型介護サービス給付費の減額は、小規模多機能型居宅介護施設の年度内開設に対する経費を予算計上しておりましたが、応募がないため減額するものでございます。

それから、介護予防サービス等諸費の増額でございますが、これは、要支援者に対する居宅サービス給付費が計画を上回る見込みとなったために補正をお願いするものでございます。

次は、6ページでございますが、特定入所者介護サービス等費の増額は、介護保険施設の利用者の方々に対する補足給付で見込み額が不足するため追加をお願いするものでございます。

5款地域支援事業費につきましても、予算組み替えとなっております。

主なものを申しますと、コスモス苑からの派遣職員の人事異動に伴う不足分の追加、それに訪問給食事業の見込み額に基づきまして減額す

るものでございまして、結果として予算組み替えというふうになっております。

次に、歳入について説明をいたします。

3ページです。

介護給付費の準備基金利子の1万1,000円で歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○水道課長（橋口正徳） 議案第110号平成19年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案について御説明いたします。

まず、補正の理由でございますが、平成19年度水道事業実施に伴い、固定資産除却費、消費税及び地方消費税等に補正が必要になったものでございます。

1ページでございますが、第2条中にはあります、第3条の収益的収入及び支出について補正を行っております。

補正内容は、営業費用を451万8,000円、営業外費用を152万5,000円を増額いたしまして、総額を2億5,283万円とするものでございます。

次に、第3条中の、第8条の議会の議決を経なければ流用できない経費の金額でありますが、5,000円を増額いたしまして、総額を5,990万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（徳留邦治） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点だけ。議案第109号介護特別会計なんですけれども、制度がスタートして1年半以上になるんですが、この5ページの2項の介護予防サービス給付、こちらが1,400万円給付がふえて、予防のほうがふえたということですけれども、当初の目的との関係でいわゆるサービス給付、介護のほうの給付との関係でこちらのほうがふえたということは、実際上、

本来介護で受けられるサービスのほうが計画的な関係も含めて抑制されてきたというふうに見ていいのか、そういう形でこっちのほうがふたというふうにこの判断はしていいのか、そのあたりについてはどういうこの時点での結果なんでしょうか。

○保健福祉課長（村山満寛） 御指摘のとおりの部分もあるかと思いますけれども、結果としてはこのような状況になっておりますが、私としては制度上の問題じゃないというふうに考えております。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△陳情第8号・陳情第9号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第41、陳情第8号及び日程第42、陳情第9号の陳情2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

陳情第8号 垂水市内中学校統合の賛成についての陳情について

陳情第9号 本城川を憩いの場所として整備し、環境保全のための条例化を求める陳情について

○議長（徳留邦治） お諮りします。

ただいまの陳情2件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情2件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

#### △陳情第4号の陳情人一部取消しについて

○議長（徳留邦治） 日程第43、陳情第4号垂水南中学校の存続を求める陳情に係る陳情人の一部取消しについてを議題とします。

このことについては、陳情第4号に連署されました終原地区振興連会長の大迫和昭氏から、11月15日に、陳情人として連署した部分の取り消しの願い出がありましたので、会議規則第19条により議会の承認が必要となったものです。

お諮りします。

ただいま議題となっております陳情第4号垂水南中学校の存続を求める陳情に係る陳情人の一部取消しについては、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号垂水南中学校の存続を求める陳情に係る陳情人の一部取消しについては、承認することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

#### △日程報告

○議長（徳留邦治） 明11月29日から12月5日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、12月6日及び7日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により

11月30日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

#### △散 会

○議長（徳留邦治） 本日は、これにて散会します。

午前11時59分散会

平成 19 年 第 4 回 定例会

会 議 錄

第 2 日 平成 19 年 12 月 6 日

本会議第2号(12月6日)(木曜)

出席議員 16名

1番	感王寺	耕	造	9番	森	正	勝
2番	大園	藤	幸	10番	持留	良	一倫
3番	尾脇	雅	弥	11番	宮迫	泰	志
4番	堀添	國	尚	12番	川尻	達	猛
5番	池之上		誠	13番	葛迫	邦	治
6番	田平	輝	也	14番	徳留	篠原	則
7番	北方	貞	明	15番	川畑	静三	郎
8番	池山	節	夫	16番			

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	水迫順一	農林課長	山口親志
副市長	水迫恒美	水産課長	塚田光春
総務課長	今井文弘	商工観光課長	倉岡孝昌
企画課長	迫田裕司	土木課長	川畑信一
財政課長	岩元明	会計課長	安藤一章
税務課長	川井田志郎	水道課長	橋口正徳
市民課長	三浦敬志	監査事務局長	島児典生
市民相談		消防長	町田昭典
サービス課長	谷口敏徳	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	村山満寛	教委総務課長	松浦俊秀
生活環境課長	太崎勤	学校教育課長	押川和成

議会事務局出席者

事務局長	馬籠義人	書記	磯脇正道
		書記	松尾智信

平成19年12月6日午前9時30分開議

### △開 議

○議長（徳留邦治） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

### △一般質問

○議長（徳留邦治） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については3回までとし、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、2番大薦藤幸議員の質問を許可します。

[大薦藤幸議員登壇]

○大薦藤幸議員 おはようございます。

議長に許可をいただきましたので、質問に入りたいと思います。

先般、先輩議員が同様の質問をされ、議会として答えもいただいておりますが、東九州自動車道と垂水の幹線道路とのアクセスの問題でございます。

高速道路は日本全土の物流の確保のために建設が進められてまいりましたが、ここ数年来、国の財政改革のもと、便益にそぐわない道路の建設を見直すという案が浮上してまいりました。

さて、一部供用開始の東九州自動車道の建設が着々と進められておりますが、垂水市にとってこのことが受益になるのか。志布志、鹿屋、串良等と違い、垂水市からはるか遠くに位置するこの道路、仮称鹿屋串良インターを眺めていな

ければならないのではないかと思われます。この道路は、都会と地方の物流確保のために、格差を縮めるために建設推進されるべきです。

市長にお尋ねをいたします。この高速道路と垂水をつなぐ高規格にまさるとも劣らないアクセス道路の構想及び陳情はなされているのでしょうか。

次に、平成13年から同14年にかけて賛否両論の陳情が出されている垂水港から荒崎までの臨海道路についてお伺いいたします。

国土交通省は、2008年度から10年間で総事業費68兆円に上る道路整備の中期計画素案を発表いたしました。素案は、真に必要な道路の整備について、選択と集中による効果的な事業を実施するとしています。この政策課題のうち具体的には、道幅が狭く、救急車、消防車等の緊急車両の走行等に支障がある生活幹線道路を対象とするとしております。

また、この道路は、過去の答弁で現市長、前市長とも必要不可欠との認識を示されております。今後の市長のお考えをお聞かせください。

3つ目の質問に入りたいと思います。

突然木枯らしが吹き始め、自然は季節を忘れることなく、ことしも冬がやってまいりました。あと4カ月もしますと、新入生が垂水市立小学校・中学校へと入学してまいります。

さて、芽吹く緑に負けじと新入生が果てしない無限の希望を胸に入学いたしますが、新入生の中に発達障害のある児童が教育関係者の間で確認されております。この児童にふさわしい特別支援教室を設置するお考えはないでしょうか。

以上をもちまして1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） おはようございます。

大薦議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、東九州自動車道路との垂水のアクセス問題、それから臨海道路について、私のほうからお答えをしたいと思います。

御承知のとおり、道路特定財源が今年度末に

切れると、期限切れするということで、中央政界におきましても非常に大きな問題として取り上げられております。当然私ども地方に住む者にとりましては、本当に真に必要な道路をまだまだいっぱい抱えておるという意味では、この特定財源の維持・確保というのはしっかりと図っていかなければいけないと、その訴えをまたしっかりとやっていかなければいけないというふうに思っております。

まず地元の、答えを求められましたその東九州自動車道路、この道路につきましても本当に長年の懸案事項でございましたが、ことし1年間の予算を見ましても150億円を上回る予算獲得を、森山先生初め一生懸命取り組んでいただいた結果、着々と道路の整備が進んでおるということは御承知のとおりでございます。

一方、垂水におきまして、本当に高速道路に私は縁のないまちだなというふうに今まで考えておりました。ところが、東九州自動車道路をしっかりと見てみると、ちょうどインターが高隈山、垂水の東側の高隈山の裏側にできるわけでございまして、これは本当に使えない道路なのか考える必要があるということで、専門家の意見等もいただきながら検討してまいりました。

6月の議会でも一部お答えをしましたとおり、やはり私どもが今、県道として県道71号線を持っております。これは私どもの大野地区66戸の戸数で148名が住んでおりますが、ことの中央とのバイパス道路としての、生活道路としての役割を担っている県道でございますけど、この整備すらなかなか思うようにいっていないのが現状でございます。

そこで、やはりこの東九州自動車道路と県道71号線をつなぐことによって東九州自動車道路を非常に使いやすくする、一方でまたこの県道整備をしっかりとしていただくということになれば、非常にありがたい道路になるんじゃないかなとい

うふうに思っておりまして、このことをやはり訴えながら、この整備に向けて、議員の皆さんのお力もいただきながら、今後、陳情等も重ねて、実現へ向けて最大の努力をしていくべきだというふうに思っておるところでございます。

高隈山のちょうど東側でございますので、方法はいろいろあろうと思います。トンネルを掘る方法もありましょうし、71号線を途中から山手のほうに、ちょうど大隅湖ですか、大隅湖を左へ、大隅湖を右へ見て71号線が曲がるわけですが、これを右側のほうに道路を延ばせばまた非常に近い道路になるかなという案もございましょうし、それからまたトンネルを掘ってさらに短くするという工法もございましょう。これは今後の陳情、できるだけ可能な方法への、できるだけ早い時期に実現可能な方法への陳情をしていくべきじゃないかというふうに思っております。

もしこのことが実現しますと、我々大隅半島が抱えております志布志港の発展問題、これは大隅半島に大きな影響がありますし、南九州全体に大きな影響があると思っております。志布志と鹿児島間がやはり2時間を超す時間が今の時間でございますので、志布志から高速道路を通りますと、そのインターまでが本当に10分足らずの短い時間になります。それから垂水につないできますと、かなり志布志港の鹿児島へのアクセスという問題にも大きな道が開けるんじゃないかなというふうに思っております。

そして、もしこのことが実現しますと、東九州自動車道路から垂水のほうへ入ってくる車が相当多くなるだろう。そうしますと、垂水のこの市役所前の中央の交差点から国道へその車を流すということは、非常に上町方面がふくそそうすると。そういう意味では、それを本当に海岸までしっかりと延ばして、臨港道路が問題がございますので、この臨港道路につなぐということはどうだろうかというようなことを今考えて

おりまして、このお願いを実は森山先生とかその辺にもお願いをしておるところでございます。

ですから、このことは実現可能か不可能かは今後の陳情次第だろうというふうに思っておりまして、この臨港道路問題も今までいろんな議員の方々、経緯がございます。いろんな方々が御尽力をされて、議会で1回否決もしておりますが、どう見ても、やはり議員おっしゃるように、元垂水方面の防災道路としての役割あるいはこの地区の発展に寄与する道路としては、やはり今後さらに考えていかなければいけない。だから、臨港道路としてはやはり港湾に関する車両がふえなければだめだというような考えも県のほうにもあります。

ですから、これをやはり整備するには、カツオ船問題やいろんなことに取り組んできましたが、カツオ船も今、燃費が上がったり、いろんな問題でなかなか思うようにいかない現状にございますので、もう一つ今言った方法で臨港道路の整備はできないものか、あわせて考えていくってみたい。これには、繰り返しになりますが、議員の皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思いますので、よろしく御理解、御協力をいただきたいと思います。

以上です。

○学校教育課長（押川和成） それでは、特別支援学級の新開設についての御質問にお答えいたします。

特別支援学級は、学校教育法で知的障害や肢体不自由、身体虚弱などに該当する児童生徒のために置くことができると定められている学級でございます。県内には、知的障害学級のほか、情緒障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由学級が開設されております。

お尋ねの広汎性の発達障害のある新入学児童の就学につきましては、市もしくは県の就学教育相談での専門家の所見等を参考にしながら、就学指導委員会で判定をして、それをもとに就学

指導をすることになります。その場合、保護者の意見を十分尊重することは当然でございます。

現在、市内の学校には小・中合わせて4校に特別支援学級がございますが、いずれも知的障害学級でございます。この児童の場合には情緒学級への就学を強く望まれておられるようですが、県教育委員会に新設の手続をする必要がございます。学校教育課に保護者の相談がございましてから、既に教育事務所とも相談しながら手続を進めておりますが、あくまでも設置の決定は県教育委員会でありますので、開設の可否につきましては今のところ申し上げられません。ただ、これまでの例から、人数が1人の場合には新設がなかなか厳しいところがあるようですが、児童生徒の個に応じたよりよい教育環境になるよう今後も努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大藪藤幸議員 東九州自動車道とのアクセス道路の件と臨港道路の件は市長に答弁をいただきましたが、今お話を伺っている中で、県道71号線を何とか東九州自動車道につなげればと、臨港道路のほうはその延長をもって実現できないかということでございますが、県道71号線、当然県が管理をしているわけですけれども、この財源等をめぐっては県に陳情をいたすべきなのか、道路財源等のお話もいただきましたので、国にお願いをすべきであるものなのか、このことをお尋ね申し上げます。

次に、特別支援学級の件でございますが、当市の教育委員会では県に当然申請の必要があると、開設の可否は県が決定することだというお答えでございますが、保護者として、いつの時期に県が開設の可否を決定するのか、そのことをお尋ね申し上げます。

○市長（水迫順一） 財源問題にお答えをしたいと思いますが、全くおっしゃるとおり、県道は県の道路でございますので、県の今の財政から

見まして非常に厳しいという現状にはあると思います。ただ、道路特定財源の問題を先ほど触れましたが、この中でも、やはり一部を一般財源化するのではなくて、地方に必要な道路には国道以外にもやはり財源として回すべきじゃないかというような考えもございます。ですから、そういうものも今後、地方の格差是正の中でもそういうようなものが取り上げられてくるという可能性は否定できないと思うんですね。

ですから、そういうものやら、また当然県のほうにも、県全体から見ましても、先ほど申しました志布志港の発展・振興ということは大変大きな問題でございますので、志布志港から鹿児島への1時間弱のアクセスということになりますと、画期的な道路になると思うんです。そういうような背景をやはり訴えながら、県にも申し上げていかなければいけませんし、国にも必要性を十分訴えていかなければいけないと、そのように思っておるところでございます。

○学校教育課長（押川和成） 特別支援学級の新設の県の決定は、昨年度の例で申し上げますと、2月20日過ぎということでございました。

以上でございます。

○大薗藤幸議員 3回目の質問になりますが、高速道路とのアクセス道路、そして臨港道路、この件は今、市長のお答えをいただきましたので、県、国とともに我が垂水市が志布志市も含めて、今後粘り強く陳情していくということでございます。行政のトップは当然でございますが、我々議会人としても垂水市のために、大隅半島浮揚のために、陳情等の行動を一生懸命頑張っていかなければならないと思います。

特別支援教室の件で、昨年度の結果から、2月20日というお答えをいただきましたけれども、当保護者はその期日を心待ちにしておるわけでございますが、ぜひ垂水市の大変な児童でございますので、今、少子化対策等の中で子育て支援等も呼ばれております。必ず実現ができますよ

うに全力をもって教育委員会の方々のお力を注いでいただきたいと切にお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治） 次に、6番田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 おはようございます。

私どもの垂水市は、ことしを含め、3年連続で非常に災害の多い年でありました。そして大きな被害を受けました。ことしもあと二十数日となりましたが、垂水市にとって来年こそ災害のない、すばらしい年でありますことを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、垂水市の観光について。

去る10月28日の南日本新聞のひろばの欄に「花の垂水高峰 今いずこ？」と、市外の会社員の方が投稿されておりました。内容は、垂水のコスモスの花を見に家族4人で行ったが、コスモスの花が少なく、全く期待外れでがっかりしたとの内容だったと思います。そして商工観光課長の対応で新聞に回答がありました。

垂水市のホームページなどにもいろいろ書き込みがされていると思いますが、どのような内容だったのか。その後、商工観光課としてどのような対応をされたのか伺います。

次に、道の駅は、当初議会でもいろいろ討議され、オープンしました。そして予想以上の好評で現在に至っております。今まで道の駅のことは多くの議員の方々が質問されております。現在、前年に比べて客数、売り上げなどはどうなのか、また問題点はないのか、再度伺います。

今、市内の各集落で空き家が多く見受けられます。親が亡くなられても子供たちは都会で生活をして地元にいない、また帰ってくる予定も

ないということなどで、そのまま空き家になってしまっています。私どもの集落も振興会員の戸数が10年ぐらい前は四十数戸ありましたが、現在は戸数が29戸になりました。利用できる見込みのある住宅は、市の企画課の空き家バンク制度により努力され、実績を上げられているようですが、その実績を伺います。

今後住めるような家はよいのですが、そのまま十数年もたち、中には既に倒壊したまま放置されている住宅が多くあります。高齢化が進む中で、このように放置されている住宅が今後はますますふえていくことが予想されます。個人の問題だと言えば一言ですが、市としてはこの実情をどう考えておられるのか、何か検討されたことはないのか伺います。

また、市が管理していて、利用できる見込みのない住宅で放置されているのがあるのか。あれば、今後の計画を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 「垂水の観光対策は」に関する御質問にお答えいたします。

まず、高峰の現状についての高峰公園に関するホームページへの投稿についてでございますが、「コスモスは、昨年のことを反省して今後に取り組むとあったので、それを期待して今年もコスモスを見に行つたが、咲いてなくてがっかりした」というのがホームページ掲示板への最初の投稿で、それに関しては、これまでの経過や現状、また何が原因であったか検証しているところであるというような内容の回答をしております。なお、他の投稿として、「自然相手で思うようにいかないだろうが、来年こそ頑張ってほしい」など、10件余りの意見が書き込まれております。

のことへの対応でございますが、まずこれまでのことを振り返るために、ツツジとコスモスについて、過年度の担当職員に当時の花の状況や管理についての情報収集をいたしました。そ

の上で、ツツジにつきましては、先日樹木ドクターという専門家に現地での診断を受けまして、土壌に関することや害虫による食害など、現状の問題点や対処方法について指導・助言をもらいましたので、対策の検討をしているところでございます。また、コスモスにつきましても、県にお願いして土壤分析をしてもらっております。その結果を受けまして専門員の意見を聞く予定にしております。

なお、このことにつきましては、さきの第2回定例会における高峰公園に関する御質問に「今年度は花の再生のための試験施肥を行う予定である」とお答えしておりますが、今回の樹木ドクターの診断でも、土壤試験における肥料成分の数値はほとんどゼロに近いものでありましたので、時期を見て試験施肥を行ってみたいと考えております。

次に、道の駅の運営状況についてでございますが、平成19年10月末の来場者数は対前年比108%でございまして、売り上げの対前年比は102%になっております。売り上げは減少しておりますが、道の駅長会議などで聞いているところによると、県内の道の駅で売り上げが減少していたり厳しい状況にあるというところもあるようでございまして、道の駅の全体的な傾向であるのか、新たな施設による影響なのか詳細にはわかりませんが、今後の運営に関しまして大変気になるところでございます。

○企画課長（迫田裕司） 今後の空き家対策について、空き家バンク制度の実績についてお答えします。

本市は、平成17年12月空き家バンク制度要綱を定め、取り組んでまいりました。これは、都会からの移住者が本市に住むことによって人口の増加につながるばかりでなく、中山間地域における空き家対策、自給自足などに伴う遊休農地の活用など、過疎化に伴う課題解決につながり、都市住民との交流を促進することで地域の活性

化を図ることを目的としております。

本年12月1日現在で空き家バンク制度を利用して転入された方は26世帯、68人でございますが、さらに3名の方が本市への移住を希望され、現在交渉中であります。

次に、放置されている空き家の実情をどのように考えているのかという質問ですが、放置されたままの空き家、つまり廃屋は、地域の防災、防犯、衛生、景観上さまざまな問題を発生させています。とりわけ本市においては廃屋がさらに過疎化を促進させています。しかし、現行では私的所有権にかかるため有効な対策が打てないところでございますが、廃屋をその所有者に撤去させるために何らかの法制度が確立されるならば、さきの問題を未然に防ぐとともに、廃屋になる前に空き家の流動化が生まれ、地域社会の活性化につながると考えます。

次に、廃屋について何か検討されたことはないかという御質問でありますが、活用できる空き家については空き家バンク制度を活用し、取り組んでまいりました。しかし、廃屋についてはこれまで対策もありませんでしたが、これらの廃屋が放置されると、近隣居住者に対し、防災、防犯、衛生、景観上影響を及ぼすと思われますので、今後、関係各課、各機関と連携を図りながら対策を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（川畑信一） 議員の質問の中で市営住宅の管理に関するお尋ねがございましたので、お答えいたします。

市が管理している住宅の戸数は、7月までが313戸でございましたが、7月に雇用促進住宅の管理をするようになりましたので、現在は473戸となっております。その中で、議員お尋ねの老朽化が進み、今後入居者を募集せず、政策空き家としております住宅が15戸ほどございます。その内訳は、海潟飛岡団地2戸、中之平住宅10戸、新城

諏訪団地2戸、新城大都団地の1戸となっております。

政策空き家は、再度入居者を入れるには多額の改修費用を必要とすることから、解体予定としております。空き家のまま置くことは防犯の面からも問題があることから、解体できる状態になった住宅から予算要求して解体していきたいと考えております。

○田平輝也議員 それでは、2回目の質問に移ります。

垂水市の観光についてですが、ホームページなどにもいろいろと意見が書き込みされていました。中には厳しい意見もあったかと思います。ホームページや垂水フェリーの掲示板などを信用されて行かれた方々は残念だったと思います。市としても今後十分反省し、花の育成や開花の現状をホームページはもちろん垂水フェリーなどの掲示板や校区の公民館などのところにも、観光地の現在の情報をすべきだと思います。市として今後どのような方法を考えておられるのか伺います。

道の駅については、いろいろのところでよく話を聞かれます。先ほどの回答で、前年に比べて客数が108%、売り上げが102%と予想以上のすばらしい実績であるようです。しかし、今後年々厳しくなると考えておりますが、垂水市にとっては年間を通して何といいましても一番の観光地でありますので、垂水市のためにもさらに努力され、頑張っていただきたいと強く要望をしておきます。

空き家対策についてですが、私、以前テレビの番組で、途中からありましたけれども、高齢化社会に向けての空き家対策という、ある市の対応策を見ました。これらの空き家は、台風などの災害対策、防犯の問題、そして白アリなどの発生など、いろいろ周りの人たちに迷惑をかけたりしております、これらの実情を市が関係者に通知、相談しているとのことで、それなりの

効果が出ているということあります。そして特に解体などの金銭的に困っている人たちへの相談を受けているとのことでございます。私も以前、空き家の関係者の方が、都会の方ですけれども、「解体の費用もないのに、市に土地を含めて寄附をしてもいいんだけど」という相談を受けたこともあります。

今まで解体費用などのことで市に相談とかはないのか、これらの空き家の調査を市がされたことがあるのか、そして関係者に市が調査して通知や相談されたことはあるのか伺います。あれば、その内容、なければ、今後調査をされる考え、計画はないのか伺います。

空き家バンク制度については、すばらしい制度だと思っております。今後この制度をさらに展開するためにはどのような方法を考えておられるのか、この制度の問題点はないのか伺います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 観光対策に関する2回目の御質問にお答えいたします。

ツツジ、コスモスの開花情報の発信につきましては、現在、市役所玄関、垂水フェリーターミナル、道の駅に「ただいま何分咲き」という表示の掲示板を置いておりますほかに、ホームページに写真を添付して開花情報を発信しております。そのほかに、情報季刊誌関係からの問い合わせに、場合によっては発刊の2カ月ぐらい前になることがあります、情報の提供をいたしております。

ただ、掲示板には花の生育状況などの情報がないことや、情報誌は直近の情報になりませんので現状と異なる情報になることもありますので、それら検討を要しますものもありますので、現場の対策とあわせて情報の発信につきましても再検討しようと考えております。

また、御提案のありました地区公民館からの開花情報の発信につきましては、来季には対応

できますよう具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

○市長（水迫順一） 田平議員の空き家対策について、私のほうからお答えをします。

過去、空き家を市に寄附したいという申し出が財政課のほうに数件ありましたが、いずれもいただくところまでには至っておりません。また、解体費用などの件で市が相談を受けたということは今のところ聞いておりません。

次に、空き家調査についての質問でございますが、平成10年度に空き家の活用ということで市内各振興会長にお願いをしたところ、約300件の空き家が報告され、防犯・防災用として活用しましたが、貸してくださいる空き家はほとんどなかったとのことでございます。そのことを考慮しまして、平成17年度の空き家調査は、貸してくださいる空き家調査を各振興会長さんにお願いしましたが、2件しか上がりませんでした。

次に、関係者に市が調査して通知や相談をされたことがあるのかということでございますが、廃屋調査及び撤去の方法等の対応につきましては、その対応に大変苦慮しているところでございます。特に廃屋の調査につきましては、廃屋の定義、基準等が難しく、実施していないのが現状でございますが、今後、土木課内に住宅係を設けて調査するよう指示したいとも考えておるところでございます。

次に、空き家バンク制度の今後のあり方とこの制度の問題点でございますが、専従スタッフがいない空き家バンク制度をもっと充実させ、空き家の持ち主が管理できない場合は市が肩がわりするといったことも検討する必要があると考えているところでございます。

○田平輝也議員 それでは3回目、質問します。

垂水市の観光についてですけれども、今、旧フェリーのところに行く、そこのロータリーのところに看板が立ててあります。しかし、フェリーの場所も変わりました。今、市外から垂水

に来られるのは新港の垂水フェリーのところだと思いますが、今のフェリーの建物の中には、先ほど回答いただきましたように掲示板があります。今後、予算の問題もありますが、車で来られた人が見えるフェリー近くの外の場所に、垂水市の観光のために、過去のままの看板ではなく、道の駅のことを含めた案内の看板などを新設する考えはないのでしょうか。また、時代にそぐわない看板はないのか伺います。

そして、観光シーズンに日曜・祭日だけでもバスなどの対応を検討すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。市の考えを伺います。

空き家対策でございますが、テレビで私が途中からでしたけど見た内容ですけれども、解体したいけれども金銭的に困っている人たちの建物を市が解体して、その跡地は、解体費用のかわりに市がその土地を再利用したり、また集落の方々が憩いの場として使うという内容がありました。その市も、財政的には苦しい中であるが、市民の安心・安全を守るために長期的な計画を作成し、毎年予算を計上して数カ所を実施し、また一部助成も検討しているという内容だったようです。

垂水市も、今後はますます利用されない住宅などが増加していくと予想しております。国道沿いの景観の問題もあります。解体費用に困っている人たちへの対応、跡地の利用、できれば一部助成など、今後これらの対策を今からは十分検討していくべきだと思います。財源の問題、税法上の問題、跡地の利用価値などいろいろの面で難しいと思いますが、市としてはこのままでよいと考えておられるのか、今後検討されていくのか、市長のお考えをお伺いいたします。

また、空き家バンク制度についてはすばらしい制度ですので、垂水市の人口をふやすためにさらにいろいろのアイデアを出されて頑張ってくださるよう要望いたします。

以上で、私の質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 観光対策に関する3回目の御質問にお答えいたします。

新港ターミナルには、垂水市を中心とした観光案内板がターミナルの屋内に、大隅半島の市外の施設を中心とした観光案内板が屋外にございます。御質問は、屋外への大型の案内板の設置をしたらどうかという御質問であったかと思います。

大型の案内板の設置については、金額的な面や、場所によっては制限を受けるところもあると思いますので、実施には検討を要すると思いますが、例えばフェリーターミナルを出た国道には道路標識がございます。道路標識にも道の駅の案内がございません。それらのことにつきましては、関係機関とも相談して改善できないかお願いしてみたいと思います。

また、時代に合わない看板はないのかという御質問でございましたけれども、時代に合わないと言えば、ロータリーに設置してあります看板は改善の必要があるのではないかというふうに思います。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 引き続いての空き家対策についてお答えをいたします。

まず、廃屋等に至る原因を考えますと、ひとり暮らしの高齢者が亡くなり、その相続人が離れたところに住んでいることが多いようでございます。相続を受けた人は、当面その土地を処分する必要がない場合、固定資産税の住居用地軽減特例で最大6分の1に軽減するために、更地にするよりは建物を残しておこうという意識が働くのかもしれません。そういう点では固定資産税のあり方についても検討が必要であろうと思われます。

また、建築基準法においては、建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持することとなっておりますので、建築物の個人の財

産については、その所有者等が自主的に維持管理を行う義務があります。危険家屋に対する市としての対応としましては、保安上著しく危険であると思われる民間の建築物につきましては、今後、所有者等を調査し、相手方に状況を説明の上、維持保全の指導を口頭指示や勧告等を書面で行っていく必要があると考えております。

廃屋解体への助成金につきましては、長崎市が土地や建物を市に寄附することを条件に取り壊しを代行する事業を進めています。また、北アルプスの白馬村は、景観を損なう廃屋の撤去を地元行政区が行う場合、村が解体費用の一部を助成する制度を新設しています。その他、全国には景観条例や環境美化条例等を設置しまして解体費用の一部助成をしている自治体もあるようですが、県内ではまだないようでございます。しかしながら、廃屋対策は本市にとりましても大変深刻な問題でありますので、本市も検討していく必要はあるというふうに思っております。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 濟みません、答弁漏れがございました。

3回目の御質問で、観光バスの対策、観光シーズンのバスの御質問をいただきました。

観光シーズンのバスの運行については、参考になる御意見だと思いますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○議長（徳留邦治） 次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、おはようございます。

師走になりました。せわしくまいります。早速ですが、議長より発言の許可をいただいておりますので、通告に従い、順次質問していきます。市長及び関係課長の明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、中学校統合問題についてお伺いいた

します。

昨年の12月議会での激論から1年たちました。22年度統合に向け、市民への説明責任を果たし、周知徹底を図り、よりよい統合を目指すために1年間延期されてから、1年2カ月たちました。これまでの経緯は触れるまでもないことですが、今、牛根中、南中の存続陳情書が出され、閉会中の継続審議となっております。11月15日に総務文教委員会を開き、陳情人の意見、そして教育委員会の意見も聞き、各委員には中学校統合問題の貴重な参考意見として判断をゆだねたところでございます。

今回の議会において議決しなければならないだろうと内心思っておりました。議会決議がないと次のステップに進めないとする教育委員会の思いも十分にわかっておりましたので、今回の議案には垂水市立学校設置条例の改正案が当然、執行部より議会に付託されるものと思っておりました。私は、さきの9月議会でも市長の政治決断を促し、市長もそれに真摯にこたえる答弁をいただいております。

市長にお尋ねいたします。なぜ出されなかつたのですか。

次に、第4次総合計画との関連性についてお尋ねいたします。

9月議会でもお伺いいたしましたが、総合計画には新行政改革大綱や市長の意見が反映されるということでした。事この中学校統合問題があやふやなままでは総合計画に10年間を見据えた教育環境が語られるのか、垂水の子供たちの将来を築く教育環境が計画できるのか、全く不安でございます。

この総合計画が22年度以降であるとするならば、それまでの間、市長の明確な意思のもとに、統合に向けた施策をとられることが行政のあり方だと思っております。議会も、この中学校統合問題に対しては21年度中にも議決をすれば事足りることだろうと思います。しかし、第4次総合計

画は20年度から、来年からのスタートでございます。今、決断を下すタイムリミットではないでしょうか。

総合計画では、22年度統合を明確に打ち出している市長の意見、そして新行政改革大綱推進計画を反映した計画になっているのか、あるいは白紙であるのか、どのような計画の策定状態であるのかお伺いいたします。

2番目に、頑張る地方応援プログラムについて質問いたします。

本市でも、定住促進プロジェクトの空き家バンク制度、雇用促進住宅購入等による定住促進、環境保全プロジェクトのバイオマスエネルギー利用プロジェクト、同じくリサイクル日本一のまちを目指しての3つが策定されております。

定住促進プロジェクトは、10万円生活放映以来先駆的な取り組みをなされ、確実な実績を上げてきていると思われます。また、雇用促進住宅も7月1日より定住促進住宅にかわり、団塊の世代、若者のUターン・Iターン希望者に対しての活用が期待され、いずれも転入人口の増加を図る事業、施策であろうと思います。

6月議会の参考資料として空き家バンクについては詳しく説明していただきました。具体的な成果目標に、3年間、10世帯、30人以上の目標を掲げられています。また、定住促進住宅については、具体的な成果目標には、入居率40%を入居条件の緩和を行うことで入居率70%台の目標が挙げられております。

この雇用促進住宅から定住促進住宅への移行期に家賃が上がるとか、いろいろな入居者の反応が聞こえてまいりました。実際どのような問題点があり、どのように対応されたのかお伺いいたします。

また、この空き家バンクにつきましては、先ほどの田平議員の質問によりまして、実績そして今後の対応、その辺は聞きましたので答弁は要りませんけれども、企画課長がこの空き家バ

ンクを取り組まれた際に、もう1つ、ある角度からの言葉を聞いております。それは、この定住促進の政策をするメリットとして地方への経済効果があるんだと、そういう言葉を聞いておりました。今、この定住促進が順調に推移しておりますが、我々垂水市への経済効果というのは課長の思惑どおりに進んでいるのかどうか、その辺を聞きたいと思います。

次に、環境保全プロジェクトのバイオマスエネルギー利用については、現在、NEDOによる10分の1スケールでのメタンガス発生、凝縮、運搬、道の駅コーチェネレーション設備での燃焼と一連の実証実験もスタートしております。

10月30日には施設を視察し、豚ふんのメタンガス発生量は予測を大きく超え、残渣も固体物は堆肥化、尿などは液肥としてリサイクルできるといった話もあり、畜産県の鹿児島であり、日本の食の基地を目指す大隅半島全体を考えた場合、特に今まで厄介者でしかなかった焼酎かすや家畜ふん尿が原料として使えることは、原料の安定供給が可能であり、ひいては地球環境の保護にもつながる事業の将来性に期待を抱かせるものでございました。

これまでの実証実験の状況はどうか、お聞かせください。

また、垂水市が事業主体となる場合、今後の問題点あるいは商業ベースへの展望はどうか、利活用の推進体制などについてお聞かせください。

定住促進は、19年度から21年度まで総事業費1億1,770万円の計画、バイオマスは、18年度から21年度まで3,300万円の計画、リサイクルは、1億9,517万円が策定されております。頑張った分だけ交付税によって経費等が支援される政策です。どれくらいの額が見込まれるのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

3番目に、20年度予算の展望について質問いたします。

福田内閣の目指す「希望と安心の国づくり」を

実現するために、増田総務相が11月8日に「地方の元気が日本の力」と題し、地方再生に向けた取り組みと、地方と都市の共生プログラムを通して地方と都市の格差の拡大を防ぎ、地方の活力を高めることが地方再生、地方自立への道であるとして、強力な地方支援策を発表されました。

1つは、省庁施策横断による支援策で、地方再生プロジェクト提案を受け付け、選定、そしてその取り組みを支援するものであり、もう1つは、地方税、財政上の対応ということで地方税、消費税と地方法人事業税、地方法人住民税二税の偏在を是正することで、都市部の法人事業税を再配分する分を地方交付税の特別枠として確保し、来年度予算で過疎地などに4,000億円の規模になる交付金を重点的に配分する構想が政府与党方針として発表されております。小泉政権三位一体の改革で疲弊し切った地方自治体としてはありがたい地方支援策だと思います。

そこで質問いたしますが、この地方再生特別枠についてと、本市への支援規模等はどうになるのかお伺いし、これを含めた来年度予算にはどのような元気を盛り込めるのか、展望をお伺いいたします。

次に、市独自で取り組める普通財産、行政財産の有効利用についてお尋ねいたします。

財源確保、有効利用の両面から、市有地の売却等、積極的に取り組まれてきております。市有地、すなわち公有財産ですが、分類すると、行政財産と普通財産に大きく分けられますが、これまでの売却は普通財産の分類であったと思います。行政財産とは、市において直接公用・公共用に供し、または供するものとして決定した財産であり、使用許可についても垂水市財産管理規則第20条に、そして第21条にその手続、機関が明記されております。また、行政財産の目的外使用料条例にその使用料が明記されておりまして、市当局もこれらの例規にのっとり行政財

産の使用を許可されていることと思います。

自主財源の少ない本市を考えたときに、過去にも企業の本社移転、温泉水への飲料水課税等の提言もありましたが、公有財産の有効利用で売却、使用料等も結果的に垂水市民のためになるのであれば、それも魅力ある財源確保の1つの方策であると思います。

そこで質問いたしますが、これまでの行政財産、普通財産の貸し付け状況、売却状況、そして予算編成に当たり、今後の売却、貸し付け等の取り組み予定についてお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 池之上議員の質問にお答えをしたいと思います。

中学校統合についての議案をなぜ議会初日に出さなかったのかというお問い合わせだらうと思います。

これまで中学校統合問題につきましてはいろいろ議論されてきましたし、統合の時期につきましても、平成22年の4月に1年先送りをしまして、再度住民へ説明もってきております。

そのようなことで、中学校の設置条例の一部改正につきましては、今回の12月議会で議会の同意を得まして、今後、統合に向けた取り組みを進めていきたく、議会初日の議案上程を準備しておりましたが、議会への垂水南中学校、牛根中学校の存続を求める陳情についてまだ総務文教委員会で継続審査中とのことで、そのような中で議案を上程することは議会軽視につながるものと判断しまして、本来ならば初日に上げるべき議案でありましたが、議会最終日に上程することにしているところでございます。どうか御理解をいただきたいと存じます。

○企画課長（迫田裕司） 中学校統廃合について、総合計画との関連についての御質問にお答えします。

現在、第4次垂水市総合計画の基本構想を策定しておりますが、今回の策定の過程の中におい

ては、鹿児島大学公開講座を活用した市民の声、行政施策を実施していく各課の考え方、市政の継続性、以上3点を観点としております。

まず、市民の声である鹿児島大学公開講座では、各講座結果報告書や提言書の中においても子供たちの学習環境の充実が挙げられています。教育委員会においても、学校教育の充実という観点から、新しい時代を担う子供たちが生き生きと育つ良好な教育環境の確保を目指すために、学習環境の整備や学校規模適正化の推進が示されております。また、市政の継続性という観点からも、現在進行中の取り組みについて考慮していかなければならぬと考えております。

これらを反映した基本構想において、今後10年間の教育行政の目標が示されます。基本構想を実現していくためにも、今後、基本計画や実施計画を策定し、それに基づく事務事業を実施していきたいと考えております。

次に、頑張る地方応援プログラムについて、空き家バンク制度の経済効果についてお答えします。

市内にある空き家については、所有者が親戚や近所の方に管理を頼んでいるものがほとんどであり、空き家は数年で廃屋となってしまいます。空き家バンク制度を活用し、だれかが住むことで住居としての存在意義が保たれるばかりでなく、景観保全や健全な地域の維持にもつながります。地域住民がふえることで、経済効果を初めとして、さまざまな地域のさまざまな活性化につながるものと考えています。

さて、御質問は、本市空き家バンク制度による経済効果はということでございますが、具体的な数値は試算しておりませんが、ある研究所の試算によりますと、60歳以上の夫婦1組による生涯支出で生じる地域経済効果は約4,000万円とのことです。また、人口増に伴い、市税の増収、普通交付税の増額、消費による経済効果等が見込

まれるほか、本市空き家バンク制度の取り組み状況はこれまで幾度も新聞、テレビ等で紹介されており、そのマスコミ効果はかなりのものと推測されます。

以上でございます。

○土木課長（川畠信一） 池之上議員のお尋ねの定住促進住宅につきましてお答えいたします。

7月に管理開始しました定住促進住宅は、前の雇用促進住宅と比較いたしまして入居条件の緩和を行い、年金受給者、自営業者の方、公務員などの方も入居できるようにいたしました。なお、家賃につきましては、入居年数による家賃の決定をするのではなく、固定化いたしました。錦江町の住宅が3万3,000円、共益費2,750円、水之上住宅が3万2,000円、共益費2,750円でございます。

現在の入居者は、錦江町の住宅が59世帯、水之上の住宅が15世帯となっております。管理を開始しました7月時点より、錦江町の住宅が14世帯の増、水之上の住宅が3世帯の増で、合計17世帯の増加となっております。

現在の問題としましては、7月に市が引き渡しを受けてから入居者数が余り伸びていないことでございます。入居募集につきましては、市報への掲載、各事業所や移住希望者へのチラシ配布などを行いましたが、4月の異動時期を過ぎていたことが大きな原因だと思われます。

今後の対応といたしましては、来年3、4月の異動時期を前に、市報への再掲載、各事業所への周知などを引き続き行っていくことや、関東垂水会や関西垂水会等で団塊の世代のUターン・Iターンの希望者に利用してもらえるよう広報を行い、入居者の増加を図っていきたいと思っております。

それから、議員のお尋ねの中に、家賃が高くなるので県営住宅に引っ越した方がいると聞いているが、そのような事例を聞いたことがあるかとの質問がございましたが、そういう事例

があるとは聞いておりません。

定住促進住宅の家賃の設定につきましては、入居中の方々に不利にならないように経過措置をとっております。旧雇用促進住宅では入居年数により家賃が上がる方式をとっており、2年ごとに家賃が上がる仕組みになっておりました。4年以上入居しますと、定住促進住宅の設定家賃より高く設定されておりましたので、4年以上の入居者の方々は家賃が安くなっています。7割以上の入居者の方々が4年以上入居されておりましたので、家賃は安くなっています。また、入居年数4年未満の方々で家賃が上がる方々につきましては、現状のままの家賃で入居でき、入居4年以上経過した後に設定家賃に移行する経過措置をっておりますので、家賃が上がった入居者の方はいないと認識しております。

県営住宅の場合には固定された家賃ではなく、所得及び家族構成によって決まります。所得が低く家族が多い場合は、3DKの標準タイプで1万9,400円でございます。当時の雇用促進住宅より家賃が安いと判断されて引っ越しをされた方があるのではないかと思われます。

ちなみに、旧雇用促進住宅に入所されていました方々には、市と管理協会で6月に入居者説明会を開催し、家賃、敷金、管理等の説明をいたしましたところでございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 頑張る地方応援プログラムについての2点目、バイオマスに関する御質問にお答えいたします。

事業内容につきましては、これまで述べておりますとおり、循環型社会の形成のためにバイオマスを活用していくこうとするものでございます。

バイオマスの利活用につきましては、これから技術でありまして、これまでにもいろいろな取り組みが行われておりますものの、バイオマスをより効果的にエネルギー化し、バイオマスエネルギーを化石代替エネルギーとして活用

していくための枠組みについてはしっかりとしたもののがなく、実証実験などを通して構築していく必要がございました。このような背景の中で、本市の地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業は始められました。

本市の実証実験の様子は、議員の皆様にもごらんいただいたとおりでございまして、先月より本格稼働に入っております段階でメタンガスは予想以上に発生しており、施設は順調に動いておりまして、試験データもよい状況であると聞いております。今後は、課題であります運搬方法をもっと効率的に行えないかなど検討してまいります。

また、メタンガス抽出後には固体物と消化液が排出されることになりますが、この利活用も進めたいと考えております。特に消化液につきましては、液肥としての利用効果も期待できますので、観光課と連携をとりながら利活用の促進に努めてまいります。

今回の実証実験が成功した場合、本市を初め、大隅半島にある畜ふん、特に豚ふんの利活用について非常に大きな可能性を見出すものであると考えております。これまで固体物は堆肥として利用されておりましたが、液体部分は浄化槽による処理しかできず、養豚農家に対しまして負担を強いてまいりました。今回の実験は、豚ふんをメタンガス発生の原料として使用し、発酵後のふん尿については固体物は肥料とし、液体部分である消化液も肥料として利用することを可能とするものであります。

また、汚泥と同じく海洋投棄が禁止されました焼酎かすについても、ガスの発生についての検証をする予定であり、これが成功しますと、産業廃棄物である焼酎かすの新たな利活用の方法となります。

例えば、ドイツでは生ごみや家畜ふん尿などを発酵槽に一緒に投入し、発生したメタンガスはパイプラインで天然ガスとして利用し、発酵

後は堆肥や液肥として畑に還元し、そこで育った食物は家畜の飼料や食べ物になり、その排せつ物はまたメタンガス発生のための原料となるといった循環社会が実現されているそうであります。ただ、そこにはしっかりとした政府の制度的な補助等が充実しているという社会環境がございます。

なお、実証実験後は、さきの第2回定例会でのバイオマス事業に関する御質問にもお答えいたしましたとおり、財源と維持管理のめどが立ちますことを条件に施設の譲渡を受けようと考えており、道の駅への燃料供給での経費削減やCO<sub>2</sub>の削減に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（岩元 明） 頑張る地方応援プログラムの財政支援でございますが、これは地方の頑張りの成果を地方交付税算定に反映させる、いわゆるインセンティブ算定と言われるものでございます。インセンティブとは御褒美という意味合いが強いわけでございます。その総額は3,000億円程度と言われております。このインセンティブ算定は、地域によって頑張るべき政策課題は異なるため、頑張ったかどうかは地域住民が決めることで一律の指標でははかれないという問題もあるようでございます。

それはともかく、認定されたプロジェクトに取り組むための経費につきましては、地方交付税による支援措置は1市町村につき単年度3,000万円とし、3年間まで措置されるようでございます。その後、行政改革や転入者人口、出生率あるいは若年者就業率、それからごみ処理量、製造品出荷額、事業所数、農業産出額、商品販売額、こういったものなどに成果があったかどうかを判断されまして、その成果に対して普通交付税を反映させることになっているようでございます。

それから、来年度予算の展望についてのお尋ねの中に、地方再生特別枠についてのお尋ねが

ございました。

これは、議員が申されましたように、疲弊した地方の財政について地方交付税で面倒を見る必要があると、過疎化が進む地域などに対する交付税の特別枠を創設する方針が総務省から示されたことは、報道などによって承知しているところでございます。

それによりますと、自治体の自主的・主体的な地方活性化方策に必要な交付税の特別枠を確保し、その配分額の算定では、条件不利地域や行財政改革による歳出削減努力などを勘案して、真に財政力の弱い自治体に配分しようとするものとのようございます。そうなりますと、間違いない本巣市は配分の対象になりそうですので、願ってもないことだと思っております。

ただ、財務省は、そのための財源確保が難しくて抵抗も強いようでございまして、双方の折り合いはなかなかつかなかったようでございます。最近まで総務省のほうも特別枠がなくなる可能性もあると大変危惧していたようでございますが、先日の報道にありましたように、総額4,000億円と言われる財源の確保ができたようございます。今後のその配分方法はまだ検討の段階でございますので、期待される新年度予算の計上は今のところ考えておりません。

それから、本市の公有財産管理上の財源確保としまして、本年度普通財産の売却益でございますが、考えておりますのは、錦江町の旧教職員住宅跡地を約2,500万円ほどで売れないと考えているところでございます。それから、土地あるいは建物の貸付料は本年度516万円ほど見込んでおります。

それから行政財産のほうでございますが、これは使用料ですが、18年度決算額で申し上げますと、庁舎などの総務使用料が29万円ほど、それから火葬場、し尿処理場などの衛生使用料が650万円ほど、生活改善センター、漁港などの農林水産使用料が55万円ほど、高峰公園の商工使用料が

6,000円、それから道路、住宅、建設残土処分場などの土木使用料が5,882万円ほど、それから文化会館や公民館、体育施設使用料などの教育使用料が515万円ほど、それから消防用地使用料が6,000円、老人憩の家の民生使用料が136万円などとなっておりまして、その合計は7,268万円となっております。

来年度予算の財源としましては、今申し上げました額のうち、土地の売却益は臨時の収入でありますので、これを差し引きまして、貸付料及び使用料はただいまの額を例年どおり計上する予定にしております。

#### ○池之上 誠議員 2回目に移ります。

中学校統合問題につきましては、今、答弁いたしましたが、牛根中、南中の存続陳情書が出ていると、それでまだ議会が、委員会が継続中であるということで、その状態を見たいということで、大変議会に配慮していただいたなと思っております。ありがたいのかどうかちょっとその辺はまた、後でちょっとまた違った言葉は出てくるんですけれども、そういうことで、今、最終的には最終日に追加議案を出したいということを市長が言われました。

私も総合計画の中に構想編だということで、企画のヒアリングのときはそういう説明だったんですけども、構想だけでも、10年間の構想なんだからやっぱりこういうちゃんとした筋道は立てて、やっぱりそういう計画をつくらないといけないんじゃないかという思いがありましたので、この12月議会が本当にタイムリミットだらうと私個人では思っておりました。それでこの条例の改正案を出すべきだったんだろうなと思ったもんですから、その辺の話は聞いていたんですけども、あえて質問をしたところでござります。

最終日の追加議案、これに対しては、平成18年の第3回の定例会ですか、木佐貫前議員が「やむを得ない事案は仕方ないとして、できるだけ

検討の余地を残した提案のお願いをしたい」ということをされております。それに答えまして、当時の宮地課長だったですけれども、「今後の提案のあり方については、努めて最終日提案とならないように注意しようということを去年の5月1日の課長会で申し合わせをしたところでございます」というふうになっております。そういうこともありますて、最終日には出るのか出ないのか今の段階ではわかりませんでしたけれども、今、市長が最終日に出したいということでございました。

市長のその言葉、そしてまた今、委員会のほうで陳情とかそういうのを採決しないといけませんけれども、私は、陳情だけ出ていると、それで今、条例の改正案が出ていないということは何かこう片手落ちな感じがして、じゃ一体、行政側はどういう思いで今回やるんだろうかと、今、市長の声を聞く前までですよ、そういうことで思っていましたので、これはちょっと判断材料が乏しいな。今までずっと議論をしてまいりましたけれども、今回の議会において、総務文教委員会において採決をするときにちょっと乏しいなという思いがいたしましたので、私は、行政主導でやるんだと、行政の信念なんだということと、そしてまた市民の皆様の意見を判断をするということ、そのためにやっぱり改正案を出して同じ土俵の上に上げないといけないと、だから初日出すべきだっただろうと思っておりますけれども、それは最終日に出すということで、それはそれでいいとしまして、今度総務文教委員会の判断材料にするために、教育長にお伺いしたいと思います。

ずっとこの議論を通して、教育長の話はもうわかっているんですけども、再度、最終的に、もう今後一切この話はしませんけれども、垂水市教育環境発展の信念のもとに行う行政主導の中学校統合などと、そういう教育長の本心を今のこの一般質問の中で聞きたいというふ

うに思っております。それをもって、両方を持ったところで我々は判断をしたいというふうに思っております。

次に、第4次総合計画ですが、すべてが含まれるということでした。ありがたいと思っております。

3月議会に上程の予定でしうけれども、どんなのが出るか、我々もその内容についてはちょっと勉強をしないといけません。最終日にぽんと出してもらっては困るということで、議会の前に出してください。ちょっと頭が悪いので、1週間、2週間ちょっと勉強をしたいと思いますのでその辺はよろしく。その辺の答弁を。いつごろ出るか。後の話がありますけれども、できる範囲で答弁をいただきたいと思っております。

頑張る地方応援プログラムです。

これは一生懸命職員の方が知恵を絞ってやられたプロジェクトなんですかけれども、本当に見てみると、先駆的な取り組みをされていると。定住促進にしても、バイオマスにしても本当に先駆的な取り組みで国策にかなった動きをしているなということで評価できると思っております。この取り組みは、事垂水市だけでなく鹿児島県のリーダーにもなるべき事業だろうと。一層の努力をお願いしたいと思っております。

その中で、バイオマス、環境保全、課長も言われましたけれども、焼酎かすあるいはふん尿、そういうのが環境保全のほうにもつながっていくということです。

今、農林課のほうで資源リサイクル畜産環境整備事業というのがあります。言われましたように浄化槽の設置が主な事業だろうと思っております。こういう中でリンクしてこの垂水の、畜産が結構盛んでございますので、その辺の環境を整えていただければ本当にありがたいなと思っております。

さきの森山裕財務副大臣の祝賀会で、森山先生が中国の水問題を言わされました。垂水の水は

おいしいと。これは温泉水だけに限らずに表面水の水も多分私はおいしいと思っております。いずれは、中国の水事情を見たときには、垂水から水を輸出する時代が来るよと、そういうふうな予想をされておりました。本当に水は大事です。そのためにはやっぱり河川であり、地下水であり、こういう水の汚染がないような環境をつくっていかなければいけない、そういうふうに思っております。果たしてそれが今の段階で完全に払拭されているか。でもないだろと。だから、バイオマスのこの事業にしても、資源リサイクル畜産環境整備事業にしても非常に大事な事業だと思っております。ごみから資源への発想は本当に大切なことでございますので、ぜひ一生懸命に取り組んでいってほしい、行政も応援をしてほしい、我々議会もこういうところに関しては絶大なる応援をしていきたいと思っております。

20年度予算の展望につきましては、目的外使用となりますかね、使用の財産管理規則の中では目的外使用許可の中に、いろんな公共的な事柄に関しては使用を許可しますというのがあります。その第4番目に、市長が特に必要と認める場合というのもあります。それに触れる使用許可証も多分大変出ているんだろうと思っておりますし、この財源確保という点から見ると、これは貸したらいかんということでなくて、そういう有効利用、財源確保というのを考えれば、ぜひ遊んでいる土地は貸して、建物は貸して使用料をいただくということはごくごく当たり前なことだらうと思っております。

ただ1つ、今、私が思っているんじゃなくて私の耳に聞こえてきているのが、いろんなところで行政財産の貸し付け内容、その中、市民の声から「あれはいけんやっとけ」という声が聞こえております。特定はいたしませんけれども、そういう声が上がるということは、貸し付けをされている行政の皆さん、本当に貸し付けの許可

内容とその使用状況が合っているのかどうか確認をされているか。もしされていなければ今後確認すべきじゃないかということで、これは財政課長に一言、貸し付けをする場合に今後そういう判断をされるかどうかですね、お尋ねいたします。

あと、特別枠とかいろいろ地方の支援策が出ております。何かこうお金に余裕が出てくるような地方の財政状況になるんじゃないかなと思っておりますけれども、市役所の機能を維持するばかりじゃなくて、それで財政調整資金をためるばかりじゃなくて、やはりめり張りのきいた、市長の所信表明にもありますけれども、これかあれかを、めり張りのきいた予算編成をしていただきたい。一番、今、行革の途中でございます。定員適正化、給与適正化、本当によどみなき推進をしていただきたいというふうに思っておりますので、余ったお金の有効利用、これから一生懸命考えて、余りはせんでしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

の中にも、今さっき言われました高峰の花の問題、多分これも財政難でだったんだろうと思っております。そしてまた来年10年目の瀬戸コンですけれども、これも来年までは何とかできるだらうと、その後の問題もまた出てきておるみたいです。そして花火大会の補助金、いろいろあります。どれをとるか、やめるか、そういう話も含めて一生懸命、3月の中では予算を出していただきたいと思っております。

質問としては教育長、そして財政課長、あと企画課長になります。よろしくお願ひします。

○教育長（肥後昌幸） 池之上議員の御質問にお答えいたします。

中学校の統合問題につきましては、6月の議会におきまして市長は22年4月に統合することに変わりないと答弁されました。私も統合を前提として地区説明会をしてまいりました。教育委員会としましても、22年4月に統合すると決定し

ております。私も今後、よりよい統合に向けて努力してまいりたいと決意しております。

以上でございます。

○企画課長（迫田裕司） 第4次総合計画の基本構想案の提出日はということでございますが、3月議会の議案と一緒に発送するということでございますので、2月中旬になると思います。

以上です。

○財政課長（岩元 明） 2回目の質問の中に御指摘がありました財産管理上の使用あるいは貸し付けの申請面積と、実際の使用、貸し付け面積等が合致しているか、あるいは適正なのかななどの確認は、その更新ごとに実施しなければならないことでございます。それがきちんと確認されているかどうか非常に私も不安に思っているところでございます。

普通財産は財政課のほうで、それから行政財産はそれぞれの所管課が確認することになっておりますけれども、総体的に財産を管理する立場の財政課のほうで早速関係課にこのことの確認徹底をするように指示いたしたいと思っております。

○池之上 誠議員 3回目に入ります前に、2回目の質問で私の言葉が何か「片手落ち」という言葉が出たそうでございます。不適切な発言でございますので、取り消しをお願いしたいと思います。

中学校統合問題ですね。今、教育長の話はもうずっと聞いていますので一緒のことだらうと思っておりますが、これは本当に信念のある答弁だと、教育長の信念だと思っております。これは言いかえますと、行政の信念だというふうにとらえたいと思っております。そういうことを思いまして、総務文教委員会の中では明確な判断材料としてこの言葉を聞きたいと思っております。

繰り返しますけれども、本来中学校統合問題は子供たちの教育問題、そして現在、将来の環

境問題を考えないといけないということで今まで進んできているんだろうと思っております。先ほど市長にはありがたい配慮と言いましたけれども、この議会の議決があるかないか、そしてまた行政の今のこの最終日に出すとか出さんとか、そういう提出の手法、これはまず本来のことを考えたら、子供たちのことを考えたら、これは何か本末転倒の感がしないでもないという気がします。行政と執行部と議会が市政運営の両輪であるとするならば、向かうところは一緒なはずですから、正々堂々と出していかれたほうがよかったんじゃないかなと思っております。

前鳥取県知事の片山善博氏ですか、今現在、慶應大学の大学院の教授をやられております。いろいろこの方が、民間出身ということで在職時代からいろいろと話題を振りまいていらっしゃる方ですけれども、11月の南日本政経懇話会というところで「地方分権の課題と道州制」という中で、地方分権というのは何かと、中央集権は官僚の時代であったと、地方分権は議会の時代であるということでいろんなことを言われております。地方自治のミッション、使命や任務ですね、これは住民のために住民が必要とする行政施策をできるだけ良質・低コストでかつ持続可能な状況で提供することであると言われております。

議会は、先ほどというか、この前の地方制度調査会の中でも言われておりますけれども、地方の議会は学芸会と八百長が多過ぎるというふうなことも言われております。その真意は、議会が始まる前に結論が見えているんだと、ただそれをすり合わせをして議会の中でやっているだけにすぎないということを言われております。

私が言いたいのは、この中学校の統合問題にしてもしかりじゃないかというような声がしております、というふうな思いがありますので、この文を挙げたんですけれども、どっちがいいか、その配慮がいいか、それはまた後、別の問題と

して、私はやっぱり結論は見えないけれども、これをしたいんだという思いで説得をされる、そのことが一番大事なんじゃないだろうかというふうに思っております。それが、何回も言いますけれども、地方自治体の行政と議会のあるべき両輪の姿ではないかなというふうに思っております。今回12月議会、本当にタイムリミットだらうと思いまして、行政の方、そして議会の方、垂水の将来のために方向を決めるべき時期だということを申し上げていきたいと思います。

以上、苦言か提言かわかりませんけれども、そういうことで終わっておきますが。

もう1つ、今度はもう議題を離れますけれども、1つお願いをしていきたいと思います。

昨年といいますか、ことしの第54回の県下一周駅伝、教育委員会の御配慮によりまして水之上小学校ですね、今まで1回も見たことなかったんですけども、そういうところで、この県下一周駅伝を見る事ができました。本当に子供たちはもう感動を得たようで、先生たちも「よかったです」というふうに話を聞いております。去年はちょうどそのときにインフルエンザがはやっておりまして、在校生の中でも見に行っていない子供たちもいる。

ひとつここでお願ひですが、そういう一生懸命走る選手たちを見て、子供たちはその光をもらうんだと、やがてはその子供たちが垂水を背負う光になるかもしれません。そういう思いがありまして、こういう機会は絶好の機会でござりますので、感動に触れさせるそういう教育も必要だろうということで、ことしも2008年2月16日から20日までの間行われます。垂水は2月20日に通ります。そのときにもまた格別の御配慮を願いたいと思っております。

締めに入ります。ことしは、秋の季節があったのかと思うぐらい暑くて、長い夏の季節から、いつの間にか西高東低の気候になってまいりました。師走に入り、せわしい1年の締めくくりを

迎えておりますけれども、皆様の御慈愛を祈念いたしまして、質問を終わります。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時25分から開会いたします。

午前11時08分休憩

午前11時25分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番感王寺耕造議員の質問を許可します。

〔感王寺耕造議員登壇〕

○感王寺耕造議員 議長の許可をいただきましたので、早速通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、学校林の現状と林業振興について質問いたします。

市内4小学校、2中学校の計6校に学校林が存在いたしております。その内訳は、新城小学校12万平米、水之上小8,400平米、牛根小1万4,500平米、境小4万5,000平米、垂水中7万平米、協和中4,300平米、合計いたしましてその総面積は26.22ヘクタールですが、登記上はどのような取り扱いになっているのか。また、隣地との境界、その植生状態はどのようにになっているのか、教委総務課長に伺います。

林業振興についてですが、「森林は緑のダム」とも言われ、特に天然林は人工林に比べ保水力にすぐれていると言います。しかし、森林は、その取り扱いによっては多くの住民の生活を破壊しかねない自然災害をもたらす性格を持っていることも事実であり、人間の管理を必要としています。

このため、平成13年に森林・林業基本法が施行され、森林の多面的機能、災害の防止、地球温暖化防止、水源の涵養、豊かな環境の保全等を持続的に発展させるため、森林整備計画を策定し、水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に区分した森づくりを目指すことに

なっています。また、平成18年9月には新たな森林・林業基本計画が閣議決定されました。

将来の望ましい森林へ誘導するためにどのような施策をお考えなのか、伺います。

また、地方分権により森林関係の施策の権限が都道府県から市町村に移譲され、ますます森林関係の市の行政は重要になっており、林務係の体制整備が必要と考えますが、そのような考えはないか、伺います。

次に、新城鉄道跡の農道、これは新城麓から大都間でございますが、この農道の市道への移管と交通安全対策について伺います。

御存じのとおり、新城地区の水田につきましては、平成6年から平成11年にかけて耕地整理が終了し、本年10月8日をもちまして土地登記も完了いたしました。耕地整理にあわせて鉄道跡地を中心部の農道へと返還したわけです。

この農道については、垂水ふれあいフェスタ等の折、国道の渋滞を緩和するためバイパスとして利用され、要所要所に案内板が設置されています。初めて走る車は、道路の状況、見通しを認識していないため、スピードの出し過ぎのため、近隣住民は事故の発生等を危惧いたしております。

そこで、商工観光課長、バイパスとして利用されるのはいたし方ないと思いますが、車の誘導指示のみの看板だけではなく、「トンネルあり」とか「農耕車優先」とか、事故を防止するような看板等のきめ細かい配慮をいただけないものか、伺います。

この農道については、既に裏道として認識され、朝夕の通勤時には非常に交通量が多くなっております。また、現在、国道224号線で古江バイパスのアクセス工事が行われており、終日多くの車が通過しております。実際二度ほど車同士の接触事故が起きており、人身事故が起こらなければよいがと危惧いたしております。

市民相談サービス課長、抜本的な交通安全対

策が必要だと思われますが、見解を伺います。あわせて、この農道を市道へと移管できないものか、農林課長に伺います。

3番目の質問です。土地改良区所有の水路、これは、感王寺ため池から田平・横間にかけての土木課移管について伺います。

この水路につきましては、耕地整理以前は水路と生活雑排水を流す下水として活用されておりました。耕地整理後はパイプラインが埋設されたため、下水としての役割しか果たしておりません。この水路の維持・整備につきましては、土木課への移管が行われていないため、農地・水環境保全向上対策事業、これは国の交付金事業でございますが、この事業を活用し、地元新城地区民で行っているのが現状でございます。

つい最近も、重機借り上げにより水路の土砂を持ち出したり、やぶ払いを行いました。また、塩入川から横間への水路につきましては、水利がないため生活雑排水が流れず、蚊の発生や悪臭を放つなどしております。このため、先ほど申しました農地・水環境保全向上対策事業の中で、パイplineから75ミリのパイプを接続し、数年にわたって通水を行うよう計画いたしております。

この水路につきましても、事実上、新城地区民のみで維持・管理しているのが実情でございます。早急に土木課へ移管し、市で維持・管理していただけないものか、お伺いいたします。

あわせて、横間の水路につきましては、側溝にふたをし、道路の拡幅はできないものかとの議会質問が平成17年ごろですか、田平議員からあったと理解しておりますが、この件についてもあわせて土木課長に伺います。

4番目に、農道整備について伺います。

新城地区の水田地帯の農道については、先ほど来申しておりますとおり、耕地整理時、中央の農道についてのみ整備され、そのほかは全く舗装がなされておりません。農道としての活用

だけではなく、事実上、生活道路として使用されているところが大多数でございます。この農道の問題につきましては、新城地区のみだけではなく、市内全域農道整備がおくれているのが現状です。農道整備についてどのような計画を持っておられるのか、農林課長に伺います。

平成19年度の施政方針で水迫市長は、「改革」「協働」「前進」を念頭に置き、施政運営に当たると意思表明なさいました。協働とは、市民と行政がお互いに連帶・協力し、住んでよかったですと思えるまちづくり、元気な垂水市を基本理念として進めるということであったと思います。

市内の農道整備については、農林課所管の中山間地域等直接支払制度の共同活動分を活用し、新城、海潟、水之上の3カ所で農道整備が行われてまいりました。各地区が10分の6、耕地係から10分の4の支出であったと思います。この中山間地域等直接支払制度の共同分のお金につきましては、極論を言えば、地域のやぶ払い等の対価として支払っても構わない性質のものでございます。ただ、各地区ともインフラの整備がおくれていることと市の財政も厳しいことを地区民が了解しているため、農道整備に支出しても構わないとの合意が得られたからこそできたことだと思われます。

市民の側は協働という意識ができているのです。しかし、中山間地域等直接支払制度を活用した農道整備の要望はまだまだあるにもかかわらず、平成18年度、19年度については市の予算がついておりません。市の側に協働という意識があるのか甚だ疑問でございます。各地区とも10分の6というお金を出すのですから、市も材料の一部分程度は支出していただきたいと思います。この点については、市長の見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○教委総務課長（松浦俊秀） 感王寺議員の御質問にお答えいたします。

学校林は、国有林、民有林などを学校で借り

上げ、PTA事業として管理し、歳入歳出につきましてはPTAで会計を行っております。ここ最近はPTAとしましては学校林の管理は行っていないということあります。また、各学校とも書類も余り管理されておらず、場所においてもわからない状況であります。

○農林課長（山口親志） 感王寺議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の林業振興ですが、議員指摘のとおり、林業の持つ役割は多岐にわたり、非常に重要なことは十分認識しております。現在2名の林務係で、森林組合と連携して、県と協議しながら林業振興に努めてまいりたいと思っております。

2番目の指摘の農道については、国の補助事業で農道整備された区画で、法的規制はないかと県に問い合わせをいたしましたところ、県より市へ土地改良財産として管理委託されたもので、道路として用途が変わらない限り所管がえをすることについては問題はないとのことですので、早々土木課と協議いたしていきたいと思います。

次に、農道整備の質問でございますが、まず農道整備計画ですが、国の中山間事業、それから県の県単事業等の補助事業により農道整備を行い、あわせて、要望箇所を中心に予算の範囲内で整備をしている状況であります。

次に、中山間直接支払事業についての事業についてですが、この事業は、現在、市内12の集落が協定を締結して、農業環境を地元民で整備してもらっているところであります。新城地区においても、この事業の推進とあわせて環境整備に地区住民の方々の御協力をいただき、本当に感謝申し上げております。

議員の質問については、地元の推進員の方々からの要望を聞きながら、市民と共生・協働及び財政面からしても、材料支給等の支援を検討してまいりたいと思います。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 2点目のお答えいたします。

道跡地の農道に関する御質問にお答えいたします。

御指摘の農道は、夏祭り時には市外からのお客様も多く国道が大変混雑いたしますことから、警察とも協議し、迂回路として案内しております。確かに国道の混雑が解消された分、迂回路に車が分散されることになります。事例といたしまして、柊原地区に墓地があることへの看板を出した例もありますので、御指摘のような対策をフェスタ実行委員会とも協議してまいりたいと思います。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 新城鉄道跡地の農道の交通安全対策についてお答えいたします。

浜平から新城までの農道・市道は、道路周辺が田畠で直進となっているため、スピードを出しやすい環境にあります。農家や住民から、スピードを出す車が多く横断するのに時間がかかる、農道を通らないように速度違反等の取り締まりをお願いする要望も出ておりました。

浜平から新城小谷川までは40キロから50キロの速度規制があり、1月に1回は速度違反などの取り締まりを実施していることを垂水幹部派出所で確認しております。

大都から麓までの間は道路標識も少ないようございます。道路標識には本標識と補助標識がありまして、本標識には規制・指示・警戒・案内標識に区分されております。規制・指示標識は公安委員会の設置となります。警戒・案内標識と規制標識の一部は道路管理者の設置となります。必要な標識の設置の要望等は、公安委員会または道路管理者に申請してもらうようお願いいたします。

以上です。

○土木課長（川畠信一） 議員の土地改良区所有の感王寺ため池から田平・横間への用水路を土木課へ移管し、管理できないかとのお尋ねにお答えいたします。

この用水路の土木課への移管については、平成16年3月議会で田平議員も質問されております。

同水路は、新城地区の水田の用水路として活用されてきましたが、圃場整備が完了したことにより、パイプラインにて給水されるようになったことから、現在は用水路としては不要になったものでございます。この水路は、市道の大浜・横間線に付随しており、生活雑排水や道路の路面水が流れ込み、道路側溝の形態となっております。このようなことから、土木課に移管を行い、道路側溝として管理することは問題ないと考えます。

それから同水路は、市道大浜・横間線に沿って流れています関係で、この市道の道幅が十分でないことから、この水路に蓋版を設置し、道路を広くすることが考えられます。しかし、同水路は用水路として整備されていることから、水路勾配が十分でなく、生活排水の流れも悪く、蓋版設置のための側溝の強度も十分でないことから、水路そのものの改修が必要あります。多額の経費が必要となります。道路を広く使うことは必要な改修だと考えておりますので、年次的な計画を立て、予算要求していく必要があると思っております。

○市長（水迫順一） 農道整備について私のほうにも指名されましたので、お答えをします。

先ほど農林課長が話したとおりでございます。これから協働のまちづくり、これは進めていかなければなりませんし、市民の力をかりなければいけない。そういう方向で財政の許す範囲で進めていきたいと。

○感王寺耕造議員 学校林ですが、この学校林につきましては、各PTAがどのように考えるか、地域がどう考えるかという問題であることは十分理解しております。総務課長もなかなか答弁しづらい問題だということは十分に理解しておりますけれども、ただ、場所が、土地については借り上げだと、一般の方々が場所についても

わからぬとですね、ちょっと余りにも無責任かなというような感じがいたしました。

この学校林につきましては、旧新城村、垂水町、牛根村の時代から、まだ多分木造校舎のころからだと思うんですけども、建てかえ用としての植林と、そういうことであったと思います。また、時代の流れの中で、その後、PTA活動資金づくり、こういう部分に重きを置いて始められたものだと考えております。しかし、木材価格の低迷のためそのまま放置されているわけでございます。高齢化が進み、そのいきさつや境界、こういうものを知る人は年々歳々、年を追うごとに少なくなってまいります。いいにつけ、悪いにつけ、また中学校統合問題も起こっているわけですから、学校林の扱いをどうするのか考える時期に来ているのではないかと思います。

垂水高校も2.4ヘクタールの学校林を持っているわけですけれども、この垂水高校の学校林につきましてはクヌギが植えられておりまして、垂水市の森林組合が分収林として管理しておられます。やはり先達の熱い思いを無にしないためにも学校林を生かす方向で、最終的には各校のPTA、地域がどう判断するかということですけれども、学校教育課、また社会教育課を初め、地域の皆さんのお意見を集約して、本来の目的ですね、学校林を生かす方向で検討していただきたい、指導していただきたいと思います。この点について再度、学校教育課長、農林課長について伺います。

また、垂水市森林組合では、県森林整備公社を通した分収林として450ヘクタールを管理しております。国内の木材価格は現在、立米当たり8,000円から9,000円ということであり、国・県の補助金を組み入れても立米当たり1万1,000円、これが採算ラインとのことです。採算ラインに合わないため民間林はもとより市有林も放置されている、これが現状だと思います。

しかし、世界情勢を見てみると、中国、アマゾン、インド、東南アジア、アフリカ諸国では過度の森林伐採が進んでおりまして、地球の砂漠化や温暖化、こういう問題が進んでおります。また、二酸化炭素の排出量につきましても、先進国と発展途上国の間で売買されております。これは京都議定書の絡みだと思うんですけれども、けさの朝日新聞でも、ハンガリーの二酸化炭素排出枠を日本が買うという話が出ておりました。この対価が3,000億円だということです。

森林の多面的機能の役割は今後ますます重要になってまいります。また、国内の木材の価格についても、世界の森林事情を考えた場合、反発することも予想されます。スギ、ヒノキ等の整備に市としてどのようにかかわっていくのか、農林課長に伺います。

また、今回、林業施策について若干調べてみると、スギ、ヒノキ等の換金を目的とした人工林のみではなく、全国ではさまざまな取り組みがなされています。森林資源の活用についてはまさに無限の可能性が秘められていると感じました。

岩手県の川井村では、豊富な広葉樹林を背景といたしまして、特に傾斜林地に適用した単木栽培のため、キノコ栽培育成センターが設置されております。施設は、培養育成室、物品室、保冷庫から成り、食菌性培養を施した菌糸調木を一般市民にも供給し、市民がこぞって参加し、「キノコの里 川井」のブランドを高めようとするものでございます。

垂水市森林組合でも、猿ヶ城でクヌギを原木としてシイタケ栽培が行われております。現在、シイタケの生産量の減少によりシイタケの価格も上昇しております。キノコ類の栽培振興を図ることにより、住民所得の向上と地域の活性化を図る可能性があるのではと思います。

また、間伐材を利用した魚礁、この取り組み実験も各地で行われております。間伐材を使

用した魚礁は、コンクリートの魚礁と比較いたしますと、海藻などの定着率はよいということです。ただし、若干利用年数が短いという欠点があるようです。しかし、ある程度の欠点があったとしても、森林の保全育成と漁業資源の確保ということを考えた場合、おもしろい取り組みだと思います。

鹿児島市の海釣り公園は、週末、また冬・夏休み等、長期の休みにわたっては大変にぎわっております。こういった林業施策とあわせて漁業の施策も行える、観光施策も行えるということでございます。道の駅、市南部地区などで同様の取り組みの可能性もあると思われます。

また、近場では曾於市の末吉地区ですか、この地区は、県内一のユズの産地でございます。約300戸、60ヘクタールで栽培されておりまして、大豊作のことしほは例年の5割増しの700トンの収穫が見込まれ、第三セクター「メセナ食彩センター」でジュース、ドレッシング、ポン酢に加工されております。この地区のユズは、25年前、旧末吉町役場庁舎落成記念として町内全戸に苗木を配布した際、5戸の農家で試験栽培したのが始まりだそうです。今では九州の有数の産地に成長したことです。これはもう農業振興とも結びつくわけですけれども、里山の発展、活用を図る上でもいい事例ではないかと感じました。そのほか、炭としての利用はもとより、木質バイオマスの利用等、さまざまな取り組みがなされております。

垂水市は交通のアクセスが悪く、県外からの企業誘致も大変難しい状況です。しかし、これは市長も申されていることですけれども、垂水市には豊かな自然がございます。市の大部分は山林です。この山林を活用し、新たな産業へ業を興す起業を図り、市の基幹産業である農水産業とうまくマッチングしていけば、中長期の滞在型の観光誘致へと夢は広がってまいります。

また、森林組合は現在5名の事務職員、3名の

現業職員、作業班23名の方々が働いておられます。市内でも大きな事業所でございます。林業振興を図ることによってさらに多くの雇用の場が確保できるわけです。

ちょっと長々となつてまいりましたが、農林課長、市長の見解をお伺いいたします。

続きまして、新城鉄道跡地の農道ですね、市道への移管は法的規制はないということでございますので、市道は、皆さん御承知のとおり、市道を延ばすことによって地方交付税の収入も上がってまいります。前向きな検討をいただきたいと思います。この件については答弁は要りません。

次に、水路の問題ですか、この部分も土木課長に前向きの答弁をいただきました。

地区民も側溝をつけることについては多大な予算がかかるということは十分認識しております。ただ、この水路の部分はやはり維持管理は土木課へ移管してやっていただくと。また、側溝にふたをして、その分には、先ほど申しましたように工事費が2,000万円からかかるとも聞いておりますので、この部分は財政事情からちょっと問題、無理なのかなとは実際は感じております。ただ、地区民の要望は要望としてとらえ、また地区民のほうも、先ほど申しました農地・水環境保全対策、中山間直接支払いの部分できちっと地元の部分、負担という部分を担保していくことで、ぜひとも少しずつでいいですから前進させていただきたいと思います。この点についても答弁は要りません。要望にとどめます。

最後の農道整備についてですが、先ほどの決算特別委員会でこれは宮迫議員の質問でしたかね、あったわけですけれども、振興会長さんを通した要望、主にインフラの整備が多いわけですが、これについて、「昨年度はどれぐらい住民の要求にこたえられましたか」という質問に対して、市長は20%だとお答えでした。この点に

つきましては、住民の方々の要望も、工事の必要のない場所、その部分も入っておりますので、この20%が多いのか高いのか、この部分は見方によって変わってくると思います。

ただ、9月議会でしたか、財政課長の答弁の部分であったんですけれども、財政調整基金、この部分も97.4%から94.2%、マイナス3.2%に下がりましたよと。実質公債費比率も17.2から15.6に下がりました、マイナス1.6ポイント下がりました。起債制限比率のこの部分についても12.7から12.4ポイントへ、マイナス0.3ポイント下がりましたという答弁がございました。また、財政調整基金につきましても1億2,000万円の積み立て、二、三千万円でしたかね、あると。この部分を幾らで安心ですかという同僚議員の質問に対しまして、5億円ぐらいあればゆっくりと安心できるがなと、いついかなる災害があっても対処できると、そういうような答弁でございました。

確かに行財政改革の部分ではこれはきっとやっていたりしているなど、ありがたい部分はございます。ただし、住民の要望は要望としてそこにあるわけですから、住民の要望と行財政改革との兼ね合い、整合性、この部分を考えますと、いま少しインフラの整備へ予算執行いただけないものか、そういうふうに考えております。この部分につきましては重要な問題でございますので、市長の答弁をいただきたいと思います。

また、もう1点、農道整備につきまして農林課長へお願ひいたします。

農道整備につきましては前向きな御意見、予算の許す限り進めていくという答弁でございましたが、結局、職員の方々は配置転換によって、異動があれば次の場所に行かなきゃいけないわけですね。そうすれば、住民の要望という部分がうまく後任者へつなげられているのか、この部分がちょっと心配になってまいります。住民

の要望を地図の上、どういう今、要望があるのか、地図の上に落とす、そういう要望を落とすようなマップをつくって、いつ、だれがその職務ですね、所管、耕地係についたとしても、住民の要望を要望としてとらえ、優先順位をつけ、その部分を執行していくと、こういうような手法も必要なのではないかと考えます。以上の点については農林課長にお願いいたします。

以上をもちまして2回目の質問を終わります。  
○教委総務課長（松浦俊秀） 2回目の質問にお答えいたします。

学校林につきましては、育成が長期にわたるため、また時代の流れか、学校林の関心が薄く、PTAの戸数も少なくなっています、PTAや地域の協力も得られない状況のようです。今後、学校林の管理につきましてはどのような方策がとれるか、検討してみる必要があると思います。

○学校教育課長（押川和成） 教育委員会総務課とも協議をしながら、当該の学校を学校教育課としましても指導してまいりたいと思います。  
○農林課長（山口親志） 感王寺議員の2回目の質問にお答えいたします。

林業振興についてでした。

確かに感王寺議員指摘のとおり、現在、木材の需要及び生産性等が悪くてなかなか投資できない状況にあります。その上に、不在村地主、県外地主等で連絡がとれない状況にもあります。その中で、議会で森林組合の陳情で長期施行委託を承認していただいておりますので、森林組合の提案を受けながら、間伐、下刈り等で市有林、民有林の整備を行っていき、指摘のとおり、森林の持つ多面的機能を維持していかなければならぬという認識であります。

それから、ユズの話も出ましたが、林業のほうから林地やら荒れ地における振興については、垂水市の山の条件を考慮して、適地に合った適種の導入を図れないか、森林組合が事業として苗木の補助等を行っておりますので、十分森林

組合と協議してみたいと思います。それからあわせて、林業振興だけじゃなくて、指摘もありました農林業振興に努めてまいりたいと思います。

それから、農道整備のことですが、担当は、要望箇所は全部文書にしまして全部要望箇所ということでつづっておりましたので認識はしておりますが、感王寺議員が言われました要望マップ等も検討できないか、終わりましたら、すぐみんなで耕地係で検討してまいりたいと思います。  
○市長（水迫順一） 私に振られた部分、2点あったかと思います。

まず林業振興、この件と、インフラへの資金を、もうちょっとインフラへ力を入れたらどうかということだと思います。

まず、林業振興は、農林課長が申し上げましたように、非常に議員も申されるように、木材価格が本当に低迷してきておりまして、今、若干中国需要が非常に伸びてきておる関係で、かなり国産材の先行きが見えてきたというような状況ですので、これはおっしゃるとおり、大体8,000円、9,000円ぐらいの単価だろうと思いますが、切り出すのにかなりな経費がかかると、林道がなければさらにそうですね。ですから、今後、明るい兆しの中で今後どういうふうにしていくべきかは考えておくべきだろうというふうに思います。

それから、財政計画が順調に進んでいるということは財政課長からも答弁しておりますとおりなんですが、ただただ5年間の計画で今、3年間過ぎている。この5年間の計画の中でしっかりとものを立てておりますので、本当に途中であれもこれもというようなことは、余り私は計画の立案の過程から、よくないというふうに思っております。あと2年間はしっかりと財政を立て直すのを基本にして。

ただ、そうは言うものの、本当に雨水対策とか、生活に直接本当にかかわるような問題が起

きてきております。こういうことにはやはり力を入れていかなければ生活が成り立たない。そして高齢化が進んでおる中で本当にやるべきことも出てきておりますし、まだまだ本当に掘り起こせば、学校の子供たちへのいろんなものの整備も足りません。ですから、教育その他、本当に環境その他たくさんある中で、財政を立て直しながら、急を要するものは考えていきながら、財政計画はしっかりと立てていくよということにしたいと。そしてまたその曉にはインフラ整備もしっかりと立て直せられるんじゃないかというふうにも思っております。

○感王寺耕造議員 12時が鳴ったわけですけれども、最後の要望ということで終わらせていただきたいと思いますが。

まず、学校林につきましては、まず教委の総務課長、社会教育課長初め、教育長のほうでも、各PTA、また地域の皆様への問題提起ということで、ぜひともこの部分は今、解決しなければ、本当に先達の思いという部分が無に帰してしまいますので、大変難しい問題ではあると思いますけれども、問題提起をしていただいて、1つ1つ解決の糸筋を見つけていただきたいと要望いたします。

また、農道整備につきましては結構ですが、林業施策ですね、この部分につきましては、単に農林課の林務係、この部分だけが林務政策を担保するものと、そういうものだとは私は考えておりません。先ほども申したとおり、間伐材を利用した魚礁であるとか、またそれに合わせた複合的な観光誘致対策とか、そういう部分の可能性もありますので、ぜひ縦の部分だけではなく横の連携をつけていただきまして、もう垂水は山しかないわけですから、田舎を売り込むしかないわけですから、そういう意味合いで林業施策の部分に当たっていただきたいと思います。

最後、時間になりましたけれども、1点だけ、これは市長へ質問をさせていただきます。

確かに私も、あれもこれもとそういう要望をしているんではございません。身近な市民の要望なんです。毎日通る道路なんです。そこが整備されていないんです。それが現状なわけです。だから、住民の身近な要望につきましては真摯に考えていただきたいと。確かに桜島架橋も大切です。東回り九州道も大切です。でも、市民にとっては朝も昼も晩も通る生活道路が一番必要とされております、身近な道路なわけですから。その部分への要望ということなんですかけども、もう1点だけ、市長、済みません、答弁をお願いします。

○市長（水迫順一） 決して桜島架橋、東九州自動車道路だけを力を入れておるわけじゃありません。これは将来の垂水を見込んで、今やらなければおくれるから皆さんと一緒にやりましょうと言っておるわけです。生活に関連する道路は必要だと今まで言っておるじゃないですか。その辺は本当によく聞いていただきたい。そういうことで。

○感王寺耕造議員 終わります、これで。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、1時15分から再開いたします。

午後0時04分休憩

午後1時15分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 1月の市長選挙に始まり、県議会議員選挙、市議会議員選挙、7月の参議院議員選挙と続いた今年も残すところ3週間余り、参議院議員選挙で与野党逆転となり、政局も混乱していて、先行きどうなっていくのか今後の見通しが読めない状況であります。小泉、安倍内閣と続き、都市と地方の差が著しくなったと言われておりますが、福田内閣にかわり、地方へも

っと力を注ぐべきとの声が大きくあり、我々垂水にとっては今後に期待しているところであります。

それでは、先日通告いたしておりました案件について質問いたしますので、市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願ひいたします。

#### 国道拡幅工事について。

国道220号線の拡幅工事が着々と進んでいる中で、9月議会において、海潟鶴田川から小浜早咲大橋の拡幅について、引き続き事業を進めさせていただくよう市長にも要望いたしたところであります。その後、どういった計画になっているのかお尋ねいたします。

#### 鶴田川上流の砂防ダム土砂除去について。

旧海潟土地改良区の取水源でありましたが、台風時の大暴雨で土砂、流木が下流の田に流入したりしたため、ダムが建設されたものであります。現在ではダムの流水口がふさがり土砂がいっぱいにたまっている状況であります。一部水路は取水に大変苦労している状況であります。土砂除去はできないのかどうか。

また、ダムの下に流木防止もしておりますが、助かっておりますが、現在、流木等で一部ふさがれ、そこに暖竹が生い茂っている状況です。流木等の取り除きをお願いするものであります。

#### 市道整備について。

海潟林道は市道として整備されており、地区住民のハイキングコースとしても利用されるため、大変ありがたいことであります。危険防止のため金網フェンスも設置されておりますが、ことしの大暴雨でかけが崩れ、一部フェンスが破れたままであります。この部分は海潟林道入り口付近であり、車の通行も多いため、地域住民の通行に不安があるので早急に対処していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これで、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 川畠議員にお答えをしたいと思います。

まず、国道につきましては、私ども220号線、1本でございますし、この完全な拡幅工事が完結することが長年の夢でございます。本当に長い期間を通じまして、新城から終原、ここらも約20年をかけての整備がなされましたし、歴代の市長を初め、議員の方々の大変な努力の結果だろうというふうに思っております。

あと残されます終原の一部、それから今、議員がおっしゃいました鶴田川から早咲大橋までの区間、この区間も非常に早急に整備をして、残るやはり牛根地区の完全な拡幅工事を完結することが非常に大事だと思っておるところでございます。

議員指摘のこの鶴田川から早咲大橋につきましては、6月議会でも若干触れましたが、非常に国土交通省の厚意的な配慮と申しましょうか、本当に即決の形で、申し込みをしたのに対しまして、非常に早い段階での整備をするということで決定をしていただきました。今現在、防災面をひっくるめて、例のトンネルのところ、これをトンネルを広くするのか、あるいはその上のほうの山が低いだけにそこをもう削り取って広くするのか、それから歩道を片方にするのか、両方とも歩道をつけるのか、それから工事期間中の迂回路を片側通行にするのか、迂回路としてほかを探すのか、この検討に入っておりまして、非常にありがたいなど、非常に進み方が早いなと思っておるところでございます。

この地区が完成しますと、桜島大橋ができるし、桜島までがほとんど整備される。先ほど申しましたように残りが牛根地区でございますので、集中してこの地区も境まで何とか拡幅ができるように努力をしていかなければいけないと思いますし、その方向で皆さんとともに頑張っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○土木課長（川畠信一） 議員の鶴田川上流の砂防ダムの土砂除去についてお答えいたします。

鶴田川上流の砂防ダムには、17年からの台風や豪雨により土砂が堆積していることは確認しております。市内各所にある砂防ダムも同じような状態であることから、これまで幾度となく県へ土砂除去の要望をしてまいりましたが、土砂が堆積することにより河床勾配が緩くなり、土石流の勢いをとめることが目的となっており、それでも流速が衰えない場合には、その上流に新たに砂防ダムをつくることから、砂防ダムの建設目的が……、ちょっと順番を間違えましたので、再度、済みません。

砂防ダムはダム内に土砂を蓄えて調整する能力もありますが、さっき言いました土砂が堆積することにより河床勾配が緩くなり、土石流の勢いをとめることが目的となっております。それでも流速が衰えない場合には、その上流に新たに砂防ダムをつくることから、土砂の除去はなかなか実施してもらえませんが、市としましては、砂防ダムの下のスリットダム内にある流木の除去とあわせて、地区住民が安心できるような対策をとってもらえるよう要望していきたいと考えております。

また、先ほど御指摘の海潟の市道福岡浦谷線の落石防護さくのネットは、ことしの豪雨の際に落石があり、破れています。落石はそのとき除去しましたが、ネットは破れたままとなっておりますので、予算の獲得ができ次第、早急に修理するようにいたします。

○川畠三郎議員 今、9月議会にも国道の件については市長にもお願いしたところでしたが、その後、あそこのその地域もするようなお話を聞きましたので、確信のためにきょうお話ししたところです。

先日の降灰対策ですか、陳情のときにも地元選出の森山先生がその面についてはやるようと指揮したというようなことを聞いておりまして、森山先生を初め、市長もいろいろの面で側面から応援していただいたということでありが

たいことだと思いますので、引き続きこの辺についてはまた、どうするかということもありますので、住民の意見等も聞いて進めていくようにお願いしておきたいと思います。

それと今、土木課長から鶴田川と市道の整備なんですけれども、これも鶴田川については県の担当になるのかなとは思いますけれども、土砂の除去についてはいろいろあるでしょうけれども、流木についてはできるだけ早目に除去していただこうよにお願いしていきたいと思います。県でなくても、市でもできそうかなという私は気もするんですけども、お互いに話をしながら、ぜひともこの分についてはよろしくお願いしておきます。

それと、フェンスの修理ですけれども、やってもらうということで、早くからそういう要望はしておったんですけども、せっかくだから本会議でもやって、確信をとっていこうということですので、よろしくお願いします。

今回は、一応私も海潟の出身ということで、地域のことについてちょっと触れてみましたけれども、たくさん地域には要望事項もありますけれども、海潟だけを言うとまた別な方々が、また海潟ばかり言わせんかという声もありますけれども、今回は確信のためにいたしましたので、今後そういういろんなお願い事が各地区にはあると思いますので、ひとつ率先して、どの部分も平等にやっていただくよにお願いして、終わります。

○議長（徳留邦治） 次に、7番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、お疲れさまです。

安心・安全まちづくりについて質問させていただきます前に、私が住んでいる城山団地、長年水道問題で、水圧問題で苦労しておりましたけれども、今回、市当局の計らいによりまして工事が進むようになりました。本当にありがと

うございます。

また、私は長年、身代湾のことでも質問させていただきましたけれども、この件も入札が完了したと聞いております。そういうことで関係機関の努力、本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

安心・安全まちづくりについて。

まず、総合計画について。

垂水の将来を方向づける現在、策定中であります第4次総合計画は、市長、基本構想については、地方自治法に「市町村は、その事務を処理するに当たって、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行なわなければならない」とあります。第3次総合計画から第4次総合計画は、議会にとっても、市民にとっても、垂水市が目指すまちづくりについて知ることのできる最も大事な計画となる総合計画基本構想について、いつ議会に提案されるのか。また、今後の日程はどのようにになっているかお伺いいたします。

次に、財政問題の事故繰り越しについて。

私の6月議会の一般質問に対し、市当局は、市民に負担をかけた事故繰越額約2,064万円を特別交付税等の要望で10月に国に要望することであったが、どのような内容で要望されたのか。また、国は要望を聞き入れてくれると思うのか、お聞かせください。

次に、災害復旧について。

平成17年の台風、平成18年度の豪雨災害で垂水市の復旧工事は、補助事業の分、大方完了していると思われます。しかしながら、私の住んでいる城山団地においては、市道城山団地2号線、城山団地3号線は現在もブルーシートで応急処置はしてあるものの、復旧工事がいまだに取り組まれておりません。

この2つの路線のうち2号線は、南側の団地入

り口で現在、車道側に歩行者のために工事用のポール、これは正式の名前は私は存じませんけれども、ポールにトラロープで歩行者の通路確保として歩道を設置しております。この2号線は団地で最も交通量が多く、朝夕の通勤・通学に大変危険な状態であります。

また、団地3号線は、北側の市営住宅の道路で、路肩が崩れ、幅員も狭くなり、道路との落差が四、五メートルになっております。現在、ここも転落防止としてトラロープが張ってありますが、夜間など大変危険な状態であります。住民の安全を守るために早い時期に復旧工事に取り組んでいただきたいと思います。市当局のお考えをお聞かせください。

これで質問を終わります。

○企画課長（迫田裕司） 垂水の将来を方向づける第4次総合計画は、当初12月議会に提案する予定だったようだが、いつ提案するのかという御質問ですが、総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つの構造から成っており、議会の議決を必要とする基本構想は、市政運営において持ち続ける基本的な考え方を示したもので、目指すまちの姿や行政経営の方針をあらわしたもので。そして基本計画は、その基本構想を実現するための目標や施策の方向、行政経営の方針や実行するための目標や施策の方向を示したもので。そして最後の実施計画は、基本計画に掲げた目標を達成するための具体的な事業とその展開を示したものとなっております。

今回の総合計画策定に当たっては、市民の方々がより垂水市を知り、持続していくための計画とするために、市民との協働の手づくり、そして、わかりやすい、使いやすい総合計画を目指して、鹿児島大学と連携した公開講座という方式をとり、広く市民の方々の意見を聞くということで行いましたが、講座の開催準備や意見の取りまとめ、各課ヒアリングなど事務事業が多く、12月議会への提案がおくれてしまったところ

です。予定といたしましては3月議会に提案することにしております。

今後の日程につきましては、12月中に市職員で構成するワーキンググループで基本構想案を策定し、課長会から成る策定委員会で構想案を協議、来年1月に審議会での協議終了後に答申を出していただく予定です。その後、3月議会に提案し、議員の皆様に協議していただくことにしております。

また、基本計画につきましては、12月から策定作業を開始し、3月議会で議員の皆様に説明することにしております。

住民の方々には、基本構想議決後、また基本計画策定後の5月ごろに住民説明会を開催し、総合計画の概要につきまして説明をする予定でございます。その中で、今後、地域をどのようにしたらよいか、地域の発展のためにはどのようにしたらよいかなど、10年後の地域を考えていただく仮称まちづくり協議会のようなものを各地区に設置し、市職員を含めて、各地区振興計画を作成していただけないかと考えております。

なお、実施計画につきましては、基本構想及び基本計画に沿った形で20年度に各課で策定し、21年度予算に反映させることにしております。

以上でございます。

○財政課長（岩元 明） 市道高峠線災害復旧の事故繰り越しのお尋ねに答弁いたします。

事故繰り越しになったことにより、国庫負担相当分が一般財源負担となりましたが、その財源補てん策としまして、特別交付税で要望する旨の回答をしておりました。本年度の特別交付税に係る県への申請ヒアリングは9月に行われたところでございます。

災害復旧の場合、補助災害に採択された箇所は、国の負担金や県の補助金などの助成措置が手厚いのでございますが、それでも一般財源の負担分は残ります。また、道路などの土砂除去などの初動作業などの経費は、補助対象とはな

らずに市単独の負担となり、財政調整基金などを取り崩して対処することになります。これらの災害復旧などに単独で要した経費などを積み上げて、不慮の財源を要したこと、あるいはその公共団体の特別の財政事情があったので特段の財政支援を要請するのが特別交付税の制度でございます。

御指摘の事故繰り越しに要した経費も、当然、災害復旧に要した本市の公共土木施設の単独経費として計上しまして、さらに、項目を設けて説明、要望いたしてまいりました。県当局も本市の言い分には大変興味を示すとともに、かなりの時間を割き、熱心に聞き取りをしてくれたと思っております。そこで、申請どおり国に要望するとの確約を得ております。

なお、特別交付税の配分元は、国は総務省でございますが、毎年市長が上京して影響力のある関係者等に直接要望してまいりました。今回は特に事故繰り越しによる負担分も含めて要望することになろうかと思っているところでございます。

○土木課長（川畠信一） 北方議員御質問の災害復旧の済んでいない場所は、城山団地南側の2号線の傾斜箇所と団地北側の城山団地3号線の道路路肩部分の国庫補助対象にならなかった災害の箇所だと思われます。

まず、団地南側の城山団地2号線の箇所につきましては、平成17年9月の台風14号により、のり面箇所の一部が滑落した箇所でございますが、この箇所につきましては、被災直後にのり面に防水シートを展開し、路面水も浸入しないように応急対策をしているところです。現在は滑落もなく、おさまっているようです。

土木課としましては、今後は応急的な対策を実施しました被災箇所へ路面排水が流れ込まないような防水対策、また歩行者の安全対策のためのガードレール設置等を行いたいと考えております。

次に、北側の城山団地3号線の被災箇所ですが、ここは平成18年の7月豪雨により市営住宅前の道路のり面の表土がはがれ落ちたものです。

一部については道路の幅員も狭かったことから市単独災害費で対応しましたが、残りの箇所については道路本体には影響がなかったことから、防水シートを張った状態で置いてあります。しかし、今後は、のり面の保護、また高さのあることから、転落防止柵の設置を行い、安全対策を図りたいと考えております。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

土木課の回答は大変気に入りました。ありがとうございます。

総合計画の2回目の質問に入っていきます。

今、総合計画の基本構想、基本計画、実施計画、また日程などは詳しく説明していただきありがとうございます。

市民の意見を聞くことは最も大事だと私も思っています。しかし、まず市長の施策、基本構想をまず決め、そして地域での説明会で基本構想を市民に問いただし、その上、基本計画を策定し、最終的には議会提案すべきではないかと私は考えております。現状は余りにも市民任せであるような気がしてなりません。

そこでお尋ねいたします。

緊縮財政が続く中、市民との協働ということで、行政改革の推進中、中学校統合問題、また合併問題、そして人口増問題、企業誘致、農林水産業問題及び商工会の商店街の発展、身近な問題で振興会からの要望、現在抱えておる課題は多くあると思います。

まず1点目、財政改革と基本構想策定に向けて、整合性について、市長、お伺いいたします。

2点目、市民が夢と希望を持てる総合計画の基本的な姿勢、市民が夢と希望を持てる。

3点目、行政のかじ取りである市長の施策が基本構想の柱となっていると思いますが、各課へ、

課長への的確な指示をなされているのか。以上、3点お伺いいたします。よろしくお願いします。

事故繰り越しの2回目について。

課長が今先ほど、県のほうとの打ち合わせで大変理解をいただき、国へ要望したということあります。この事故繰り越しの金額は全部満額、垂水のほうに入ることを期待しております。しかし、この事故繰り越しというのは特交でどのような形で、この部分は事故繰り越しの分ですよとはっきりと市民に示されるようなそういう説明ができるのか。その点を1つお伺いいたします。

6月議会の中では、県のほうは事故繰り越しについては、県や国は、3年目は事故繰り越しの補助の対象とならないというふうに言われておるわけです。この部分は垂水市もそのときは十分わかっておられたと思うんですけれども。しかし、垂水側から、2年続きの災害で工事ができなかつた特殊事情があると。その特殊事情の中には、工事現場に入れなかった、そしてもちろんこれは入れなかった理由の中で保安林の解除がおくれたなど、いろいろな条件もあると思います。しかし、国側では、3年目は事故繰り越しと認めないとということで、原則は曲げられないということで、その事故繰り越しは今まで認められておらないと私は思っています。

だけど、今回はそれを覆すといいますかね、それでも垂水は取ってくるんだという意気込みであると思います。また私も、これは一般財源を使っているわけですから、ぜひそうしていただきたいと思ってはおります。しかしながら、取れなかった場合は市当局はどのような責任をとられるのか、とられないのか。その点をお聞かせください。

次に、城山の災害のことについては、先ほども言いましたように、工事のほうはちゃんとやるというような回答だったと思いますけれども、それはありがとうございます。

この城山の災害の箇所というのは、今、地権者と係争中のところであります。これは私も何遍も今までこの件に対して質問をしているわけですけれども、早く地権者との話し合いはできないのかと。これはたとえば、もう城山の場合は開発当時からの問題点ですよね、もう30～40年になると思うんですけども。それがいまだかって尾を引いておるわけです。最初は開発業者が寄附採納するということで申し入れがあって、垂水側は「はい、ありがとうございました」と言うて返事はしたもの、登記上の問題でそれは解決していなかったという部分ですけれども。

そういうことで、私が住んでいる城山団地は今までかなりのお金をこの問題でつぎ込んでおります。まず、水道のタンクのあるあそこの用地を1,000万円で買いましたよね。それから2～3年前に台風災害で東側の不法造成のところに一千数百万円投入して整備していただきましたけど、住民側としてはありがたいわけですけれども。だけど、これも垂水市の大手なお金を費やしておるわけです。これも市当局の方々が、その担当課の方々が十分それを認識して事務処理していけば、こういうむだなお金は一銭も出さずに済んだと思っています。

そういうことから、この問題は根本的なところから解決していくなくてはいけないと思っています。いつまでたってもお金を食い、また住民に不安を与えていくんじゃないかと思っています。私のところは高台です。高台から必ず土砂が下後馬場ですかね、集落のほうに流れていくわけですけれども、その壁面のところの治山工事もできないあります。県当局は、治山工事はしてあげますよと言うておられるんですけども、そういう地権者との話し合いがつかないためにいまだかってこううことになっていきます。

その問題をいつになれば解決するのか、その

辺のことをまずお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○市長（水迫順一） 北方議員が3つほど私にお聞きになったと思いますが、こういう質問をするというような提案がございませんでしたので、一応私の思いの中でお答えをさせていただきたいと思います。

1番目が、財政改革と総合計画の件、それから2番目が、夢と希望を持てるものなのかということ、それから3番目が、的確に課長へ指示をしているかということだと思います。

まず、この総合計画は、もう御承知のように、何回も説明しましたように、今まで1次、2次、3次、総合計画を実施してきた中で、やはり一番反省をしなければいけないことは、総合計画が本当に市民にも納得してもらって推移したかということ。それから市役所の中でも本当にすべて総合計画を、その3次なら3次の10年間をそれに沿っていろんなことを考えてきたかといいますと、非常に反省する点が多かったと思うんですね。

それはなぜかといいますと、いろんな要因があると思いますけど、1番目には、総合計画に果たして市民の声が反映されているかという問題が大きいだろうと思っております。そこには、つくり方もあったでしょう、シンクタンク、その専門業者に、本当に表現悪いですが、丸投げしたような計画を各自治体がつくっておるわけですから、それはそれなりの弊害もあれば、いい面もあるだろうとは思いますが、その辺はやはり反省すべき点だと。

だから、今回、鹿児島大学の本当に知見をいただきながら、垂水の今後10年間をどうしていくかということを考える場合に、本当に市民が使いやすい総合計画を、それから時代の趨勢に沿った総合計画そのものをつくっていかなければいけない。今、課長が答えましたように、その手法として鹿児島大学の公開講座ができるだけ

多くの市民の声を拾い上げようということでやってきたわけです。

そして、このことは私は正しかったと思っておりますし、この総合計画は、今実施しております財政計画、これは先ほどもお答えをしましたように、5年計画を立てた中であと2年が残っておりますが、これはこれで前もって5年計画を立てたわけですから、総合計画のいろんな事業をやっていくことも財政負担を伴う事業が非常に多いわけです。ですから、この財政計画を本当にしっかりしたものにやりながら総合計画をつくっていくことは、総合計画にも非常にやりやすい事業が出てくると、財政が疲弊した中で本当に形のいい総合計画をつくってもなかなか思うようにいかないだろう、そういうふうに思うわけです。その意味でも関連があるし、非常にどちらも大事な部門だというふうに思っております。

それから、夢と希望を持てるものなのかというのも、今申し上げましたとおり、市民が自分たちが参画することで市民の夢も語ってもらつたわけですから、それは今までないことだというふうに思っておりますし、時代の移り変わりが早いだけにやはりいろんなことを、特定の人だけが考えるんじゃなくていろんな形の意見を吸い上げてつくっていくということは、本当に将来、希望を持てるものにより近づけるんじゃないかというふうにも思っております。

的確な課長への指示云々ということですが、これは総合計画は先ほど課長が説明しましたように、あと基本構想を今つくり上げました。基本計画をつくるわけですね。そしてそれに沿った実施計画を、各課はそれに沿った、基本計画の中に沿った課独自のそれに沿ったものをつくり上げる、実施計画をつくっていくということで、このことは各課長にも十分認識をしてもらっておりますし、それから行革の推進本部会議を課長会でやっております。ですから、このこと自

体、総合計画との兼ね合いも触れる機会が多いし、そのことは各課長も十分認識しているというふうに思っています。

私のほうからは以上です。

○財政課長（岩元 明） 事故繰り越しの2度目の質問でございますけれども、日本国内で災害が起こった場合、本市はしおちゅう起こりますけれども、私、災害復旧というのは国土の保全だと考えております。なぜならば災害が起こった場合に、いわゆる補助事業といいますけれども、実はこれは国庫負担金ですね、国庫負担金で災害復旧を行うわけですけれども、国庫負担金の性格というのは国が進んで負担すべき性格のものと言われております。ですから、これは本来、国が国土保全という立場からやるべきものであって、本市に災害が起こった場合は、「垂水市さん、国から負担金は出しますから復旧させてください。工事はそっちでやってくださいよ」という性格のものだと私は理解しています。

ですから、ただ単に今回のように工期がおくれた、いわゆる遅延行為ですね、工期がおくれたことを理由に国庫負担を出さないよというそのことが問題があると、私は思っております。ですから、そのことを強く言っているわけでございまして、確かに工期はおくれましたけれども、垂水市は災害復旧はさせた、国土の保全は図ったという主張は、私は100%すべきだというふうに考えております。ですから、県もその言い分、要求分は100%理解してくれたと申し上げたのは先ほどのとおりでございます。ですから、そういう意味で当然の要求だということでやっております。

ただ、特別交付税の仕組みそのものが、額そのものが、皆さん御承知のように非常につかみの性格でございます。特別交付税の中に何が入ってきて、この分がどれだけというのはなかなか正確につかめません。これは普通交付税もあ

る程度、特別交付税に比べれば普通交付税はある程度わかっておりますけれども、それでもつかみにくい部分が残ります。

そういう制度である以上、特別交付税の中で100%見ていただいたとしても、その額がはっきりその分が来ましたよという性格でなくて、非常につかみで6億円なら6億円、7億円なら7億円という感じで来ます。ほかの要因も含めて交付される性格のものでございますので、今の時点では要求は100%したということで、その交付が100%来るのかどうかということまでは私のところ、一地方の財政課長ごときが言えるものではないと思っております。

○副市長（水迫恒美） 2回目の災害復旧に係る用地対策等についてお答え申し上げます。

御指摘の件につきましては私どもも緊急課題と受けとめまして、現在、その所有者と協議をいたしているところでございます。

その解決のめどでございますが、相手もあることですから、今後も最大限の努力を傾注してまいりたいと、そういう強い気持ちを持っていいるところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 3回目は要望ということですけれども、1つ質問させてください。

総合計画について反省の点もあると、1次と3次の間に。それを踏まえて4次は計画するということでしたけれども。夢と希望の持てる計画にしていただければと思っています。だから、市民と議会がともども承認できる基本構想であることを期待しております。よろしくお願ひいたします。

事故繰り越しの面ですけれども、課長が言われたように、国庫でするべき事業だったから国が当然面倒を見るべきだと、それは私も十分理解しております。その中で、県、国側が6月の時点では、今の質問の時点では、原則は原則として曲げられないと言うておるわけですから、そ

れを何とか曲げてほしいわけですよね。取ってきてほしいんですね。だから、私も取ってきてほしいです。よろしくその辺はお願ひいたします。

もし、取ってこれなかった場合、色分けはできないと言いましたけれども、前年度の交付税が2,000万円ぐらい、前年比に対してことし2,000万円ぐらい下がっておるわけです、この予算では。これが同等か、上乗せになつたらそれは取ってきたと胸を張れるんでしょうか。その辺をひとつ。そうでないと、色分けができないと言うとって、取ってきましたよと言われても、ああそうですか、ちょっとわからないもんですから。その辺ができるのか、そういうことです。だから、先ほども言いましたように、原則は曲げられないと県、国側が言うておるわけですから、それを何とかして取ってきてほしいと私は思っています。

城山の地権者との問題点は、めどはついていないけど、最大限の努力をするということですけれども、いつも回答はこういうような言葉でいつも終わるわけなんですねけれども、これでは、先ほども言いましたように、治山もできない、あらゆる問題を抱えている中ですよ。どうも不安はただ後ろへ延ばしただけということですよ。まだ解決の方法が見えないんですけども、いついつまでにやりますとか、それでこの問題は東側の造成地においては地権者と施工された方が違うというのも私もわかっています。強制執行といいますか、ああいう形は施工者にするわけでしょうけれども、地権者とでは違いますから、その辺の難しさは十分私もわかっているつもりですけれども。

しかし、その当事者同士は親子関係であるわけですから、その辺のことは十分話し合えば、解決の方向へ持っていけるんじゃないかと思っていますが、その辺の話し合いを今後年次ごとにされるのか。そうでないと、ただ努力します努

力しますでは解決のめどはつかないと思います。その辺をひとつお尋ねして、私の質問は終わります。

○市長（水迫順一） 特別交付税を本当に取ってこれるのかという質問の中から、今言われたように、それが去年と2,000万円云々というようなお話もございました。これは毎年、特別交付税というのは全国の災害を見てその緊急のものはき出した後、配ってくるわけです。ですから、新潟の災害とかいろんなものがありました。だから、その辺がどのくらいの査定になって、どのくらいの残りの中から配分が行くのか、その辺のことも考慮しなければなりません。

だけど、さっきから言ってるように、県も非常にいい、説明を十分聞いてくれて、県もしっかり訴えますと言っているわけですから、我々も引き続いて、おたくが言われるように最大限の努力をしますということを今申し上げておるわけで、私もその意見に変わりはありません。

○財政課長（岩元 明） 先ほど私がちょっと言い忘れましたので誤解を生んだようでございますが、補助事業として採択はされなかったけれども、その分を国庫負担金で取ってくるということでなくて、別に国が出してくれる特別交付税で取ってくるという発想でございます。ですから、そのちょっと食い違いがあったようございます。

○副市長（水迫恒美） 用地対策の関係ですが、実はその所有者と最近もお会いして、今まで違ういい感触を得ているところでございます。それで、さらに北方議員初め、そういう力もありながら、とにかく最大限の力を注いでこの解決に向けていきたいと、そういうとにかく強い気持ちでいることを御理解願いたいと思います。（北方貞明議員「ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） 次に、9番森正勝議員の質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさまです。

11月28日、ついに防衛省制服組のトップである守屋武昌前事務次官が司直の手に落ちました。防衛商社山田洋行元専務の宮崎元信容疑者とのゴルフ接待を初めとするたかりの実態は、皆さん御承知のとおりです。その見返りに防衛装備品の納入に便宜を図った疑いが持たれております。逮捕は当然でしょう。さらに、今後の成り行き次第では福田政権が大きな打撃を受ける可能性もあります。

ところが一方で、東京地検特捜部に「守屋までならいいが額賀はやめろ」という官邸の圧力があったのではないかと言われております。GE社と近い関係にある額賀氏を追い込むと米国内のGE社のポジションが不安定になり、日米関係を友好にするためには逮捕者を守屋にとどめておく必要があるとのことです。いずれにしましても、このような情報で特捜部がひるまないようにしてほしいものです。国会もねじれているのであれば、与野党合意で通すべき法案は通して、国民生活に影響がないようにしてもらいたいと思います。

それでは、質問に入ります。

中学校統合についてございますけれども、今議会の最終本会議に中学校の廃止、設置条例を上程される予定とのことですですが、中学校統合の要因は、よりよい中学校教育と財政問題だったと考えます。そこで、再度この2点についてお聞きします。

財政につきましては、歳出のメリットと歳入のデメリットを比較した財政課の試算によりますと、初年度では約512万円のプラス、2年目で約1,328万円のマイナス、3年目で約2,480万円のマイナス、4年目で約3,533万円のマイナス、5年目でも同額のマイナスというような試算が出ております。中学校を統合した場合、初年度こそプラスになりますが、2年目以降は財政的な不利益が生じるようでございます。このことを踏ま

えて答弁をお願いいたします。

次に、地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業について質問します。

平成20年3月に実証試験を終了するとのことです、その後、垂水市はどのようにかかわっていくのか。また、今後の展望についてお聞きします。

3番目に、限界集落についてでございます。

平成19年6月28日の南日本新聞に、県内49市町村で95集落が消滅のおそれがあるという記事が掲載されていました。限界集落とは、集落内の高齢者率が50%を超えた地域で、冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難になっている地域のことですが、本市の振興会の状況は現在どのようにになっているのかお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 森議員にお答えをします。

中学校統合によりまして、財政問題、特に交付税につきましては確かに減額になりますが、しかし、財務省が7月の官報で、学校が地方交付税の算定基準に含まれており、統合すると交付税が計算上減ることになるために、一定の配慮が必要と訴えております。今後はこの配慮にも期待をしたいと考えておりますし。

ただ、短期間では減額の影響が大きいように見えますが、現状のままでは施設の耐震、改築など後年度に大きな財政負担を伴い、長期的なスパンで考えますとメリットが大きいと考えております。

あとは関係課長に答弁させます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 2点目の地域バイオマスフィールドテスト事業について、先ほどの池之上議員の御質問への答弁に重複する部分もございますが、お答えさせていただきます。

この事業につきましては、議員の皆様にも10月30日にメタンガス発生プラントや道の駅に設置しましたコーチェネレーション装置を視察していただき、御質問にもお答えしたところでござ

ります。

今回の事業は、京都議定書目標達成計画及び国際的な原油動向に対応するために、政府が定めた2010年までの新エネルギー導入目標を踏まえ、地域の実情に応じた新エネルギーに係る実証フィールドテスト事業を実施しようとするものであります。

これまで御説明しておりますように、この実証実験は平成18年度から3カ年の実験でありまして、今年度と来年度の実証実験で各種データの収集、分析やそれに基づく改善などを行いまして、実用化に向けての資料といたします。

平成21年3月には実証実験を終了し、その後は、さきの第2回定例会のバイオマスに関する質問にもお答えしましたとおり、実証実験による結果の検証や購入に関して過疎債などの対象となること、また、バイオガスの利用により経済的な効果が得られることなどを慎重に検討し、それらの条件が整うという場合に譲渡を受けようと考えております。

次に、今後の展開についてでございますが、現在、ガスは順調に発生しております、当初1日15トンの豚ふんを発酵槽に投入し、200立方メートルから400立方メートルのメタンガスを取り出す予定でしたが、予想以上にメタンガスが発生し、現在、投入量を抑えている状況であります。

現在は、発酵槽の安定的な運転や精製装置、充てん装置の能力の問題と道の駅での消費量などから、どれぐらいの投入量が適切なのか調整しながら、発酵槽の状況を管理している状況です。

しかしながら、これまでの実験結果で多くのガスが発生することは確認できましたので、今後は、道の駅での使用量やその他の公共施設での利活用、また天然ガス使用の公用車導入の検討などを行ってまいりたいと考えております。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 限界集落についてお答えいたします。

平成19年6月28日の南日本新聞によりますと、人が住めなくなり、消滅のおそれがある集落は95か所に上がるが、南日本新聞社の県内49市町村アンケート調査でわかったことが掲載されていました。

限界集落とは森議員から説明があったとおりであります。限界集落の区分として、存続集落、準限界集落、限界集落、消滅集落に分けられると長野大学の大野晃教授が概念を提唱されております。このことから、垂水市で65歳以上の高齢者が住民の半数を超える集落は、全部は調査していませんが、松尾、岳野、垂桜、高塚などが限界集落に該当することになります。

今後、市内全域の振興会ごとに65歳以上の高齢者の割合調査を実施してまいります。

○森 正勝議員 2回目の質問をいたします。

財政的な効果については、私は余り効果がないのではないかというふうに判断しているんですけれども、教育的配慮ということが統合の大きな原因になるというようござります。統合することによって、牛根、新城は若い人が住まなくなるということはもう明らかなんですが、そのことによって少子化も進んで、なお一層過疎が進むということになります。

そこで、市長にちょっとお伺いしますけど、過疎になることと、それから教育的な配慮ということにより統合する、どっちにウエートを置かれるか、それをお聞きします。どっちのほうが大事なのか。市長はどういうふうに思われますか、そのことについてお聞きします。

それから、跡地利用についても具体的にどのようにするのか、お聞かせください。

それからバイオマス熱利用フィールドテスト事業なんですけれども、私は、これも市長にお聞きしますけれども、実験の検証とか施設の購入に関して、過疎債とか起債対象になるというふうに言われて、このテストが始まる前には、市長は一般会計から持ち出しはほとんどないとい

うことを言わされました。ところが、プラントが終わればこのプラントを五、六千万円ぐらいで購入しなければならないというようなことがあるんですけれども、私は非常にこれから先のことについては心配しているんですけども、その辺についてお答えをいただきたいというふうに思います。

それからバイオマス事業、現在の施設は実証実験ということなんですけれども、これから本格的な施設の建設の可能性があるのかどうか、これについてもお答えください。

それから限界集落ですが、全国で限界集落が7,778あるそうでございます。そのうち、10年後に消滅する可能性のある集落が423あるそうです。その原因はいろいろありますけれども、1つは、日本の原風景であり、歴史的な遺産である山林風景の喪失、2つ目は、伝統文化や伝承芸能が廃れてしまうこと、3つ目は、人が住まないことで田畠の耕作放棄地が増加し、山林が手入れされなくなり、自然環境が崩壊し、そのために山や田に保水力がなくなり、下流にも水害をもたらすおそれがあるというようなことがあるようです。

また、限界集落のこの現象が今、都市部のほうにもドミノ現象によっておりてくるというようなことも言われております。これについては、来週の「サンデープロジェクト」で何か都市部の限界集落ということでやるそうですので、興味のある方は「サンデープロジェクト」をちょっとご覧ください。

市のほうとしては今、こういう限界集落という規定に、今、垂水市の中でも松尾、それから垂桜、岳野、高塚ですか、こういったのが該当するということだったですけれども、これらについてどのように、これからどのようにすればいいのか考えていらっしゃるか、そのことについてお聞きします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 森議員の私に振られたのが2件あったんじゃないかと思いますが、教育的な配慮が大事なのか、過疎化が大事なのか、どちらなのかというようなお話と、バイオマスの本格的な稼働が今後できるのかという2点についてお答えをしたいと思います。まず、教育的配慮、それから過疎化が進むというのはどちらも非常に大事なことですが、まず、これから先の子供の教育を考えますと、教育的な配慮が非常に大事だというふうに思っておりまして、財政的な効果も、今後のことを考えますと、統合へと進めるべきだというふうに思っておるところでございます。

森議員の言われますように、中学校を統合することによって過疎化が進むということは、一概には言えないのではないかというふうに私は思っておりまして、中学校の生徒が少ないために国分の中学校に通学させたり、転居をする保護者もいるというふうにも聞いております。かえって統合することによって不安を解消される面もあるんじゃないかというふうに思っておるわけでございます。

それから、跡地利用につきましても、10月24日に地区別の協議会を開催しまして、今後の利用につきましては、地元がどういうような要望があるのか、地元に合ったやはり対策、過疎化対策もひっくりめで考えていかなければいけないということで、要望を出してもらうようにしてありますし、このことは今後やはり地元と話し合っていくことが大事だというふうに思っております。

それから、バイオマスについてお答えをします。

まず、私は、これまで今回の実証実験に関しては、この期間中における市の持ち出しあないとの考え方で説明をしてまいりたと思っておりますが、実証実験が終了します平成21年3月には、先ほど商工観光課長が答えましたとおり、

実験結果に問題がなく、以降の稼働にも問題がないと判断され、財源としての起債の対象となること、道の駅の使用を初め、発生、収集したガスや液肥等の利活用によりまして、維持費や市負担分の起債の償還費用が賄えることなどの条件が整った場合に、本市でプラントを含めた今回の事業を引き継ぐことを予定しておるところでございます。

この場合、NEDOの補助分であります1億4,000万円ほどは、市が譲渡を受ける場合には無償譲渡となる予定ですが、現在、この事業に参画しております民間企業体が負担しております施設建設費等に関しまして、残存価格相当分を負担することになりますが、道の駅の安定供給や、先進的このような事業に取り組むことに大きな意義があるわけでございますので、先ほども申しましたように、条件のもと、市の負担が最小限になりますよう今後も努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

あと課長からお答えをいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） バイオマス事業に関しての2回目の御質問にお答えいたします。

現在のプラントは、フルスケールの10分の1のものであります。このスケールでの実験は、フルスケールにした場合、発生するであろうさまざまな問題点を検証するものであり、これでの成否により今後の事業展開が、つまり実際の商業ベースに乗せるためには現在の10倍のものが需要となる検証にもつながります。

今回の共同企業体の1つであります日本総研が共同で研究しております大手のガス会社によれば、1日2,000立方メートル以上のメタンガスが安定して供給できるようであれば、ガス供給会社にとっても十分な検討対象になるということで、事実、現在のプラントにも東京や大阪の大手のガス会社から視察に来ております。

現在のプラントでは約2,000頭の豚のふん尿を

使用しておりますが、フルスケールとなると、単純に計算して2万頭の豚のふん尿が必要ということになります。現在、プラントを設置してもらっております大隅養豚生産組合では、2万5,000頭余りの豚を飼育していることや、今後予定しております焼酎かすについては豚ふん以上のエネルギーが含まれていると予想されますことなどから、民間が採算がとれると判断した場合、そのような規模でのプラントを建設していくことも可能であると考えております。

また、現在ある農林水産省や経済産業省などが推進しているバイオマスマウン構想等の中での事業として取り組んでいければ、有利な補助事業の導入も可能となり、大隅半島に豊富にある家畜ふん尿等の新しい利用形態の確立が可能になるのではないかと考えております。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 2回目の質問にお答えいたします。

限界集落がふえて消滅集落になると、先ほど御指摘がありましたように、ドミノ現象が起こり、下流域では鉄砲水の危険性が増し、泥が流れ込む。海ではいそ焼けが起き、海産物に影響が出るとも言われております。流域社会圏の中で下流と上流が互いに果たす役割を考え、流域環境を共同で管理していくことで展望が持てる。また、国は、山の面積に応じた目的税、森林環境交付税を早く創設すると、山の保全の仕事に若い人がつくと大野教授は提唱されております。

市では、対策としまして、昨年実施されました九州電力の「九州ふるさとの森づくりin高峰」事業を初め、今まで漁協が主体の「魚礁の森事業」、牛根麓の広葉樹の植栽事業を実施してきております。

また、現在、市内には149の振興会があり、少子・高齢化により、振興会によっては役員になる人がいない、清掃作業など社会的共同生活の維持が困難となってきていることを聞いており

ます。振興会は任意団体ですが、隣接振興会との合併を図りながら、社会的共同生活が維持できるように努めることも大事であるというふうに考えております。

限界集落の問題は範囲が広くなります。かねてより道路の補修、また自立できる林業や農業に取り組むことは、農林課、土木課等の関係各課と協議、協力し、国や県への補助事業を活用して対策を講じるよう努めてまいりたいと思います。

○森 正勝議員 中学校統合の問題なんですかねども、跡地については、大野のように職員を配置するとかそういうことになれば、やっぱり余り意味がないと思います。建物の維持にも予算が要ります。また、統廃合したところを我々、見に行きましたけれども、もう四、五年たてば取り壊しになるというようなところもあるようです。

それから、スクールバスでの事故等が発生すれば、乗っていた方全員に影響があるわけです。それからまた岳野まで、二、三年前に赤ちゃんが生まれております、岳野は。そこまでスクールバスどうするのかというような問題もございます。それから、土日の部活の送迎は父兄で行かなければいけないというようなこともあります。とにかく牛根からは距離が遠過ぎる。

ですから、やっぱりこの辺はですね、強い立場にある人がそういうことまで踏まえて考えていただかないとい、余り財政的な面、教育的配慮もありますけれども、財政的にも余り効果がないのに急いで私は統廃合する必要はないと思います。

それからですね、今ここに廃校になったところの写真を持ってまいりました。ちょっと皆さん、このような形になれば私は本当に、どうしても反対の立場をとらないと仕方がありません。皆さんも自分の出身学校である中学校がなくなれば、恐らく反対の立場に回られるんじゃない

かというふうに思っております。

ですから、こんないろいろな問題があるんですけれども、例えばスクールバスの問題とかこういったことについての、市長は何か事故でもあった場合、責任をとっていただけたわけですね。それについてちょっとお答えをください。

それから、最終本会議に議案が上程されるということですけれども、議員の皆さん、私は反対しておりますので、同意していただけた方がございましたら、ぜひ牛根、新城を守っていただくようにお願いしておきます。よろしくお願ひします。

それから、バイオマスについてでございますけれども、先ほどバイオマстаун構想というのを言わされましたですかね、課長。(発言する者あり) それじゃ、そのバイオマстаун構想についてちょっとお聞かせください。県内の幾つかの自治体がこの構想を想定しているようでございますけれども、本市にどのようにかかわり合っていくのか、組織的なものも含めてお答えをお願いいたします。

限界集落につきましては、さっき3つの理由を言ったんですけども、例えば炭坑、鉱山が閉鎖したところとか、それからダムをつくって集落がなくなったというようなものもあるようでございます。全国の146自治体で「全国水源の里連絡協議会」というのが11月30日に立ち上がっておりまます。

水源の里というのは、限界集落のことを例えて言っているみたいなんですけれども、市長に最後にお聞きします。こういった全国水源の里連絡協議会とかいうようなものに入られるお気持ちはないか、ちょっとお聞きします。それについてもお答えをください。

それから、やはり林業と農業を自立させることが限界集落をなくす方法だろうということが言われております。高知県の旧十和村というところですか、そこがキノコ、先ほど感王寺さん

も言われておりましたけれども、キノコの里というようなことで若い者がUターンしてきております。やっぱりそういったことで自立できる農業、それから林業を、林業はちょっと難しいですけれども、そういったことをやればある程度防げるんじゃないかというようなことが言われておりますので、ぜひ垂水市もこれからいろんなことについて勉強をしていただきたいというふうに思います。

先ほど言いました全国水源の里連絡協議会に今、146自治体が加盟しているそうですので、それに加盟する気はないかどうか。

これで、3回目の質問を終わります。

○市長(水迫順一) 限界集落はもう本当にどの市町村にとっても深刻な問題だと思いますし、65歳以上が50%というのはもう本当に非常に早い時期にそういう集落が来るのは間違いないというふうに思っております。ですから、対策をひっくるめて今後やはり考えていく必要はあると思っております。

水源の里、これは初めて私も知りましたが、そちらの活動ももちろん見ていかなければいけませんでしょうし、ただ、政府が、今、政府の動きとして非常にここに力を入れていこうという動きがございますので、その辺の推移も見守りたいなと思っております。

○教委総務課長(松浦俊秀) スクールバスについてお答えいたします。

牛根方面2台、新城方面2台、大野方面1台の計5台を計画しております。それから回数につきましては、朝1便、(「そういうのはよくわかっているんです。要するにその責任をとる、事故が起きたら責任をとるかどうか。市長に聞いている」と呼ぶ者あり)

一応その事故についてなんですが、バスは専門の運転手が行いますが、事故防止については最善の努力をしたいと思いますが、もし事故が起こりましたら、委託業者が損害保険を掛けて

いまして、搭乗者無制限という保険を掛けておりまして、これが白ナンバーより営業ナンバーは大分重い保険になっているみたいですね。（「要するに責任をとるということですね」と呼ぶ者あり）

それから、この事故に対しましては、国土交通省、営業許可を取る際に事故対策マニュアルというのを添付しております。

○副市長（水迫恒美）バイオマス事業に関する3回目の質問にお答えを申し上げます。

バイオマстаун構想とは、地球温暖化防止や循環型社会の構築が大きな社会問題となる中で、平成14年12月の閣議で戦略的産業の育成、農山漁村活性化等の観点から、バイオマスの利活用に関しての具体的な政策や行動計画をバイオマスニッポン総合戦略として閣議決定されました。

戦略的な産業育成は主に経済産業省が、農山漁村活性化については農林水産省を中心とした活動がなされており、本市が現在取り組んでいる地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業についても、経済産業省によるその中の1つの事業と見ることができます。

一方、農林水産省では、国産バイオ燃料の本格的導入、林地残材などの未利用バイオマスの活用等によるバイオマстаун構築の加速化等を図るための施策を推進しており、ソフト事業である構想の策定費用等に対して2分の1の補助金を出しており、現在のところ全国で106の自治体が認定を受けております。鹿児島県でも志布志市を初め、4つの自治体が認定されております。

認定を受けた場合、その後のハード事業等の実施の際、ソフト事業と同じ2分の1の高率の補助を受けることができます。認定を受けた自治体の中には、こうした高率の補助事業を導入する目的でタウン構想を策定した自治体もあるようでございます。

本市の場合、このタウン構想の策定に先立つ

形で今回の事業を行ってきましたが、今後の循環型社会を構築するという本来の目的のための手段の1つとして今回の実証実験を位置づけ、環境やエネルギーへの対策、産業の育成、教育的な視点などさまざまな観点から、本市が将来に向かって取り組むべき社会の姿をこのタウン構想により策定することが可能になります。

以上でございます。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたします。

次は、2時50分から再開いたします。

午後2時35分休憩

午後2時50分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

8番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従って質問をしてまいりますので、市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願ひいたします。

午前中の池之上議員、そして先ほどの森議員の質問にありました、重複するんですが、中学校統合について伺ってまいります。

この問題については、新城地区振興連、牛根地区振興連から、牛根中、南中の存続を求める陳情書が出されておりまして、また、この本会議冒頭、統合賛成の陳情書も出されて、総務文教委員会に付託されました。

そこで、教育長に伺います。今後の子供たちの教育環境についての考え方、そして統合についての決意とその御自身の信念をお聞かせください。

また、統合を1年延期して行われた最近のこの地域説明会は、統合を前提とした説明会だったと理解をしていいのか。先ほどの答弁ありましたけど、重ねて伺います。

また、教育長の考え方踏まえて、行政のトップとして水迫市長の中学校統合についてのその考え方と決意を伺います。

#### 給食問題について。

今月からまた石油価格が上がりました。石油価格の上昇は経済全般に影響を及ぼしますが、学校給食について言いますれば、ビニールハウスのビニールの高騰とか、農業資材のいろんなものの高騰によりまして、その農産物の価格が上がります。その食材の値上がり、そして調理費、輸送費などの負担増が予想をされます。当分石油価格の上昇傾向は続いて、高どまりすると思われます。これに物価は比例していくと考えられますが、学校給食への影響についての認識をお聞かせください。

垂水市の学校給食は、地産地消が進められ、その意味では安心・安全な食材が提供されていると思います。しかしながら、今後もこの現状を維持していけるのか不安を抱きます。安心・安全な給食の提供の確保について伺います。

#### 水道事業について。

おかげさまで段・小谷地区につきましては簡易水道が供用され、地区住民の方からは感謝の声が聞こえてまいります。平成12年3月議会で段・小谷地区の水道に関して質問をいたしましたときに、これは答弁ですが、「あらゆる水道施設の建設に要する費用と収益との採算性を考慮に入れると同時に、建設費を左右する配水池からの高低差や遠近、遠い近いなどの地理的条件も考慮に入れて給水区域というのを設定している。したがって、給水区域以外には上水道は引けないと、こういう答弁をあのとき聞きまして、地理的条件で市民は差別されるのかとこう驚いた記憶がございます。

独立採算性をとり、経済性、合理性、能率性を求められる公営企業ということで理解をせざるを得ない面もあるわけですが、給水区域のこの意義と、垂水市民はひとしく平等であるべき

ではないかという観点から、給水の責任について認識を伺います。

また、今ある集落水道を順次簡易水道へ転換を考えていかなければ時代に取り残される、先ほども森議員の質問にもありました、限界集落を早くつくり出すんじゃないかと、そういうことになるんじゃないかと危惧をいたしますが、今後の計画はあるのか教えてください。

市営住宅についてですが、旧雇用促進住宅の入居状況、これをもう一度お伺いいたします。

それと、入居希望者にどのように対応されているのか伺いまして、1回目の質問を終わります。  
○教育長（肥後昌幸） 池山議員の御質問にお答えいたします。

中学校の教育環境を整えるということはいろいろ考えられますけれども、私は主に次の4つを考えております。まず第1に、適正規模の学級数にすること。2番目に、全教科専門の教員を配置すること。3番目に、生徒が希望する部活ができるだけ多く開設してやること。そうすることによりまして、心身ともに成長の著しい中学生にとりまして、よい意味の競争意識が生まれ、切磋琢磨することができるというふうに思っております。4番目に、施設設備の整備がございます。まだこのほかにもあるだろうと思いますけれども、主に以上4つを申し上げました。

私としても、現在の子供、これからの中学生のためにこのような状況をつくっていくことが私の仕事であり、決意であり、信念であります。そのためには統合はやむを得ないというふうに思っております。

統合を前提としたものかということにつきましては、午前中の池之上議員の御質問でもお答えしましたけれども、市長も6月議会で22年4月に統合するとはっきり申されました。私も地区説明会では統合を前提として説明をしてまいりました。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 統合問題につきましては、今まで考え方を何回か議員の皆様にもお示しをしました。

今、教育長が本当に細かく分けて5つのことと申されました。5つ目は施設整備が入っておったと思います。このことが私の立場からは非常に財政的なものをひっくるめての、教育的な立場はもちろん教育長が言われたとおりですが、財政的な立場も考慮しますと、私のほうとしましては今言われたことと全く変わりはございませんし、申し上げてきたことに寸分変わっておりません。

○学校教育課長（押川和成） それでは、給食問題についてお答えをいたします。

給食費は、3月に公表される県学校給食会からのパンや精米、牛乳の次年度の予定価格、それから県企画部統計課の発表する次年度の物価上昇率の予想、市内業者の精肉、鶏卵等の見積もり価格、さらに次年度の給食回数から算定いたします。そして3月に、市内各小中学校長、給食担当及びPTA会長から構成する垂水市学校給食センター運営審議会で検討し、決定されることになります。

御指摘のとおり、このところの石油価格の高騰や代替燃料転換のための穀物価格の上昇がありますので、食材の価格の上昇は避けられないのではないかと思われます。したがって、本年度並みの給食を維持しようとした場合、来年度の給食費の値上げも検討しなければならない事態が予想されます。

子供たちの食の安心・安全につきましては、食材の納入業者に対しまして、食材の新鮮さや保管状況、また従業員の健康状況や衛生状況、それから配送車両の衛生状況まで条件をつけて契約をしております。

地産地消を今後も推進していきながら、食の安心・安全につきましては守っていかなければならぬことだと思っております。また、給食

費の値上げを避けるための安易な品質低下はしてはならないことだと考えております。

以上です。

○水道課長（橋口正徳） 2番目の水道事業についての1、給水区域の意義と責任についての認識についてお答え申し上げます。

本市上水道事業につきましては、昭和36年に創設認可を受け、その後、昭和50年代の2次にわたります水量拡張、平成3年からの第3次拡張における新城地区の整備、平成8年からの海潟地区の整備、平成10年に潮彩町の土地造成に伴う計画給水面積の変更を行い、現在に至っております。

現在、給水区域内における送水管、配水管等の総延長は148キロ余りに及びますが、配水管等の布設については、創設時的一部を除き、国道、県道、市道など公道に布設することを原則としており、配水管より各家庭や事業所への給水管は個人負担となっております。

このような中、給水区域内であっても、この配水管布設の場所より少し離れた場所、例えば田んぼや畠の中あるいは集落から離れた場所に家を建て、給水を希望する方が時々出てこられます。このような個人で布設を希望される方には自己負担での整備をお願いしておりますが、例えばその当事者を含め、近隣に上水道の利用を希望をされる方々が見込めるようであれば、水道課や関係者を含め、協議を行い、その付近までの配水管は水道課で整備を行う方針でありますので、周囲の同意を得るようお願いしている現状でございます。

この理由といたしましては、私ども上水道事業は公営事業であり、経営するに当たっては適正かつ効率的な運営に努めなければなりませんし、新旧需要者間の負担の公平、原因者からの適正負担といった面からもこのような手法をとらざるを得ません。

上水道事業は、利用者の方々より水道料金をいただきながら経営を行い、資産を形成してき

ております。ですので、例えば1人の人の配水管布設に100万円かかるとしますと、その人から水道料金として利益を得るにはコスト的に無理があるわけで、他の利用者に負担を強いることになります。これが利用を希望される人が多いほど、その分将来に向けての負担を幾らかでも軽減できることになりますので、負担の公平性の観点からも、他の利用者にも説明がつくものと思われます。

また、他の市町村は、給水装置の新設をする場合、加入金あるいは負担金を徴収しておりますが、垂水市の場合、徴収いたしておりませんし、この新旧需要者の負担の公平ということについては、決算統計等を通して、国・県などからも留意するよう指導を受けております。

このようなことから、水道課といたしましては、今後もこのような考え方を基本に適切な事業運営に努めていきたいと思っております。

以上です。

○生活環境課長（太崎 勤） 2番目の（2）の集落水道から簡易水道への今後の計画についてということで、今後の集落水道事業についての御質問にお答えいたします。

市の上水道事業の区域外については、牛根境地区と小谷・段地区の簡易水道を除いて、給水人口100人以上の簡易水道施設9施設と100人以下の飲用供給施設が11施設、いわゆる集落水道の施設と言われる水道施設が市内に20施設ほどございます。

現在、私ども生活環境課において、各水道施設の整備等について補助金の交付事務や公衆衛生上の助言等を行っております。昨年、平成18年度、これらの施設の管理状況等の把握、評価及び地域水道ビジョン策定のため、現地調査を実施いたしております。また、住民の意向を反映させるためアンケート調査も実施いたしました。

その結果として、将来的に振興会単位や水道

組合単位で経営管理していくことは、各集落の高齢化の進展、専門性、水質管理の高水準化、専門技術者の確保など問題点が出され、今後取り組むべき課題でございます。

これら課題等を踏まえ、平成20年度に市水道課を含めた関係各課との連携を図り、本市の地域水道ビジョンを策定する予定でございます。

以上です。

○土木課長（川畠信一） 議員の、もとの雇用促進住宅であります定住促進住宅のお尋ねについてお答えいたします。

午前中、池之上議員にもお答えいたしましたが、ことし7月から管理することになりました定住促進住宅は、入居者が管理開始時に錦江町の住宅で45世帯でしたが、現在は、新しく入居された方が18世帯、退去された方が4世帯の59世帯となっております。また水之上の住宅は、12世帯であった入居者が、新しく入居された方が5世帯、退去された方が2世帯の15世帯となっております。

また、入居希望者に対する対応でございますが、書類での申し込みとしております。書類提出の前に住宅を見たいとの希望があれば、先に部屋を見ていただき、希望するところに入居いただくことにしております。

○池山節夫議員 教育長の考え方、決意、信念を伺ったわけです。

総務文教委員会に統合反対の陳情、そして今度また賛成の陳情、出ているわけです。森議員の質問、池之上議員の質問でありましたように、最終本会議で学校の廃止条例を出すと。そのためにも、これは議会の中にもいろいろ議論がありまして、冒頭出すべきじゃないかと、それこそ、冒頭出さないと議会の軽視に当たるんじゃないかという意見と、それから、今、総務文教で審議中なのに出す、そのことは議会軽視に当たるんじゃないかと、午前中市長の答弁がありましたけど、考え方は2つあるわけですね。

その両方とも正しいんじゃないかというような気がするんですが、それを踏まえて、今この一般質問で教育長の考え方と、それから前の教育長が言っていた「垂水の子供たちに光を」と、そういう観点からもどんなふうに考えられるのか。教育長の信念、そういうものを伺いたかったわけで、それとあわせて市長にも考え方を聞いたわけです。

これを参考に総務文教委員会でまた、私も委員ですので議論をして、委員長が裁決されると思いますが、参考にして最終本会議に出されたことを議決するわけですが、やはり感王寺議員の新城の思いですね、牛根の先ほどありました森議員の思い、それはやっぱり学校がなくなる、確かに寂れるんじゃないかなという危機感はあると思うんですね。

そういうことも踏まえて、我々一人一人が垂水全体のこと、あと地域のことを考えながら自分たちの思いを託すわけですが、非常に重いそれぞれの判断になるとは思いますが、今の教育長の決意を、信念を伺って、それなりに判断をしたいと思います。この件に関しましてはもう午前中からいろいろ答弁をいただきましたので、もう答弁は要りません。

給食問題についてですけど、私は、石油のガソリン価格とか石油の価格が本当に上がって、私も商売をしていて、わあすごいなという気がするんですよ。それを踏まえて、このままいったらどうなんだろうか、給食はという思いに至ったのは、先日、私の商売のほうで明治牛乳、酪農牛乳2つ取り扱っているわけですけど、最大手ですから、今、明治牛乳が、一番先頭を切って来年3月からもう値上げをすると。それは先ほど学校教育課長の答弁にありましたけど、バイオエタノールヘトウモロコシ、サトウキビ、そういうものが行くと、そのせいで穀物が上がっていいると。そうすると、畜産関係の飼料ですね、そういう飼料、それから酪農関係の飼料も一緒な

んですけど、それがやっぱり上がると。輸送費、そんなものがいろいろ上がってもう酪農家も悲鳴を上げていると。どうしてもその生乳の価格を上げざるを得ないということで、やっぱりもうメーカーも今度はその原価が上がるとやっぱり輸送コスト、いろんなものが上がる所以来年の3月からは牛乳を上げますと、そういう決定をして、その通知が来たわけです。

そうすると、学校給食に関してもやはりそのまま値上げはされないで済むんだろうかと。いろんなものが上がりますからやはりこれ大変だなと思って、子供を持っているお父さん、お母さんが給食費どうなるかなという思いがあるんじゃないかと思って質問しているわけですけど。

この前ですね、ここにインターネットで引いたんですけど、11月21日ですかね、朝日新聞、横浜の荏子田小というところなんですが、食材費とかいうのはこの年度初めから10月までにいろんなものが上がって、年間188回を計画していたけど、もうとてもじゃないけどそれやれないと。だから、来年正月の、3学期に入って1月8日、9日はもう出さないと、給食を。2日間カットしてしまうと。それを弁当を持ってこさせるというほどの、授業日数が足りているもんだから、弁当を持ってきてもらってまで午後の授業をしないでも、もう授業日数が足りているからもう午後は授業をカットすると、そういうふうなことが載っていたんですね。

184回というのが基本にあるらしいんですけど、それは垂水もそうかわからないんですけど、そういうふうにまず各学校単位で186回とか8回とか決めていると。それを最初で決めたのをやっぱり減らす。そうすると、やっぱり父兄の思いとかいうのもあって、減らすのがいいのか、食材を落として全部するのがいいのか、その辺の葛藤はあると思うんですが。

この前ですね、チャイナフリー、中国産のものを食べないで何日過ごせるだろうかというの

をちょっとテレビでやっていたんですよ。中国産のものを食べないで、何日中国産を食わないで食事をできるだろうか、3日間できるかというようなことをやっていたんですけどね、もうとてもできないんですよね。豚肉のショウガ焼きを食って、この豚肉は国内産だからもうこれは大丈夫だ。もうこの1食はまず中国産を食わないで大丈夫だと思っていたら、ショウガがほとんど90%は中国産だと。だから、ショウガ焼きのショウガが中国産でもうだめだと。それで中国産を食わないでということはもう終わりと。

だから、横浜市あたりでは、これ年間かわからないんですけど、20万食給食をすると。それだけあると、垂水と規模が違いますから、20万食の給食の食材を国内産だけで賄うというのはとてもじゃないと。三千幾らの給食1日、1食222円ぐらいですか、横浜市が。それで国内産だけで賄うというのはとても無理で、中国産を使っていると。アサリとかいろんなものをですね。

これから、さっき安心・安全をなぜ聞いたかというと、今の状態は垂水、いいと思うんですよ。農業はあるし、漁業もある。垂水産のものを使って、よくわかりますからね、産業がどんなものであるか、垂水のものを使っている分には安心だと。子供、親御さんも垂水のものを使っている分には安心していられると。ところが、このままこの二百何十円の値段で、垂水もそうなんでしょうけど、これ推移していくのかと本当に心配するわけですよ。

だから、ここから先、2回目の質問になるんですけど、これが保てるかなと。例えば中国産の、もう今は国内産のものを使っているけど、これから先は中国産ももう使わざるを得ないんじゃないかと。先ほど値上げをせざるを得ないんじゃないかというのがありましたけど、値上げにいくか、そういうものを使うかということで、値上げをしてもまた使わざるを得ないかもしれません。その辺のことについてどんなふうに思われる

のか。

今後、どうしても使わないでやっていきたいと思われるのか、それとも今後はもう仕方がない。そのためには検査体制をしっかりと、横浜で、先ほど納入業者にいろんなことを言われましたけどね、安心・安全な食材のために、横浜ではその納入業者に食材自体にどんなものだという安全証明をつけさせているということなんですよ。それで、時々抜き取りのサンプル検査をしている。その辺まで考えられるのか、それとも値上げで対応して地場の地産地消でやっていけると思われるのか。その辺について考えを、ここ二、三年でもいいです、考えを聞かせてください。

それから、給水区域をまず聞いたのは、まず最初で、公営企業ですから採算性がないといけないということで給水区域を設定されたと思うんですね。それは確かにそうで、したがって、2番目の質問になるんですけど、集落水道、簡易水道、そういうものがあるわけなんですけど、まず給水区域としてある以上、先ほどから負担の公平性があるとかいろいろあるんですけど、まず、給水区域になっているというところに関してだけはやはりその、前は畠だったけど、今そこに家をつくいやつた、後からつくいやつたもんやつで水道を引っ張るなんていう論議は後みたいな気がするんですよ、私は。

やっぱりだから給水区域となっている以上、やはりもう給水区域はやっぱり給水区域で、だからその責任を聞いたわけなんですよ。給水区域として設定した以上、やっぱり最初から全体を網羅するような計画が必要だったんじゃないとか。その計画をきちっとしていかなかったからところどころ、どことは言いませんけど、何ヵ所か抜けているわけですね。

それはもう負担の公平性も確かにそうなんだけど、まずもって給水区域と給水区域外のその違いは最初で、本当にもうこれからはその集落

水道を簡易水道化する、そういうことで対処せざるを得ない、それは思うんですけど、給水区域になっている以上は、後からできてきて1件、2件だから、遠いところから自分で引っ張れという論法はちょっと乱暴な気がするんですよ、私は。

だから、それが遠いところから本管を引っ張ると何百万円もかかるって、それが今、水道を持っている人たちにはね返ってくると。それはそうなんでしょうけど、やはりその辺は考え方の問題で、私は、給水区域を設定して、ここはもう市の水道をちゃんとやりますと、給水人口に入っていたいなかったとは思うんですけどね、それはやはり市のほうで本管を引いて、そこから、本管が全部網羅されていてそこから遠いところに引っ張るというのなら、それは本人の負担でそれはしょうがないでしょうけど、やはりその辺は水道事業のほうでやはりするべきじゃないかと、そういうふうに思うんですけど、そこをもう一度水道課長、それと市長にもその点についてちょっと答弁をお願いします。

それから、集落水道から簡易水道へ、やっぱり先ほど森議員が言われました限界集落ということがあって、やはり高齢化をしながら、高齢化をして少子化が進むから限界集落になるのか。それともやっぱり集落が生活のためにちゃんと全部環境が整っていないから、子供を持つような若い夫婦が住まないのか。それは卵と鶏のどっちが先かという問題になるんでしょうけど。やはりそこは今、年次的にその簡易水道をしていく、そういう計画を立てて努力をするべきだと思うんですよ。先ほど地域の水道ビジョンをつくる、20年にということでしたけど、ぜひそういうことをやっていただきたいと、この点についても市長にどんなお考えか伺います。

それから、3番目の市営住宅についてなんですけど、これを質問としたのは、ほかの議員の方

も聞いていらっしゃると思うんですけど、雇用促進住宅を借りたいと思って、見せてくれと言ったら、うんにゃ、そいはどんならんと、書類がまず先だと。そげん言わじ見してくれんかと、見らんな、どんな部屋か見らんと借りるにもわからんということがあったんだけど、いや、書類が先だということで、見せてもらえなかっただいうことがあるんですよ。私はそれが何件もあるものかと思って聞いたら、どうも1件だったらしいんですけどね。ただ、1件でもそういうことがあったということで、その方は相当怒っておられてですね、借りたいのに見せてもくれんかったというのがあるんですよ。

だから、その辺のことを今どんなふうに対応されているのかということで、入居希望者に対する対応についてという質問をしているんですが、現在、先ほど、まず書類での申し込みをして、部屋を見ていただくというような答弁が課長のほうからあったんですけど、現在はそのことはちゃんとになっているのか、その点について伺います。

○学校教育課長（押川和成） それでは、給食費の今後の見通しということでございますが、現在、現在といいましょうか、本年度は本市の場合、小学校で189日、中学校で184日給食を出しております。1食当たりの給食費が小学校で210円弱、中学校で250～260円ということになっております。

今後ですが、先ほど議員もおっしゃったように、子供たちの食の安心・安全を保つという点からも、現在の食材の購入のシステムを維持していくべきだろうと考えます。したがって、しばらくは、保護者の理解を得ながら、食材が上がった場合には値上げで対応せざるを得ないのではないかと考えます。

以上です。

○水道課長（橋口正徳） 給水区域につきましては、うちの場合、今、海潟から新城までいわ

ゆる字ごとに県のほうに申請しまして、いわゆる認可をいただいているわけでございますが、当然その中にはやはり畠なり田んぼなり、大まかな大きな字でくくってありますので当然入ってまいります。ですから、そう考えた場合、当然先ほど申しましたようにいわゆる公道、道路等に入れてまいりますが、当然外れる場所も出てまいります。

ですから、私どもも、議員がおっしゃいますように、心情的には引いてあげたいという気持ちは大いにあるわけですが、やはり経営を考えた場合と申しますか、参考までにちょっと申し上げますが、18年度の実績ですが、水道水を1トン当たりつくるのに130円かかります。それでそれを135円で売って5円もうかるわけですね。それで普通の一般家庭で月30トン使った場合、大体150円のもうけ、それといわゆる年にいたしますと1,800円程度の利益というようなことになりますが、先ほどコストの問題を申し上げましたけど、このような観点から見ますと、非常に経営的にも厳しい、またやはりほかの需要者から言われた場合、なかなか説明がつかないというようなことで、水道課としての方針と申しますか、そこはある程度のやはり線引きというのはやっぱり設けておくべきではないかなというような考え方であります。

○市長（水迫順一） 池山議員の私に振っていたいたいた件をお答えをしたいと思います。

さきに生活環境課長が答弁いたしましたが、各集落の水道施設の現状は、高齢化が進み、また水源等の確保や災害による復旧など、施設の維持管理、運営等において地域住民の方々が大変な苦労をされておられるということは十分承知しております。

現在、上水道給水区域外の中でも、漁業集落環境整備事業で実施しました牛根境地区の簡易水道施設と中山間地域総合整備事業で実施をしました小谷・段地区簡易水道事業は、市の簡易

水道事業として管理運営がスタートいたしましたので、安心・安定した給水ができます。

残りの地域の集落水道につきましては、既に所管課で実態調査を行っておりますが、市いたしましては、膨大な予算などいろいろな課題が累積しておりますことから、今後、小谷・段地区の簡易水道と同じような補助事業などの導入で整備を図りながら推進する必要があると思っております。

地域住民の要望や市の財政的見地を踏まえ、長期的な展望での施設整備を図りながら推進していきたいと考えております。

○土木課長（川畠信一） 議員御指摘のように、定住促進住宅の管理開始時に申し込みに来られた入居希望者が部屋を見るなどを希望されたのに、申請書類の提出が済まないとできないとして対応したお客様が1人だけおられます。まことに申しわけなく思っており、おわび申し上げたいと思います。

なお、その後は、入居を希望する者にとって、部屋を見てから申し込みをするのが当たり前のことではないかとの御指摘や、定住促進住宅は市営住宅の入居基準と違い、入居申し込みをされた方がほとんど入居できることから、まず部屋を見ていただいてから申込書の提出をしてもらうように対応しております。

○池山節夫議員 ちょっと給食のところと給水区域の部分で、ちょっと市長に聞いておいたんですけれども、3回目でもう1回聞きますが。

給食ですね、今度、学校給食法というのが1954年に施行されてから50年以上たって改正される見通しだというのがあるんですけども、それによると、この改正のポイントというのが、学校給食は、今まで学校給食ということは、給食ということ自体が教科外の特別活動とされていたと、それを学校給食の主な目的を従来の栄養改善という、戦後の話でしょうから栄養改善でしょうね、その栄養改善の目的から食育に転換する

と、これが改正の大きなポイントだと。それとあと、地元の食材を活用して、生産現場での体験などを通じて郷土への愛着を育てる。食育を推進する栄養教員の役割を条文に盛り込むと、これを明確にすると。

このあとまだあるんですけど、あと2つほどあるんですがね、これは割愛しますけど、学校給食の目的を国も変えてくると、2005年ですか、これはこの前何か「たるみず食のフォーラム」、これにも2005年7月に食育基本法が施行されて、やはり給食とか食べるもの、食べるものを通じて教育をすると。そのことは、例えばこのお米は上馬場の宮迫議員がつくったおいしいお米だと、そういう思いをいたすと。この魚はだれがどんなふうなえさをあげてそれでつくったんだと、野菜に関してもそうですね。やはりそこへ思いを子供が、おいしいなど、例えばキュウリでも何でもこれおいしいなど、だれがつくったのかな、どこの農家の人がつくったのかなと、どうしてつくったのかな。それでそこを見に行ったら、こんなふうにつくっていたと、そういうすべてを、地域の生産からすべてに関して子供が勉強になるような、そういうことを目指すということだと思うんですよ。

先ほど学校教育課長は、値上げに、品質を落とすより値上げで対応したいと。私もそのほうがいいのかなとは思いますけど、これからどこまで値上げに今度は父兄が耐えられるのかという問題ですね。この辺のことを考えていくと、教育長にちょっと1つ伺いたいんですけど、この先、本当に食育というものを重視しながら、値段とそのものを考慮しながらいく時代が当分続くと思うんですけど、その辺のことをずっとやはり値上げしていくとか、いけるところまでいくという考えなのか、その辺を教育長の考えを聞きます。

あと給水区域なんんですけど、課長の答弁、まああんなものでしょう。大変だと思いますけど

ね。市長に聞きたい。何ヵ所かあるわけですよ、本管がここでとまっている、ここでとまっている、ここはあそこから本管から引くには相当遠いと、そういうことがあるわけですね。この辺のことをやはり、確かに水道事業のほかの人はね返るというのはあるんですけど、これはやはり政治決断とまでは言わんけど、ここまで来ている、あそことここはつながっていない、ここをつなげてもらえばそこからは引っ張ると。それは何というんですか、先ほど課長が希望されればというような答弁だったんですけど、そういう問題じゃなくて、やはり水道管が途中で途切れているということ自体が問題だと思うんですよ。やはり、だから水道事業として本管は全部つながると、その上の問題だと思うんですね、私は。

だから、ぜひ、そういう途切れたりそういう部分があれば、ぜひ配水管というか給水管をぜひつなげてほしいと。それが市民、その辺に関しては少々の値上がり、私はですよ、しょうがないんじゃないかなと思いますよ。それはみんなでやっぱり負担しなきゃいけないんだろうと思うし、そういう意味で市長の考えをぜひ聞いて、この辺のことに関してはもうやるという答えをしてもらえば非常にうれしいんですけどね。その2点だけ、教育長と市長に2つだけ聞いて、質問を終わりたいと思います。

○教育長（肥後昌幸） 先ほど学校教育課長が答えたのと同じと言えば同じなんですが、子供の安全面と保護者の経済面、どちらが大事かと言われると、これはもう子供の安全面を考えるというのはこれは当たり前だろうというふうに思います。

しかし、最大限の努力をして値上げをしないで済む方法はないのか、あるいは値上げをするとしたら最低どこまで終わるのか、そういう努力はしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 本当にそこまで来ておって簡単に引けるというところが、それでいいのかというのは考えなければいけないと思うんですね。

ただ、課長が説明してきましたように、今まで本当に受益者がそういうような線引きでやってきたということも一応考えなければいけないというふうに思います。

来年度、水道事業のビジョンをつくりますので、今までどういうところが悪かったのか、どういうところを変えんといかんのか、そのことも考えないといけないし、一方では、定住促進を図らなければいけません。そういうような畠の中、あるいはそういうようなところに住宅が今後できていくというのは大いに考えられるわけですから、その辺の対応というのも今後のビジョンの中に生かさなければいけないと思うんですね。

ただ、1点ですね、ことし6月に地方財政の改革推進法ができて、水道事業も連結決算になりましたので、本当に今後、市の一般財源だけじゃなくて連結した、病院事業とかいろんなものが連結した中で市の財政を評価されます。それで、そういう意味では、第三セクターをひっくりめて、そういうような特別会計が赤字を出すことは非常に許されない時代になってきておると、そのことも頭に入れなければいけない。そういうことを総合しながら、ビジョンの中で何を変えるべきかということ等も考えていただきたいと思います。（池山節夫議員「はい、どうも」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（徳留邦治） 明日午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（徳留邦治） 本日は、これにて散会しま

す。

午後3時36分散会

平成 19 年 第 4 回 定例会

会 議 錄

第 3 日 平成 19 年 12 月 7 日

本会議第3号(12月7日)(金曜)

出席議員 16名

1番	感王寺	耕	造	9番	森	正	勝
2番	大蘭	藤	幸	10番	持留	一良	倫
3番	尾脇	雅	弥	11番	宮迫	泰	志
4番	堀添	國	尚	12番	川尻	達	猛
5番	池之上		誠	13番	葛迫	邦	治
6番	田平	輝	也	14番	徳留	篠原	則
7番	北方	貞	明	15番	川畑	静三	郎
8番	池山	節	夫	16番			

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	水迫順一	農林課長	山口親志
副市長	水迫恒美	水産課長	塚田光春
総務課長	今井文弘	商工觀光課長	倉岡孝昌
企画課長	迫田裕司	土木課長	川畑信一
財政課長	岩元明	会計課長	安藤一章
税務課長	川井田志郎	水道課長	橋口正徳
市民課長	三浦敬志	監査事務局長	島児生典
市民相談		消防長	町田昭典
サービス課長	谷口敏徳	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	村山満寛	教委総務課長	松浦俊秀
生活環境課長	太崎勤	学校教育課長	押川和成

議会事務局出席者

事務局長	馬籠義人	書記	磯脇正道
		書記	松尾智信

△開 議

○議長（徳留邦治） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

△一般質問

○議長（徳留邦治） それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、12番川尻達志議員の質問を許可します。

〔川尻達志議員登壇〕

○川尻達志議員 おはようございます。

質問に入る前に字句の訂正をお願いをいたします。

私の質問3番目、「空缶の盗難」となっておりますが、「持ち去り」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

ことしを少しだけ振り返ってみたいと思います。

ミートホープ以来、偽装、それから表示期限の問題、マスコミでいろいろ言われております。確かにそのとおりであります。しかし、私は1つだけ不思議に思うのが、マスコミもだれも言わないことがある。環境問題にも大きく影響してくれるんだろうけれども、賞味期限の切れた食品が非常に多くなるんじゃないかな、捨てるやつが。ここに大きな問題がありそうな気がします。ここを議論をしないと、もったいないという言葉が死語になってしまいます。ぜひこのことについても考えていくべきだろうと思います。

それともう1点、通告に間に合いませんでしたけれども、高校生の学力低下の話であります。私はこの学力問題についてずっと質問をしてきました。本市ではどうなのかということを、本来ならば教育長、まず1点といきたいんですが、通告をしておりませんので、委員会の場で

これはやらしていただきます。

まず、猿ヶ城の開発の問題でありますけれども、今、垂水市で南漁港、さらには牛根の漁集の問題、投資はしたはいいんだけれども、効果があらわれていない大きいプロジェクトがあります。何でそうだったのか。最初その話があったときに、議会が、市民が執行部とどういう話をしたんだろうか。例えば、南漁港では何を水揚げをするのか、漁集では境地区の人口はどう減っていくんだろうか、そういう議論がされていなかったのかなという気がします。

そこで、まず水産課長、南漁港と漁集、当初にどのような経緯、議論があったのか、まずそのことを1回目、お伺いします。

次に、地方財政健全化法ですけれども、9月議会で田平議員が質問をされております。概要は、夕張の破綻を受けて、第三セクとかいろんな、きのう市長も言わされましたけれども、病院とかそれから水道あたりの特別会計、事業ですか、ここいらも連結決算を20年度からするということであります。そうしたときに、全国の自治体の中で財政破綻を来すところがかなり出てくるんだろうと思います。

今、我が垂水市で確かに状況はよくなっていますが、現状について、まず財政課長にお伺いをしたいと思います。

それから3点目、空き缶の持ち去り、「盗難」と書きましたけれども、盗難となると司直の手、警察がこれは挙げられるんだそうです。ところが、現状挙げられないんです。多分持ち主が特定されないからだろうと思います。これは市民なり垂水市が損をしていることあります。警察が取り締まれないとするならば、行政で取り締まるだけの根拠をつくるべきだろうと思います。そういう意味で、最近、空き缶の持ち去りが頻発しております。これらについて、生活環境課としてどのような対応を考えているのかお伺いをします。

○水産課長（塚田光春） ただいまの川尻議員の質問の垂水南漁港の事業実施の経緯と、それから漁業集落環境整備事業の事業実施の経緯についてお答えいたします。

まず、垂水南漁港整備事業の開始の経緯についてお答えいたします。

当漁港の沿岸一帯は遠浅であり、古くは明治時代より近年まで沿岸漁業の拠点として栄えてきたところでございます。しかしながら、新城地区については漁港がないことから、漁業の準備や陸揚げ作業、また荒天時におきましては漁船を浜揚げをしなければならないという多大な労力と時間を要し、漁業者には大変な苦労がありました。

このようなことから、新城地区漁業振興会と垂水市漁協から、柊原地区の漁港は当時漁船がいっぱい新城地区の漁船は係留できないため、漁港をつくってほしいという漁港建設に対する切実な強い要望がありました。

そこで、市としましては、漁業振興会と垂水市漁協を交え、説明会などの協議を重ね、高度成長時代のという時期もあり、漁船漁業の活性化と新城地区への養殖生けす設置を視野に入れて、昭和57年3月12日に垂水南漁港柊原地区を補完する分区漁港として新城地区の漁港指定を行い、昭和58年度から整備を始め、今日に至っているところでございます。

次に、漁業集落環境整備事業であります、これは、平成7年度に県から、漁港の背後集落を全体的に環境整備をするよい事業があるということを紹介されまして、この事業について、牛根漁協と境地区公民館を窓口にして、牛根境地区的公民館活動の代表者で構成される境地区運営委員会と説明会などを交え、協議を重ねてまいりました。

その後、事業の中身をわかってもらう必要があることから、実際事業を実施しているところを運営委員会の皆様方とともに先進地研修視察

を重ねながら、調査研究を行い、検討した結果、平成8年度に、地域の活性化を図り、活力ある漁村づくりを目指すために道路、水道、下水道などの総合整備事業を実施する運びとなったところでございます。

○財政課長（岩元 明） 本年6月に成立しまして、平成20年度決算から適用される自治体財政健全化法の内容については、さきの9月議会におきまして田平議員のお尋ねにも答弁したところでございます。

御指摘のように、これまでの地方財政再建促進特別措置法では一般会計の赤字比率だけがチェック対象でございました。この現行制度を改めて、水道や病院などの公営企業会計、あるいは特別会計を含めた連結ベースの財政状況と、それから第三セクター、土地開発公社などの将来負担する可能性のある負債など、こういうものがチェック対象になります。

本市の場合、各会計の決算状況は、いまだ余裕や弾力性こそないものの、それなりの健全化は維持されてまいりましたと思っております。また、今後も、本市の行政機構が持続できるようなさまざまな行財政改革を実施しまして、財政安定化を目指しているところでございます。

お尋ねのように、全国的には経営難の第三セクターなどのいわゆる隠れ借金や、土地開発公社などのいわゆる塩漬け土地と呼ばれる負債に悩む自治体が少なくないのが実情のようでございます。

連結決算の考え方により、本市の行政に携わるすべての職員が、個々の立場もさることながら、垂水市を総体的な見地から見たり考えたりすることがこれからの共通認識ではないかというふうに感じているところでございます。

○生活環境課長（太崎 勤） 3点目の空き缶の持ち去り対策についてお答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、全国的に金属類の盗難が多く発生し、社会的な問題となっており

ます。本市におきましても、各地区のごみステーションから空き缶の持ち去りが多発いたしており、ごみステーションの見回りや警察との連携を図って防止に努めておりますが、深夜から明け方にかけて発生しているようで、担当課といったしましてはその対策に苦慮をしているところでございます。

先般、市民の方に、防災行政無線を通じてのごみステーションにおける不審者や不審な車などの通報の依頼や、振興会長あてに、網ネットが満杯となった空き缶の収集日までの保管と不審者等の通報のお願いを文書でいたしたところでございます。

生活環境課への通報件数はことし7月以降10件ございましたが、持ち去りは市内一円に相当数あるものと思われます。

現在、全国的には、東京都の世田谷区、横浜市、大阪府茨木市、熊本市等でごみ集積場に出された資源ごみの持ち去りを禁止する条例が施行され、また、違反者には罰金を科す規定となっております。

県内の自治体においてはこの条例の施行はないと思われますが、集積場所から無断で持ち去るような行為は、分別収集など市民の皆様と協働して進めているごみの減量、資源化の推進にも大きく影響を及ぼすこととなることから、罰則規定を盛り込んだ条例施行に向けて取り組んでいるところでございます。

しかしながら、早急な対応策が望まれる中でございますが、指定されたごみ集積場の定義や、そこに置かれた空き缶の所有権の問題、廃棄物処理法に一般廃棄物の持ち去りに関する罰則規定はないことなどの問題点を調査研究し、県や検察庁との協議を踏まえまして、条例案を提案することいたしております。

○川尻達志議員 きのう池之上議員が、地方はこれから議会の時代であるということをおっしゃいました。私も全く同感であります。議会の

場ということは議論をすることが大事だろうと、そういうふうに私は理解をいたしました。

ただ、議論をするためには、市長を初め、皆さん方には執行権があり、ところが私たちには議決権しかないんであります。こういう場で議論にたえ得るような資料、説明を出すことが、皆さん方の大きな責務だろうと思います。南漁協やら漁集のことを申し上げましたけれども、果たして本当にそのときに議論にたえ得るような資料が出たのか、それに基づいて議論がなされたのか、ここいらが一番大きな問題だらうと思います。

水産課長にはあえて申し上げませんでしたけれども、私が聞きたかったのは、計画に基づいてどのような説明をされたのか、資料が出たのか、それに基づいて議会と皆さん方とどういう議論をされたのか、ここいらが抜けとったんじゃないかな。そういう思いで、猿ヶ城問題についてはまず水産課長から答弁をいただきました。

そこで、課長、猿ヶ城で今までにどのような事業をし、この計画が浮上してからどのような事業をして、そしてどのぐらい金を使われたのか。過去の実績と、まだこれからが本番だらうと思います。これについてどのようなことを計画をされているのか。そして、過去のことはよろしい。今後、猿ヶ城の計画について、具体的に議論にたえ得る資料を出す用意があるかどうかということを1点お伺いをしたい。

それと、開発はいいんでしょうけれども、今、環境問題、自然破壊の話があります。一たん失われた自然は返りません。このことにどのような配慮をなさりながら開発をされていくのか。それと、これだけの投資をして、市外からいやしに来られる方がいらっしゃるはずであります。市外の方々にいやしをされるだけで、極論を言えばトイレだけ置いていかれて、垂水市にどれだけの還元があるのか。市民の皆さん方が喜ぶのならそれでいい。市外の方々までいやしをされ

て、ただそのまま帰っていただく。宿泊施設もない。土産は何を買っていかせるのか。いかに垂水市に金を落としていただくなるのか。ここいらがない開発はむだであります。とりあえずその点についてお伺いをします。

それから、地方財政健全化法でありますけれども、このことは、合併がほごになって、単独でしばらくずっといかなきゃいけないんだろうと思います。よく思い出してみてください。合併がほごになったときに何と言われたか。垂水市は金がないから。このことを20年、来年度の数字として出てくるはずであります。多分順番もついてくるだろうと思います。そのときに、鹿屋を中心とした人たちに見返してやらないかんと思う。のために今、市長を中心にして一生懸命頑張っている。のために、先ほど課長が申されましたけれども、市の職員一人一人がこの問題について真剣に取り組みをしていただきたい。事の大きさをしっかりと認識をしていただきたい。この前の屈辱を忘れてはならない。そういう意気込みで取り組む必要があるんじゃないかなうかと思います。

そこで、財政課長、この財政健全化法に該当するものは何があるのか。それと、土地開発公社の現状についてお伺いをしたい。

それと、市長には、この法律の周知度はどのくらいまでいっているのか、本当にみんな考えているのかどうか、市長の感触をお伺いしたいと思います。

それから、空き缶ですけれども、警察が取り締まれない。このことを必ずしないと市民が損をしているんだということを、はっきり申し上げて私は、課長、取り組みが遅かったと思うんです。実は1ヵ月ぐらい前、私の家内も見ているんです。名前は言いませんけれども、市の職員が車のナンバーは把握をしている。それじゃないだろう。ナンバーを把握して捕まえられないんだったらしょうがない。捕まえる根拠という

のは条例化なんです。こういったことへの取り組みが非常に甘い。敏感に響くべきだろうと思います。

一刻も早く制定をしていただきたい。多分鹿児島県で最初でしょう。ほかの市町村が垂水のこの条例を見るようにきちっとしたことをやっていただきたい。これについては、生活環境課だけじゃなくいろんな課が知恵を出し合って、ほかが来ても堂々と説明ができる条例をつくっていただきたいと思います。

以上で、2回目を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 猿ヶ城開発に関する2点目の御質問にお答えいたします。

まず、これまでの事業費でございますが、平成17年度は、新キャンプ場の基本設計の委託、現キャンプ場の管理棟及び倉庫などの建設費用として701万4,000円を支出いたし、平成18年度は、現キャンプ場の災害復旧の改修工事やバイオトイレの購入及び新キャンプ場の実施設計委託費用として1,609万4,000円を支出いたしております。

また、平成19年度につきましては、現予算にバンガローの建築物の実施設計委託、用地取得費、土地造成費用など6,931万5,000円を計上いたしております。

キャンプ場施設が完成します平成21年度までの総事業費は、3億4,000万円ほどになる見込みでございます。

なお、これらの財源には電源立地地域対策交付金基金や辺地債などを活用いたしております。

次に、2点目の具体的資料を出す用意があるかとの御質問でございますけれども、必要な書類についてはお出しいたしますが、現段階での取り組みについてお答えいたしたいと思います。

まず、ハード面の整備でございますが、昨年までの設計委託に続きまして、今年度は用地の取得と一部の造成工事を行い、来年度以降にバンガロー、トイレ、シャワー棟、炊飯棟、あずまや、園路、植栽、防災用の堤防などと、中山

間総合整備事業によります活性化施設の整備を平成21年までに進めてまいります。

次に、ソフト面についてでございますが、まず、管理は、活性化施設に事務室が設けられますので管理人を配置いたします。基本的には、指定管理者による管理で進めようと考えておりますが、キャンプシーズンとオフシーズンは利用者数も変わってまいりますので、柔軟に対応できる組織づくりなども検討してまいりたいと考えております。

一方、防災対策につきましては、万が一のために猿ヶ城キャンプ場独自の防災計画を作成する予定であります。

また、運営につきましては、年間を通してトレッキングや沢登り、川遊び、季節ごとの自然を満喫してもらうイベントなどの企画、観光案内人の配置など、さらに猿ヶ城渓谷の魅力を高められますよう努めてまいります。

なお、このようなことへの対応といたしまして、観光開発審議会に地元住民、周辺施設の代表者、女性、登山グループの代表者などからなるワークショップを開催し、検討を始めております。

次に、自然破壊に対する御質問についてでございますが、このことについては大変大事なことであると認識いたしております。

例えば、今回のキャンプ場の浄化槽には環境配慮型の施設を導入できないか検討しております。また、現キャンプ場のバンガローを撤去しましたら、既存植生の樹木など、自然の森に返していくこうというふうにも考えております。

また、登山やトレッキングにしても、植物の盗掘やごみのポイ捨てなども生じる可能性もございますので、これらへの利用者への喚起や、また場合によっては巡視ということも検討する必要があると思っております。

また、環境への配慮という点では、平成18年度にバイオトイレを設置いたしての対応をいたし

ております。

次に、4点目の御質問は、収益を上げるための工夫はということではなかったかと思います。

このことにつきましては、具体的な施策ということではございませんが、猿ヶ城渓谷の近くには酒造所ができたり、温泉もございますので、それらとの連携や道の駅との連携、商店街との連携など、猿ヶ城キャンプ場だけの利用だけではなく、それらとの連携を図っていくことで、利用される方々に垂水で消費していただくというそういう仕組みをつくっていくことが大事だというふうに考えております。

以上でございます。

○財政課長（岩元 明） 自治体財政健全化法では何が該当し、何が問題になるのかというような趣旨のお尋ねでございましたが、これは財政状況の判断方法が変わりまして、4つの指標でチェックされることになるようございます。

毎年度の収入に占める一般会計の赤字の比率を示す実質赤字収支比率というのですが、これはもう今まであったものでございます。それから、毎年度の収入などに占める地方債償還の割合を示す実質公債費比率、これももう今まであったものでございます。

次に、新しく加えられたのが2つございまして、先ほど議員が御指摘のように、毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合を示す連結実質赤字比率という指標でございます。それからもう1つが、毎年度の収入などに占める、将来負担する可能性のある債務の割合を示す将来負担比率という数字でございます。

ここで問題になりますのが、新たな健全化の判断評価になります将来負担比率という指標でございます。これは先ほどから説明しておりますように、毎年度の収入などに占める将来負担する可能性のある債務の割合を示しますが、本市の場合は第三セクターこそないものの、土地開発公社に対しての債務保証並びに両漁協に対

しての損失補償がこれに当たるものと考えております。

○企画課長（迫田裕司） 土地開発公社についてお答えします。

垂水市土地開発公社は、平成18年3月策定した経営の健全化に関する計画に基づき、経営の健全化に努めているところでございます。

現在、負債としまして長期借入金が8億円あります、その原因は、垂水新港臨海部土地造成事業による土地処分がおくれているためで、旅客施設用地、商業施設用地、住宅用地それぞれについて御説明いたします。

まず、垂水新港の旅客施設用地、つまり駐車場用地ですが、当初計画では売却の予定でしたが、御存じのように裁判での和解により、いわさきコーポレーション株式会社所有の錦江町の旧第1駐車場及び旧第2駐車場と交換いたしました。その後、旧第2駐車場は平成18年に売却できましたが、旧第1駐車場は土地開発公社所有のままとなっています。

海や港湾に隣接している状況などから住宅地としての売却は難しいようですので、企業誘致の候補地として市のホームページ及び鹿児島県の「工業用地2007」という冊子に掲載して広報しております。

次に、商業施設用地ですが、現在、ナフコ建設の敷地と北東の角地の一部を垂水共同店舗有限会社に売却し、駐車場と東側の空き地は同じく垂水共同店舗有限会社に賃貸しております。

東側の空き地につきましては、垂水共同店舗有限会社によるドラッグストアや有料老人ホーム等の誘致計画がありますので、計画書が提出された時点ですまず保健福祉課等と協議し、その後、理事会にお諮りし、御検討願いたいと考えておるところでございます。

最後に、住宅用地ですが、個人住宅用地、個人住宅用分譲地129区画は既に完売していますが、共同住宅用地の1,000坪が残っております。本年

9月一括購入入札の公報を市広報紙でいたしましたが、希望者がおらず、今後の対応を理事会に諮るため、現在準備中です。

また、先ほどの長期借入金8億円の金利が年間1,200万円となっています。県内他市では、直接市より低利で借り入れている例がありますので、本市も、財政課や水道課の御協力をいただき、現在、金融機関に預金されている財政調整基金や水道事業会計等の資金の預け先を土地開発公社とし、長期借入金の一部3億円の借り換えを計画しています。

もしこの計画が実現された場合、土地開発公社の借入利率2%を、より低利の0.3%で借り換えようとするものですので、公社の金利は510万円削減され、年間金利は690万円となります。現在、年間に土地の賃貸収入が900万円ほどありますので、差し引き210万円の増収が見込まれます。

平成16年度までの金利が年間2,200万円であったことからすると大幅な改善となります、あくまでも臨時的な措置ですので、今後も早期土地売却に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 川尻議員の私に振られた地方財政健全化法の感触についてという（「職員の周知ですよ」と呼ぶ者あり） 職員の周知の感触ですか、わかりました。

健全化法は、今、課長が説明しましたように6月に決まりました。来年度から実施されていくわけですが、今もうろろ説明をしました。要は、これから土地開発公社にしても対象になるよということでおございますので、病院とか、それと水道事業とか特別会計、それからその他がしっかりとやはり健全化、健全な運営へ向けてさらに努力をしていかなければいけないという認識を、みんな一緒に持たなければいけないということだろうと思います。

このことは、本当にうちで一番問題なのは土

地開発公社なんですが、3年ぐらい前ですか、12億円借金がございましたけど、今、8億円まで減らすことができました。そして金利の方も今、そういうことでいろいろ努力して抑えてきております。ただ、8億円のこの借金がございますので、今後、金利が上がる傾向にある中で、土地の売却をやはり早くしていかなければいけない、その努力は引き続いてやっていきたいと、関係職員もひっくるめてこのことはしっかり認識していきたいと、そのように思っております。

○川尻達志議員　猿ヶ城については、私は要するに申し上げたいのは、議論をしていきましょうと、納得づくりをいましょうということです。ですから、指定管理者の話が出ましたし、自然環境の話も出ました。収益の話もいろいろ考えておられるようあります。さらには、やるかわりには山岳ガイド、高隈の。ガイドあたりも考えないかんだろうし、さらにはコースもつくれないかんだろう。そういったすべてのことを頭に入れた上でやっていかなきゃならない。そのことの資料をぜひつくっていただきたい、これから。過去のことはよろしい、今後。そして、みんなで納得して進むべきだろう。そうすれば少なくとも南漁港、それから漁集、こういったことには陥らないんだろうと思う。みんなで責任を持ちましょうや。そのためにはみんなで議論にたえ得る資料をぜひ提出をしていただきたいということをお願いをしておきます。

それから、健全化法の中で、私だけでなく皆さんのが言ってきたことがやっぱり土地開発公社であります。これは今、企画課長が渾身の努力をされておる、財政をひっくるめて。これは十分理解しております。ただ、努力をして、今やっていることは企画課長が一番おわかりだと思うんだけれども、金利対策、あくまでも小手先なんです。早く売っていただきたい、少々安くても。

そして、課長、本当は市長に聞くべきかもわ

からないけれども、まだあなたも若いですから。開発公社を早く清算する気持ちはないのか、あなたなら。ぜひこのところをお聞かせをいただきたい。清算をして、ということは連結決算になるようなやつをなくすることが一番なんです。あるから、もとを断てない。意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

空き缶については先ほど申し上げたとおり。

それと、通告はいたしておりませんけれども、議長の許可を得ております。あとは答えるか答えないかは教育長の判断一つであります。

実はおとといの新聞に、私だけじゃない、人もいっぱいいらっしゃると思うんです。「ひとりじゃないよ」、物すごいいい内容の作文であります。これだけのことを書けるのが果たしてこの中に何人いるんだろうか、感心をいたしました。そして、自分でこの危機を乗り越えた、いじめを乗り越えたこの子に感動をします。

ただ1つ残念なことは、友達がいじめに遭う、その子を連れて先生のところへ行こうや。行った。ところが、その子が、周りが、先生が何もしてくれなかった。ここに書いてあるんです。このことが大変な問題だろうと思います。垂水市の学校でこういうことが過去あったということ。きょう言わないともう一般質問は終わりです。あえて議長の許可をいただきました。このことについて、教育長がいいのか、学校教育課長がいいのか。多分皆さん方が赴任をされる、または就任をされる前のことだと思います。事の重大さをどのように判断をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○企画課長（迫田裕司）　質問にお答えします。

現在、土地開発公社の業務は計画調整係の2名の職員が担当しておりますが、その中でも係長がその業務を行っております。

もし土地開発公社すべて売却できましたら、その業務がなくなりますので、その職員を他の業務に回することができます。このことは、今後、職

員が減少していく中で貴重な存在となりますので、今後も早期発見に努めたいと考えております。

○教育長（肥後昌幸） 通告にはありませんでしたけれども、きのう議員からお聞きしておりましたので、お答えしたいと思います。

今お話になりました作文、これは12月5日付の南日本新聞に掲載された全国中学生人権作文コンテストということで最優秀賞の作品の1つであります。法務省人権擁護局長賞ということで、垂水中学校2年の宮崎純麗さん、「ひとりじゃないよ」という作文のことではありますが、この内容は、友達からのいじめに対して友人が救いの手を差し伸べて、明るく元気にいじめに立ち向かう様子が生き生きとつづられたものであります。

この作文は、小学校時代のものを書いたものだということですけれども、御指摘の「先生は何もしてくれなかったけれど、」のこのくだりは、子供の思いが担任に届かなかったということであり、指導する側にとってまことに残念と言わざるを得ません。

先日文科省から出されました生徒指導に関する調査のいじめに関して、「いじめの発見のきっかけ」及び「初めにだれに相談したか」という項目がございますが、これに、担任あるいは教員が1番目に上がっていない。これはまた非常に残念なことであります。学校関係者は、いじめ問題につきましては、集団生活を送る上ではどの学校でも起こり得るというふうに認識しなければなりません。学校の教員は、その防止に努めるとともに、もしいじめが起きている場合には一刻も早く発見し、解決に向けた取り組みをするように、校長研修会あるいは教頭研修会を通して指導をしているところでございます。

本年度は、現在のところ小学校3件、中学校1件のいじめの報告がございます。そのうちの1件はごく最近のもので調査中でございますけれども、他の3件は既に解決済みでございます。これ

は、学校のアンケート調査、あるいは「いじめを考える週間」等の実施による早期発見、早期解決への取り組みの結果であるというふうに思っております。

今後、この作文を書いた生徒の思いを教材に生かすなど、子供たちの心の教育について推進してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○川尻達志議員 ありがとうございました。これで質問を終わりますが、私たちはバッジをつけております。皆さん方は市章はお忘れの方が多いような気がします。どうか、ここいらが一番肝心だろうと思います。

終わります。

○議長（徳留邦治） 次に、10番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、質問を行っていきたいと思います。私の質問の中心は、来年度の予算のあり方の問題と、ことし課せられた課題等について改めて質問を行いながら、執行部をただしていきたいというふうに思います。

最初に、来年度の予算のあり方について伺います。

予算編成方針も検討済みのことと思います。方針の中心は、いかに健全財政運営を進めるか、そのため実務的にどう取り組んでいくかだらうと考えます。もちろん今日その視点も大事ですが、行政は、市民から自治体の行財政運営を負託されているわけですから、市民がどのような施策を求めているかを把握し、政策化していくことが今日ほど求められているときはないと考えます。

今、構造改革のもとで格差社会の広がり、そして貧困化が進んでいます、必要な介護も受けられない、若い世代も不安定雇用、低賃金で子育ても困難であったり、市民生活においても増

税で生活が困窮しているというのが現実です。このような実態から見ても、福祉や教育、そして環境などソフトウェアへの需要が高まっているのは明らかです。今日の喫緊の課題は、このような貧困と格差を解消していくことではないでしょうか。どのような来年度の予算についてお考えか、お聞かせをください。

次に、予算の関係で、歳入の確保の問題です。これまで財政運営は、「入る図り、出るを制す」の立場で行われていると考えます。しかし、担税力の低下、家計における公的負担の拡大、少子高齢化や税制改革が自治体の歳入確保を難しくしているのも現状です。

全国では、歳入確保のためにさまざまな取り組みも行われています。独自課税や公共料金の値上げは慎重に行う必要がありますが、長野県の泰阜村のように学校美術館の修復に基金を設けたりするなどの例にあるように、住民の皆さんから基金の募集、ミニ公募債などの発行が行われています。

また、住民が税金を納めやすい方法を工夫しているのもあります。以前提案されたスタンプ券で納税など公共料金の支払に使える取り組みも行われています。広告料の確保や滞納対策など取り組まれていますが、それ以外の検討はされているのでしょうか。

2番目に、自衛隊への個人情報の提供問題について伺います。

私は、法的に見ても名簿閲覧、提供は中止すべきだと考えます。

そこでお聞きしますが、本市の取り組み状況と全国の実態はどうなっているか、お聞かせください。

また、個人情報保護条例の目的との関係で問題はないか、見解をお聞かせください。

さらに、住民基本台帳法に名簿の提供に関する規定はあるのか、お聞かせください。

3番目に、中学校統合問題について伺います。

これまでさまざま角度から質問もしてきました。私は、学校統合問題を考える視点として、財政的な理由による統合は問題だ、小規模であっても教育行政の責任を果たすべきである、住民や保護者の賛成で進める場合は、通学の安全性や健康問題など対策を講じることが必要だと訴えてきました。そして、今回のような広域統合は、通学にかかる時間で子供たちの学ぶ権利を奪うことになる立場から、見直しを求めてきたところです。

そこで、これまでの統合の進め方などを吟味し、改めて統合の是非について見解をただします。

教育委員会は、行政組織等に関する規則第11条議決事項の第4項廃止の手続をとられたと思いますが、いつされたのかお聞かせください。そこで議論の内容もお聞かせください。

また、先般、外部評価委員の意見が答申されたと思いますが、どのような内容であったかお聞かせください。

学校存続を求める関係者への対応、理解を求める取り組みはあったのかお聞かせください。

次に、統合の最大の教育委員会の理由である適正規模の問題について伺います。

基本は40人以下学級で学級数は決められると認識していますが、平成25年度まででは12学級がありますが、1年生は2名オーバーで辛うじて4学級になっていますが、その後は4学級は困難になると予想されます。学級編制の弾力化で対応されていくと思われますけれども、考え方をお聞かせください。

4番目に、子育て支援対策について伺います。

9月議会では別の問題から問いただしました。この議会のときに市長は、垂水市は子育て支援がおくれている旨の回答をされています。また、市長は、議会終了後、子育て中のお母さん方ともお会いされたと聞いています。何がおくれているのか、何が必要と感じられたのかお聞かせ

ください。

子育て支援は、経済的な援助や働く環境などの整備もありますが、経済的負担の軽減は、最初の予算のあり方でも訴えましたが、増税や保育料の負担などで圧迫をされている中、重要な対策、施策ではないでしょうか。先日も若いお母さんが「家計が苦しくて健診を見送った」と話されました。改めて経済的支援の必要性があると考えました。

そこで、私は、子育て支援対策で子供医療費の問題をこの間追及してまいりました。今日全国では、小学校及び中学校へと拡大が広がっています。県内でも、改善・充実と取り組みが進んでいます。この問題ではなかなか本市は改善が図られていません。他市町村とは地域間格差が縮まりません。子育て支援のためにも本気で来年度取り組む必要があると考えますが、決意をお聞かせください。

5番目に、農業振興対策の検討について伺います。

今日日本は、世界じゅうから食料やエネルギーを買って経済を維持していくというシステムが今、壊れようとしています。そう考えると、日本の農業をいかに再生し、自給率を高めていくかは、国民の食料や食生活の安全性を確保する上で大きな問題です。そんな中、全国的にも有機型生産や地場流通の再評価が進んでいます。

また、農家の選別政策を批判し、生産の担い手を幅広く求め、消費や地域住民が地域農業を支える取り組みも育ちつつあります。そして食料の地域的自給率の向上や、農業を基幹産業と位置づけたまちづくりが行われています。今日、このような方向を持った考え方があるのか伺います。

その1つが、遊休地の把握と転用面積の実態はどうなっているのか、お聞かせください。

次に、畜産農家もえさの高騰で経営に影響が出ています。国はえさ米の普及も進めています

が、遊休地等の有効活用策の検討は具体的にあるのでしょうか、農業振興を図るために特別な対策が必要になっていると考えます。JAや普及所と連携した振興対策の検討の必要性はないか、お聞かせください。

そして、真に垂水が農業を基幹産業として確実なものにしていくために、目標を条例化して取り組んでいくことが大切ではないでしょうか。見解をお聞かせください。

最後に、開発問題と環境問題について伺います。

この間の自然災害でさまざまな問題がまちづくりとの関係で提起されたと考えます。それに対して、どのように対応していくかが問われています。その1つが開発問題との関係です。さきの議会でも俣江川の増水問題への議論がされました。私もう1つの観点から考察し、対策の必要性を議論してみたいと思います。

そこで、以下の点についてお答えください。

1つは、宅地開発と増水の因果関係をどう見ているかです。

2つ目は、この施設が法等の規制が係る施設であったら排水施設等はどうなるか、お聞かせください。

3つ目は、この水系への何らかの働きかけはあったのか、お聞かせください。

4つ目は、今の法律等で地域の特性に合わせた独自の規制を行うのは困難です。開発許可や建築確認などの法律に基づいた手続が画一的に定められているからです。手続等は行政と業者だけで行われます。また、地区の敷地や特性などはお構いなしに開発や手續が進められているのが現状ではないでしょうか。そこで、真鶴や穂高町のように開発問題等に自治体が有効に対処できるような手続である条例が必要と考えます。その必要性について、見解をお聞かせください。

以上で、私の質問を終わります。

簡潔にお答えいただきたいということと、再

質問は保留をいたします。

○市長（水迫順一） 来年度予算の考え方についてお答えをいたします。

議員の言われるよう、環境、福祉、教育といったソフト部門の市民の要求が高いことは十分承知しております。また、この分野に限らず、生活基盤の整備や災害対策、あるいは産業育成なども市民の要望が高いものでございます。あれもこれもやりたいことばかりでございますが、あれかこれかの選択を迫られることが本市の財政の実情でございます。

ただ、近年、地方交付税の減少などによりまして、全国の地方公共団体でも年々経常収支比率が上がり、なかなか政策的な予算を組めないのは同じような悩みのようでございます。いつものように入る収入の柱である地方交付税や市税などが減収しているとき、一方の人件費や公債費などのように、いつも出していく支出を抑制しなければ経常収支の比率は下がらず、財源の余裕は出てきません。

そこで、本市は、行財政改革によりまして、支出を抑制する方策を主体として取り組んでまいりました。これからのことでは、我慢や不自由を強いられております市民を初め、議員の皆様や職員の理解と協力、また、辛抱による成果が徐々にあらわれ始めたものと感じております。

一方の歳入財源の確保を図ることも、封筒の有料広告や、本年度購入しました旧雇用促進住宅の家賃収入、財産売り払いなどさまざまな方策を行っておりますが、大きな財源とはなっていないのが実情でございます。

本市は、まず財政運営を安定化させることが先決であります。そのような中にあっても、知恵と工夫で市民の要望にできるだけこたえられるような予算編成に努めてまいりたいと考えております。

○財政課長（岩元 明） 岁入財源確保の具体的な御提言をいただきましたことに答弁させて

いただきます。

長野県泰阜村の「ふるさと思いやり基金」の御提言がございましたが、これは、学校美術館の修復や住宅福祉サービス、それから森林資源のエネルギー活用などの事業目的に全国から寄附を集め、基金を創設して、事業展開を図ろうとするものとのようございます。

寄附金や協賛金、これらを集める手法は本市でも各種イベントなどで採用しておりますが、その場合、やはり本市とゆかりや縁のある人たちに限られており、それ以外の人たちに広く賛同を得て、それなりの財源を確保することは容易でないと感じております。本市に縁のある人たちを頼るとしたものが似たような趣旨では、今後、本格的に検討されると思われます「ふるさと納税」が現実かと考えております。

それから、ミニ公募債の御提言もございましたが、ミニ公募債は、正式名称は住民参加型ミニ市場公募債と言いますが、目的を明示した上で、地域住民を限定して公募する地方債のことと承知しております。

資金調達の手段として、以前から政令指定都市などは認められていた制度でございますが、平成14年からすべての自治体に発行が認められるようになったものでございます。地方債の引き受け先は、現在までに政府と民間がございます。民間引き受けの中には公募しないで金融機関から借り入れる縁故債と、それから一般個人から募集を募る手法、つまり市民からお金を借り入れるミニ公募債等がございます。

最近注目されている資金調達の1つではございますが、借金する相手がこれまでのように国か金融機関に限られていたものが、個人にまで発展したもの、借金することには変わりなく、行政改革で公債費の圧縮を進めている本市にとりましては、今のところ検討はいたしておりません。

それから、スタンプ券や商品券での公共料金

での支払いにつきましては、現金で支払えない市民に便宜を計らうという趣旨は理解できますが、確実に現金化が可能であるか、使用する際に場所、期間などの制限等の問題もあり、貨幣としての流動価値を有しないと考えております。

○税務課長（川井田志郎） ただいま持留議員の質問の中で納税についてありましたが、スタンプ券や商品券での公共料金の支払いについてということでしたが、基本的に納税や公共料金の支払いには、地方税法や地方自治法上、現金及び証券に限られており、商品券やスタンプ券での支払いは難しいものと思われます。

また、垂水市財務規則第24条納入方法には、「納入通知書に現金を添えて指定金融機関に納入しなければならない」とありますことから、スタンプ券や商品券での公共料金の支払いについては難しいものと思われます。

以上です。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 自衛隊の個人情報についての質問についてお答えします。

1点目は、個人情報提供が可能となる法的根拠であります。自衛隊の募集につきましては、自衛隊法第97条の規定に基づく法定受託事務として、都道府県知事及び市町村長が自衛官の募集の一部を行うこととなっております。これに基づく自衛隊法施行令第119条の自衛隊の募集に関する広報・宣伝を行う規定、及び120条の資料の提供を求めることができる規定を根拠として、適齢者情報の提供を行っているところであります。

このことにつきましては、防衛庁人事教育局長から都道府県募集事務主管部長へ、さらに県総務部長から市町村長へ、自衛隊地方連絡部に対する適齢者情報の提供について通知が来ているところでございます。

2点目の本市の状況や県内や全国の実態ですが、本市は、自衛官適齢者の住所、氏名、生年月日、性別の4情報に限定して提供しております。

県内の動向としまして、17市の状況では、リストの交付8市、閲覧対応5市、その他4市となっております。全国での状況は把握しておりません。

3点目の個人情報保護条例の目的との関係で問題はないかとのことですが、当市の個人保護条例の第8条目的外利用及び外部提供の制限、第3項に「実施機関は、第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合においては目的外利用または外部提供することができる」とあり、1号及び4号により情報提供をしているところであります。

4点目は、名簿の抽出、閲覧、提供は拒否すべきとの件ですが、先ほど1点目で答弁いたしましたように、自衛隊法第97条の法定受託事務、自衛隊法施行令第119条及び第120条の法的根拠の関係で適齢者情報を提供しているところであります。法律で明確化されないと拒否はできないというふうに考えております。

○市民課長（三浦敬志） 持留議員の住民基本台帳法に名簿の提供に関する規定はあるのかのお尋ねにお答えいたします。

住民基本台帳法第11条第1項において、「国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合は、市町村長に対し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができる」と規定しておりますが、提供に関しては住民基本台帳法には規定しておりません。

ただ、市といたしましては、今、市民相談サービス課長が御答弁しましたように、自衛隊法等の関係法規に基づく法定受託事務であるととらえ、資料の提供を行っております。

○教育長（肥後昌幸） 持留議員の質問にお答えします。

6月の定例教育委員会におきまして、統合問題につきましては、昨年来議論してきたが、統合はやむを得ないということで、統合を平成22年4

月1日とすることを教育委員会として全会一致で意思決定の再確認をしております。

学校廃止につきましては、教育委員会の行政組織等に関する規則にのっとりまして、8月の定例教育委員会で、中学校の廃止統合について議会の同意を求める議案を承認しております。

外部評価につきましても御質問がございました。

この外部評価の委員の中に中学校統合に絶対反対の委員がおられ、事務事業に関し、極めて厳しい評価がありました。しかし、これはあくまでも個人的な意見であると思われます。大方の委員の意見は、統合はやむを得ないと思うが、大きな問題であるので、PTAだけでなく地域住民にも理解してもらい、事務を進めていただきたいということでありました。教育委員会としましては、そのように努力をしているところでございます。

存続を求める関係者への対応でございますけれども、これは牛根地区と新城地区から議会に出されたものでございますが、教育委員会としましては、地域が衰退するという意見もありますので、10月に地区別協議会を開催しまして、今後の跡地利用について地元より意見を出してもらうようにお願いをしているところでございます。

適正規模につきましては、学校教育法施行規則の中に標準学級12学級から18学級というのがございます。これは一応目安でありますて、12学級から18学級が望ましいということであろうと思います。私は、中学校の場合、1学年複数学級あれば適正規模と言ってもいいのではないかなどというふうに考えております。

中学校が22年に統合したときに、13学級になる予定であります。また、現在の小学校1年生が中学生になる25年のときには、これは統計上12学級となります。それ以下の子供たちですね、就学していない子供たちについては統計がございま

せんので。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 4番目の子育て支援策についてお答えいたします。

まず、1点目のおくれていると言われる点は何かとのお尋ねでございますが、国が施策として取り組んでおります必須事業に対しましては取り組んでいる状況にありますことから、おくれているとの認識は持っておりません。

ただ、議員が申される先進他市の状況からいたしますと、おくれていると申されることもやむを得ないものと考えております。

次に、2点目の経済的支援策の次年度への具体策についての中の①の子供の医療費支援の内容の充実についてお答えいたします。

この制度は、県の福祉医療制度を基盤として実施しているところでありますて、御承知のとおり、対象年齢は6歳未満となっております。また、平成19年3月から県下一斉に実施されました自動償還方式による乳幼児医療費の外来治療に係る医療費助成申請の件数が、月平均78.8件から154.6件と約2倍の増となっており、金額も半年間で昨年の年額とほぼ同額程度に増加しております。

本市におきましては、課税世帯の1歳の誕生月までの乳児の医療費、及び4歳の誕生月から6歳の誕生月までの歯科診療分などについては、単独助成をいたしております。

御質問は、小学6年生までの無料化のことではありますが、乳幼児医療費助成制度は、公的医療制度の画一性を補完することを基本に、地域福祉政策として県と市が協力実施しており、医療費負担の軽減と対象者の生活安定の支援等、一定の効果を達成していることや、自動償還方式の導入による改善も実施されていることから、当面は他の医療費助成との均衡に勘案しつつ、現行市の単独制度を継続していきたいと考えております。

次に、②の県内の動向と本市の格差は何かとのお尋ねでございますが、まず、県内の動向からお答えいたします。

小学校就学前が、鹿児島市が2,000円を超えた分、鹿屋市が3,000円を超えた分、小学校3年生終了前が、出水市が3,000円を超えた分、6歳未満の無料化としている市は、志布志市と曾於市の2市であります。

次に、本市の格差についてでございますが、独自策を展開しております自治体との違いという観点でお答えいたしますと、独自策を展開している自治体は、子育て支援に対する財源の配分ができる財政状況にあることだと考えます。

6月議会で尾脇議員からも子育て支援について質問がございましたが、市長からはそれ以前から、金がなくてもできることはないかと指示をされておりましたし、担当係におきましても関係機関と協議を重ねておりましたが、今回、病後保育について、隣接する自治体、医療機関の了解を得ることができましたので、本市において実施可能な利用料の助成の形での事業展開を進めしており、それに伴う予算確保をと考えております。

最後に、子育て支援策につきましては、保健福祉、教育、雇用、住宅など幅広い分野にわたることから、総合的に推進していくことが必要であると考えております。

また、先ほども申しましたが、乳幼児医療費につきましても、現行の県制度で進めながら、自動償還方式の成果を勘案しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○農林課長（山口親志） 持留議員の5番目の質問の農業振興対策についてお答えいたします。

1番と2番の遊休地対策のほうを御報告申し上げます。

指摘の遊休地の把握ですが、平成17年度調査に基づきまして、遊休農地解消計画という計画、数

値を出しました。農業振興地域内の耕作放棄地面積を226ヘクタール、うち再度農地として活用できる要活用農地面積を100ヘクタールで設定をしております。2年過ぎまして、本年度も農業委員の協力をもらいながら、遊休地の再調査を実施し、現在、集計を行いまして、現状把握に努めているところでございます。

次に、転用の面積ですが、18年度末ですべて数字を申し上げます。

10年間の転用が368件の33万8,000平米、うち田んぼで8万9,000平米、畑で24万9,000平米です。

転用目的についても、同じく18年度末ですが、3年間の数字だけを申し上げます。

畜舎施設としまして7件の1万平米、山林の2件で4,000平米、宅地の24件の1万1,000平米、倉庫、車庫その他で36件の6万3,000平米です。

次に、遊休地の有効利用についてお答えいたします。

確かに指摘のとおり、遊休地の有効利用についてでありますが、農業振興の上で遊休地対策は非常に重要な課題であると認識しまして、農業振興対策を図っていこうと思っております。農地のあせん、飼料畑として活用などを考えておりますが、後継者対策、継続、持続可能な農家育成等、非常に厳しい現状にあります。関係機関と連絡を密にして、有効な対策を検討していきたいという思いであります。

以上です。

○副市長（水迫恒美） 同じく、市独自の農業振興策についてお答え申し上げます。

農業振興を図る上で、農家の支援や育成に農協や地域振興局等とのワンフロア化は有効な手段であると考えられますが、人員、場所、経費等、その実現には関係機関の長を含めた協議が必要であると思います。現在は、既存の垂水市農林技術協会や地域担い手育成支援協議会等の関係機関の連携を強化しまして、農業振興を図っているところでございます。

農業振興条例の検討についてでございますが、国の政策が担い手支援に重点を置いている中で、本市の農業振興は、担い手支援はもちろんのこととござりますが、高齢者や農業女性、兼業農家等の支援・育成を図ることが重要であるとの認識をいたしております。

今後も、市民の方々が家庭菜園や道の駅、新城地区の直売所「おたけどん」等への出荷を通じまして、農業を楽しみ、農業に生きがいを感じられるように支援していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（川畠信一） 議員の開発問題についてお答えいたします。

その中で、俣江川の増水と工場の宅地開発の関係ですが、俣江川には上野台地の153ヘクタールの面積の流域があります。それに対し、工場は2ヘクタール弱の面積であり、俣江川の増水とは無関係とは言いませんが、それがすべてではないと思っております。それよりも、耕地整理後の農業のやり方や、近年の雨の降り方に影響されるところが大きいのではと思っております。

それから、開発行為の許可の必要な場合の排水施設でございますが、都市計画法では、都市計画区域内での開発行為は3,000平方メートル以上、区域外では1万平方メートル以上の開発を行う場合、許可が必要となっております。許可権限は県にありますが、市は開発に対する意見を求められます。その中で、排水先等の検討をすることにいたしております。

なお、雨水排水の調整池は、県の基準では3万平方メートル以上の開発に原則として設けることにいたしております。

また、工場のほうには何らかの雨水対策ができるないか、市長のほうより要望をしていただいております。

開発問題に対するまちづくり条例の必要性であります、垂水市では今、第4次総合計画の計

画案の協議中でございます。総合計画が策定されると、土木課では総合計画に基づいた都市計画マスタープランを策定していきたいと考えております。その中でまちづくり条例も協議することになろうと考えますが、県内の鹿児島市以外の市でも制定されておらず、人口減の続く垂水市にとっては、開発は望まれるところであります。開発に規制を加える条例は十分検討する必要があると考えております。

○持留良一議員 それでは、再質問を行っていきたいと思います。

1番目については、4番目と関連がありますので、ひっくりめでしたいと思いますけれども、私は来年度の予算の垂水市の方針を見させていただいたんですけども、この中で私も改めて、ああこんなことが行われているんだなと改めてびっくりしました。

何かというと、私は職員の方と質問との関係でやりとりをするときに、非常に厳しいんだということを言われる。何が厳しいのかなかなかわからなかつたんですね。その中で出てきたのが、スクラップ・アンド・ビルトという形で、それぞれの課内で新規事業をやる場合は廃止事業を1件以上やると、こういう形で全体の枠を抑えていくというような方法をとっていらっしゃると。だからこそ、今までこの乳幼児医療費の問題でも訴えても、それは難しいんだと、どっかをつぶさなきゃならないんだと。そうしちゃうと課内でけんかになる。本当にこんなことがいいのかなと、改めて私もこの予算編成の中身を見て、改めてびっくりしたところなんですよ。

というのは、確かに事業部はわかりますよ。優先順位があったりしていて、これは緊急性があるからまずしましょうよとなる。ところが、福祉関係というのは、市民の皆さん命と暮らしにかかわる大事な部署ですよね。その部分というのは市民の皆さんと協働しながら、そして市の職員の皆さんも一生懸命になってつくって

きたところなんですよね。その中で、やはり市民の市民の命と暮らしにかかわる部門に対してつくりあげてきて、職員の市民も当然自負があるし、自信もある、誇りもあるわけですよ。それを新たなことをやりたいとなれば、何かをつぶしなさいと、それと交換に財源もそれを充てなさいというような中身になっているんですよね。

果たしてこんなことで市民の負託にこたえられるような予算編成というのは本当にできるんだろうか。市民の皆さん命と暮らしを守ると言いつつも、実際にはそんな形で、職員が一生懸命皆さんでつくってきた、市民の皆さんがつくってきたそういう内容まで、こういう形で逆に、やりたいと思ったらそれをつぶさなきゃならない。そして課内でもある意味じゃ、けんか腰になってそのことを予算を確保しなきゃならないと。本当にこんなことがあっていいのかなと私は改めてびっくりしたんですよ。

そこで、市長にお聞きをしますけれども、本当にこういうことで市民の負託にこたえる福祉を増進していかなきゃならないという市の行政が、命と暮らしにかかわる問題が本当にできるんでしょうか。これが1点です。

そう考えると、私はどうしても予算編成の中身の改革、編成の改革をしなきゃならないんじゃないかなと思います。鳥取県の片山知事は、そういうのはおかしいということでその組み方を変えられたとお聞きもしていますけれども、非常にここに今、私は予算の編成のあり方、先ほど市長はいろいろ言われましたけれども、問題点はここなんじゃないかなというふうに思います。

予算がないのではなくて、どこに予算を使うか。そのことでやっぱり市長のリーダーシップが当然ありますし、こういう予算の組み方だと、本当にこれは職員の皆さんも士気が高まらないし、責任が負えないんじゃないかというふうに

思います。

それに関連して、子供医療費の問題なんですが、私はこの間、小学校まで入学前までやってほしいということも言ってきましたけれども、そのとき出たのが、国の動向を見ながらということもありました。しかし、国はその後、何ら対策もとりませんでした。そうなってくると、そのときの言った責任というのは、やっぱり逆に言うと市で何とかしましょうという考え方だったと思います。

先ほど言いましたとおり、直接償還払いの直接が非常にふえたということは、そのやっぱりいわゆる利用しやすくなったという一面もあるかと思います。もう1つはやっぱりそれだけニーズも高まっていているということだし、子育て支援で経済的な負担の対策を求める上ではこれが一番有効活用だと思いますので、私自身はできたら小学校入学前までぜひ取り組んでほしいと思います。

先ほどは小学校までということを言いましたけれども、どこが可能なのかと考えたときには、やっぱり今の現状の中でも最低、地域間格差、今、県内の地域間格差をなくすためにはせめて小学校までは垂水もやろうよと、それで子育て支援をやろうという意気込みがですね、本気になって本当に子育て支援をやるんだったらここだろうと思うんですが、市長、この3つの点についてお聞かせください。

それから、自衛隊の問題ですけれども、これは先ほど法定受託事務と言われましたけれども、これは募集に関するやつですね。そして2003年の衆議院での適齢者名簿問題での集中審議があったときに、そのときは防衛庁ですね、そのとき出されているのが、今後の対応として、個人情報の取り扱いについては慎重であるべきこと、また無用の誤解を招かないようにするべきであることから、防衛庁としても、適齢者名簿を入手すべき範囲については、住民基本台帳第

11条の第1項の規定に基づき、いわゆる閲覧をするということを今後、周知徹底を努める所存であるというふうなことも言っているんですね。

そうなってくると、今、本市がやっているのは名簿の提供ですよね、提供。じゃ提供後どうなっているかというと、電子ファイル化されているんですよね、どう見ても、これは。1年で破棄するというふうにはなっていますけれども。こんな形で、その人たちには何ら知らせることもなく、提供しましたということも知らせることなく名簿がそんな形で提供されていると。最低限度、閲覧だろうと、住民基本台帳法でも閲覧はできますよというふうになっているわけですから、最低、閲覧だろうというふうに思うんですが、提供をぜひ中止すべきだと、法律等の関係からも防衛庁の考え方からも私は思うんですが、再度この点について考え方をお聞かせください。

それと、学校の適正規模の問題ですけど、先ほど教育長が言われたとおり、私は確かに学校運営についてはいろいろ彈力的な運用もあってそうされるということもあるでしょうが、しかし、保護者や皆さんに言ってきたのは適正規模は12から18ですよということを言われてきた。それに市民の皆さんも納得もされてきたわけですね、そういう規模だったらいいだろとう。しかし、今後はそれがもう維持できなくなるというふうになってくるわけですから、非常にこれはある意味でのそこに説明不足、私はあるのじゃないかなというふうに思います。

それよりも何よりもやはり外部評価委員の、先ほど教育長は個人的な云々と言われましたけれども、しかし全体として諮って出されたわけですから、それはそれなりに重みがあると思うんですよね。そういうことはやっぱりきっと受けとめていかなきゃならないと思います。

その中で言われた、もう少し理解云々と、理解を求めなさいというようなことがありますけれども、本来であれば、きのうの議論にもあっ

たとおり、よりよい統合を目指しますよという中で、当然そういう反対している、存続を求めている方々に対してはそれなりの対応というのは当然じゃないかなというふうに思うんですね。

例えば、こういう中でもいろいろ疑問もお持ちの方もいらっしゃるし、例えば、この前から出ています通学距離の問題、それから健康問題含めてですけれども、じゃ子供たちが1時間以上もかけて行くとなると、当然、子供の学習権を奪われるわけですね。例えば小学校は4キロメートル以内、中学校は6キロ以内と一定の距離も示している中で、そのことはやっぱり子供たちのそういう教育権の保障に立った中身だと思うんですが、そうしちゃうと、こういう形になっちゃうと、本当にそのことさえ奪われてしまうというふうになるんですが、そのためにもやっぱりきちっとしたそういう住民への説明というのを徹底してやるべきじゃなかったかと、外部評価委員もそういうことを指摘されているというふうになると思うんですが、改めて、そういうことはもう時間的にやられませんので、改めてお聞きしますけれども、子供たちの、この前も説明会で教育長にお聞きしましたけれども、改めてお聞きしますけれども、子供たちの教育権をどう保障していくかれるのか、こういう物理的な困難な問題が起きる中で本当に保障されるのか、その点をお聞きをしたいと思います。

それから5番目の点、農業振興策ですけれども、今後、遊休地の活用をしていくということでは非常にある意味では私自身、これ1つ見ただけでもおくれているなど、対策がおくれているなど思うんですよね。例として出したのが、えさ米の問題で、今、本当に畜産農家も含めて大変だという中で、やっぱりそれなりの遊休地をきっと計画的に取り組んでいくという計画だったら、それあたりの対応というのができたんじゃないかなというふうに思います。

私が紹介した今治市の農業振興の条例というのはどういうところから出てきたかといいますと、「日本が食料の輸入大国化し、今治市の地域食料自給率も34%と低位の状況となっているもとで、食の安全・安心、地域食料自給率の向上、農山漁村の再生・振興を進めることは国民的な課題となり、その具体化が迫られている」というふうに書いているわけですよ。

そして2番目として、「今治市が広い視野に立ち、今後、戦中戦後のような悲惨な食糧難時代に遭遇することがないように、地域に根差した農林水産業の振興、地域の食料自給率の向上、安全な食料の安定供給のために、生産者、消費者が協力して市民ぐるみの運動で健康的な食生活文化を確立し、地産地消、食育など、推進などの施策を進めることができたらです」ということを言っているわけなんですね。もう具体的に、市民の皆さんを見ても本市の農業は今、何をやろうとしているかということを明確に書いていて、その市民の皆さんとの共通の問題なんですよ。この中には市民の皆さんの責任問題もありますけれども、この中でいろんなことも具体的にも取り組んでいます。

だから、大事な点は、今の私たちの垂水の内容、方向が今こういう厳しいさまざまな経済的な問題も含めて状況の中で、何を目指して、何を方向として取り組もうとしているのか。具体的にはいろいろやられていると思いますけれども、それときちっと明文化して方向性を示していくことが非常に今、重要になってきているんじゃないですかね、農業振興においても。だからこそ私は農業振興の条例をつくって、そういう方向性をきちっと市民の皆さんにもして、そして当然市したらそれに向かって努力目標としていくわけですから、私たち議会としてもきちっとチェックもできるわけなんですね。そういう点でも非常にこれは重要な点だと。

もう1つは、これに関連して、今、本市は住民

基本条例をつくろうとされていますよね、いわゆる自治体としての基本の憲法になり得る。その下にいろんな形で今後、景観条例、環境条例、いろんなのができてくるだろうと思いますけれども、その1つとして当然農業振興条例も出てきてもおかしくない問題だと思うんですよ。そういうことをぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、そういう方向性として先ほど出した今治市の提案した内容も含めて、本当に必要性はないのか、全くないのか。なければその根拠を教えていただきたいと思います。

開発問題なんですけれども、確かにマスター プランの作成がなければ開発が何なのかと、いわゆる定義づけも含めて難しい問題はあるかというふうに思いますが、私は、この災害との関係も含めて、きっと私たちが予防措置ができるような対策を市民も持つべきだというふうに思うんです。そのためにまちづくり条例の全国的ないろんな、私も調べて、ああこういうのもあるんだなということを含めて、改めて認識したんですよ。

先ほど言いましたとおり、やはり市民の安全をどう守っていくかというのはいろいろ角度がありますけれども、現在の法律等ではなかなかできないと。そうなってきたときにやはり市独自のそういう条例でもいいし、要綱でもいいんですけども、つくって、市民の皆さんのそういう安全と安心を守っていく対策がどうしても私自身は必要だと、改めてこの間の災害からも認識をしているところなんですよ。

そのためにやっぱり地域に合った特性、制度、先ほど課長が言われましたとおり規制するから云々ということじゃなくて、市民をどう守っていくのかと、やっぱり市民の立場に立った視点での開発のあり方というのが私は今、問われていると思うんですが、そのあたりについて本当に、先ほどの農業振興条例もそうですけれども、そんなのはないのかどうなのか、本当に全く必

要ないのか。

具体的に起きたとしても対応の仕方がないんですよ、市民はね、具体的に。当然それ以前に協議する場があるって、それに対していろんな意見の角度から市民の皆さん、それから開発する業者の皆さんも含めて協議をしていくわけですから、法的にこれを規制するとかというわけじゃないですから、協議をしてどう方向がいいかと、そういう場をきちっと設けていこうというのが最大の、各地でつくられているまちづくり条例の特徴だと思うんですよ。そのことを垂水もやってみようじゃないかという提案なんです。

改めてその点についてお聞かせください。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時15分から再開いたします。

午前11時1分休憩

午前11時15分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（水迫順一） 持留議員にまず私の方からお答えをしたいと思いますが、スクラップ・アンド・ビルトが大変表面に出て、そのことだけがしっかりやっておってななかか事業が進まないんじゃないかというような印象を、質問の冒頭で受けたんですが、もちろん予算を組むのにはスクラップ・アンド・ビルトをやらなければ、全体どの課も認めていったら本当に予算を組めないですから、緊急度とかそういうものを勘案しながら、スクラップ・アンド・ビルトも考えていかなきゃいけない。これはもう当然のことだと思いますし、もうちょっと詳しく財政課長の方から答弁をさせていただきます。

それから自衛隊法の関連、個人情報の関連での私の考えは、課長が答えたとおりでございまして、自衛隊施行令や市の個人情報条例の除外規定に基づくもので情報を提供しているところでございますので、法律でやはり規制を明確化

してもらわないといけないと、それがないとできないということを考えております。

あと農業関係その他ですね、土木関係、財政をひっくるめて、担当課長から答弁をさせます。

○財政課長（岩元 明） 予算編成に当たりましてのスクラップ・アンド・ビルト方式の御見解でございますが、スクラップ・アンド・ビルトというのは、スクラップ、つまり見直す部分があれば見直して、その分をビルト、積み上げる部分があれば積み上げるという方式でございまして、平坦にしようという考え方でございます。

一般財源が特に限りがございますので歳出削減をせざるを得ないと、そうしたときの予算編成の1つの手法でございますが、これは先ほど言われましたように、福祉部門のあたりで各事業ごとにけんけんがくがく、けんかまでして、おまえのところを取り下げ、うちののが優先するんだというようなところにはふさわしくないんじゃなかろうかというふうに思っております。ただ、そういう再検討の討議とか、コンセンサスを得るような論議というのを重視しております、そういう議論をしてもらえばいいというような私たちのねらいもございます。

このスクラップ・アンド・ビルトが本当に私どもの意図するところのように徹底しておれば、予算編成は楽なのでございますけれども、なかなか現実的にはそうはまいらずに、心配されるようなスクラップ・アンド・ビルトにはなっていないというのが実情でございます。

ただ、事業を行うときに幾つもの大きなプロジェクトが重なるような場合には、これはどうしても必要な手法ではないかというふうに感じております。

○保健福祉課長（村山満寛） 就学前までの取り組み状況をということでございました。

先ほども説明いたしましたが、乳幼児医療費助成の関係の自動償還払いになったことにより

まして、平成18年度決算が約800万円ほどでございます。それが19年度によりますと現段階でもうその800万円程度になっておりますので、約2倍になろうかというふうに考えます。

それらも考えて、先ほど申しましたとおり、乳幼児医療につきましては、現行の県制度で進めながら、自動償還方式での成果を見きわめていきたいというふうに答弁をしたところでございます。

○農林課長（山口親志） 農業振興についてですが、今治市やら小浜市なんかも、食のまちづくり等の条例も勉強をさせてもらっておりますが、農業振興を図る中で農業のビジネス化とあわせまして、平成11年に新農業基本法が発令された中でも、地産地消等も考えた中で農業振興をしていかないといけないという国策も出ております。

そういう中も踏まえまして、垂水市の農業形態を考えた中で、キヌサヤインゲン等の転送業を中心とした農業振興を図る中でも、今、指摘のとおり、小浜市にしても、それから今治市にしても、垂水市の考えも同じような考え方で農業振興を図っているところであります。もちろん国策の政治の中でもポジティブリスト等の制度も規制されておりますので、そういう中で農業振興を図る中では、そういういろいろなことを考えながら農業振興を図っているところであります。

先ほども申し上げましたとおり、農業をビジネス化している組織も育成していかないといけないし、地産地消で頑張っていらっしゃる市民農園の方々の育成をしていかないといけないということですので、そういう考え方で農業振興は図っているところであります。

○教育長（肥後昌幸） 持留議員の2回目の質問にお答えします。

2つあったと思いますが、適正規模の件と教育権の保障の件。

学校教育法施行規則に標準学級は12から18とあります。これは小学校の場合なんですね。そして中学校の場合にはこれを準用するとあります。ですから、小学校の場合に12から18となりますと、6学年ありますから、1学年2学級から3学級。そうすると、中学校の場合にはその半分ですね。となりますと2学級から3学級になりますと、6学級から9学級あれば標準学級と言えると。先ほど私が、中学校の場合は複数学級あればそれを適正規模と言っていいのじゃないかと申し上げた根拠はそこにございます。

それから、教育権の保障のことでございますけれども、確かに牛根地区からスクールバスで通学するとなりますと、大体30分から40分かかるだろうと思います。途中とまりながら来るわけでございますから。新城地区の場合には大体15分から20分かなというふうに思います。30分から40分。確かに今まででは、前の牛根中であれば10分ぐらいで行けたのがそのぐらいかかる。しかし、そのぐらいは我慢してもらわないといけないのかと。

それよりも、きのうの池山議員の答弁で教育環境のことがございました。その中で私は4つ申し上げました。適正規模の学級にすること、それから専門の教職員を配置する、それからできるだけ多くの部活を開設してやる、そして施設設備の整備をすること。このようになりますと、非常によりよい教育環境をつくってやることができます。そうするとそこで教育を受ける子供たちというのは、まさにそういう中で教育を受けるということは、教育権の保障というのは非常にこれはクリアできるんではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○土木課長（川畠信一） まちづくり条例案についてお答えいたします。

先ほど持留議員の質問の中に出できました千葉県佐倉市、ここは人口密度1平方キロメートル

当たり1,690人であります。それから神奈川県の真鶴町は1,234人、それに比べまして垂水市の人口密度は115人です。

持留議員の挙げられましたこれらの町は人口密度も高く、開発の大変進んでいるところだと考えられます。だから、このまちづくり条例も早急に制定する必要があったかと思われますが、ただし、とはいっても垂水市もミニ開発等がないわけではございませんので、これから考えていきます都市計画マスターplanの策定の中で関係課との十分な協議を行っていきたいとは考えております。

以上です。

○持留良一議員 もう質問の時間もないんすけれども、1点だけお聞きをします。

自衛隊の問題なんですけれども、法定受託事務との関係を言わされましたけれども、そうなってくると住民基本台帳法、これとの関係でどちらが優位なんですか、根拠を明らかにしてください。住民基本台帳法では、先ほど市民課長が言われたとおり、閲覧のみだということだったんです。

農業問題でこういうのがあるんですけども、この前、農業危機突破大会が福岡で行われています。そこで自民党の議員の方が発言をされています。この品目横断的経営安定対策、先ほど課長が言されましたけれども、市場原理と競争条件の導入、果ては海外からの食料を輸入し、それを食料の安全保障を図ればいいんだと言ってはばからない経済財政諮問会議や規制緩和推進会議のあり方、場合によったらその活動を何としても停止することが必要だ。自分たちがつくられたのにこんな形で批判をされて、もうこれを停止しなきゃならないと。そうしないと、こんな動き、何としても止めないといかないことの、国は地域から、そして国から地域から農民はつぶれてしまうと。こんなことをこういう危機突破大会で自民党の議員の皆さんも言われて

いるんですよ。

いかに今、日本の農業がどういう状況に置かれているか、そして今やろうという政策が非常に日本の農業をつぶしていく方向にあるんじゃないかということを警告しているというふうに思います。

そういう意味でも、先ほど言ったとおりきっとした、垂水は地域を再生していくために、だれもが安心して住み続けられるまちづくりをどうしていくのかということが必要だと思うんですね。市長は言われていますよね、再生可能な、持続可能なまちづくりにしていきたいと、そのためにはきっとそういうものが必要だ。

そして先ほど言った開発問題でも、市民の安心・安全を守るためにには、まず起きてからじゃなくて今の段階からやる。これがある意味では教訓だと思うんですよ、今までの。

そして子育て支援もそうだと思うんです。若者たちがこの地域で、垂水で頑張りたいと思ったときには、そういう政策がないということもありますので、今後そういうことをきっとやっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 先ほどのどちらが先かというようなことですが、国会の参議院の集中審議等で総務大臣は、指摘された逐条解説について、正式な政府見解ではないと強弁し、一般的規定だけの自衛隊法で授權されているというふうに答弁もされております。

また、防衛庁長官も、住所など4情報は公開で違法性は全くないというふうに述べられておりまして、今、国の段階でいろいろと審議の途中でございまして、はっきりと法律的に明文化されれば、我々もそういうふうに対応していきたいというふうに考えております。（持留良一議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） 次に、11番宮迫泰倫議員の質問を許可します。

[宮迫泰倫議員登壇]

○宮迫泰倫議員 本日最後になりました。11番の宮迫です。よろしくお願ひいたします。

第4次総合計画における危機管理について。副題といたしまして、「現在、第4次総合計画を策定中ですが、危機管理をどのように反映させるのか、また住民の安心・安全との整合性は」ということで申し込んでおりました。その件につきまして今から順次御質問申し上げますので、市長よろしくお願ひいたします。

9月議会での第4次総合計画で私の質問に対し、「まちづくりをしていくには、今後、人づくりが非常に大事だというふうに思っておりますし、市役所初め、垂水市を本当によいまちに変えていただくなりーダー的な存在の方々の育成、そういう方々が多く出る環境づくり、そういうことを目指していかなければいけない。まず、市役所が変わらうよ。そして課長会でよく申し上げることは、課長が変わらうよ。そして職員がそれについて変わっていく。そうすると、市役所全体が変われば、市民が本当にそれを理解していただき協力していただける。そういうことが非常に大事なんだということを申し上げております」と言わせております。ですから、人づくりをやっていくことが今後の第4次総合計画の中でも非常に大事であるということです。

「垂水市をよりよいまちに。本当に第4次計画に市民の意見を取り入れながら、垂水市をさらに住みよいまち、本当に安心・安全のまち、いろんな面から垂水が脚光を浴びる、本当に住んでよかったと思えるまちづくりに向けての努力をしていかなければいけないというふうに思っておる」と、市長はお答えになりました。

その後、課長と市長と職員間での第4次総合計画の共有認識はどうなのか。市長の想定された考え方と同じであったのかどうか。また、市長、その考えが想定外であるならば、共有認識が早く

できるように努力される必要があると思いますけれども、このことについて第1回の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○市長（水迫順一） 前回ですか、申し上げたことを今、引用されました。全く考え方は変わっておりませんし、市役所の職員、課長を初め、職員が非常に変わってきたなという評価は市民からも幾度となく受けております。そういう意味でも、市民の評価がだんだん変わりつつあるということは、役所の職員の本当に市民に対する態度、市民を思う気持ち、この辺がやはり理解されつつあるのかなというふうに思っておるわけです。

このことは本当に短期間にできることでもございませんし、すべての職員がそういう一体となって市民のために働くんだという気持ちになるのが完結だろうと、本当にそこまで持っていくことが非常に大事だろうと思っておりまして、今後も、大方の職員がその方向へ向いてくれており、一生懸命になってくれておりますので、今後もそのことはしっかりと努めていきたいと、それで理解を求めながら、市民と協働のまちづくりのためにもそのことをやっていきたいというふうに思っております。

○宮迫泰倫議員 また前の議会での引用なんです。それについてまた御提案を申し上げます。

「総合計画の主人公は住民、地域、市役所の3つが主人公だと思います」。これはもう前と一緒にです。総合計画を市役所の職員が住民、地域の人々にセールスしなければいけないんです。その商品のよさを住民が買う気にならなければ、この総合計画は何もならないと。ただ策定委員、ワーキンググループ、ただつくったものだと思います。だから、市長さんは鳴り物入りで第4次総合計画を言っておられます。それと、職員の意識改革が10年後の目標に向けて変わらなければいけない。その御答弁は今いただきました。そのとおりだと思うんです。結果として、安心・安全

の垂水ができると思います。

私が考えている知恵と工夫の一部を御提案申し上げます。お聞きください。

ことしの梅雨明けから降水量が少なく、特に畑作の農家の方々は水不足で苦労されていました。雨の降らないときは水が十分に使えたなら、農家の方々は安心して農作業ができるのではないかと思います。垂水ブランドづくりも必要ですが、水の確保があれば、現在65歳の高齢の方もあと10年は頑張ると思うんです。そうすれば、若者たちが1人でも2人でも就農のため、また垂水の後を継ぐ可能性も出ると思うんです。まず水がないときはどこのまちもない。そういう考えはどう、御提案です。

それから、漁協のブリ、カンパチの売り込みをやっておられますが、今以上の売り込みの方法も再考の必要があると思います。これも御提案です。

それから、今、市内に危険箇所が160カ所ほどあるそうです。県や国へ担当課の職員が毎週毎週要望すると、結果が出ると思います。ただ、この庁舎内におれば何もできないと思うんです。例えば毎週毎週出かけて行きますと、結果が出ます。そうすると地域の人々の安心・安全につながるのではないかと思います。

また、都市下水の整備がストップされております。以前高山の国道事務所へ行かれたとき、水くみ上げポンプがあったが、2台のうち1台は貸し付けてあり、1本は事務所で緊急用のため必要だということをお話を聞きました。だったら、もう1本国道事務所に買ってもらってですね、それを垂水に使わせてもらえないかどうか、あと一押しなんです。そうすれば、垂水も安心・安全で生活できるんじゃないかなと思います。

第4次総合計画の中で、何らかの要因で財源がぜひ必要だとか、もう財源がもたないととなると、ただこれは第4次総合計画はほんのこて整合性がなくなるんです。そういうなくなつた、ぜ

ひ必要になったところ、1回でもいいですからですね、例えば職員の給料、議員の報酬の4分の1カットを4年間実施しまして、その金額を基金として市民の安心・安全のため有効に使えるようにする会議を持ってもらえないかどうか。御要望です。

例えば、計画はつくったがお金がない、お金がないからできませんじゃ困ります。これはもう既に過去にあったことです。各振興会での要望事項もそうです。緊急性はありますがお金がありません。そうじゃなくて職員、そういう意識、10年、意識改革は、職員の方々の意識も変わりましたと言えます。それについて議員の方々も変わらないかんと思います。そのためには、例えばの話です、4分の1カットを4年間すれば100%残ります。ということは3年間働いたことになります。そういう会議等が必要だというか、もたなくなつた、そういうことを想定して1回でもそういう話をしていただければ、また次のステップにいくんじゃないかなと思います。お金がない、ないで終わると思いますね。

今、知恵と工夫について私の考えの一部を御提案申し上げましたことは、垂水市の安心・安全のため、第4次総合計画の実施のために必要なことだと考えておりますが、市長はどうお考えですか。

一応2回目といたします。

○市長（水迫順一） まず宮迫議員の知恵と工夫のお話、ありがとうございます。

いろんな考えがあろうというふうに思っておりまし、まず1つ1つ考え方をちょっと述べさせていただきたいと思います。

まず、畑の水不足、これはもう非常に大事な部門だろうというふうに思っております。当然宮迫議員も農業をしていらっしゃいますから、その辺深刻に受けとめてのお考えだらうと思いますし、それからまた私ども垂水市は園芸を主体とした作物の農業振興を今後もしっかり続けて

いかなければいけないというふうに思っておりまして、特に、農林課長から先ほどもちょっと出ましたが、キヌサヤインゲンというのは非常に反収当たりの収穫が非常にいいんですね。ですからそういう意味では、ほかの地域に比べますと、決して反収でそんなに劣っておることはないと思っております。ですからこのことは、非常に大事な園芸作物でございますので、園芸作物の場合はどうしても水が必要でございます。そういう意味からも、今後はどういうところにどういう不足があるのかというのはやはりちょっと考えていかなければいけないだろうと思思います。

それから、ブリ、カンパチの売り込みももうちょっとしっかりやれというような御意見だと思うんですが、今、水産課も2人の担当を置きまして一生懸命頑張ってくれております。九州管内はもとより、大阪、関東方面へのカンパチ、ブリの宣伝もしておりますし、ある量販店としっかり取り組んで、その量販店との関係も非常によくなってきております。まだ売り込みまでにはもうちょっと時間が必要かなと思っておりますが、このことも、ブリ、カンパチが大変、もう4年から5年と魚価が低迷しておりますので、やはり行政としてその辺を助けてあげる、販売に協力をあげる、PRに協力をあげるということは非常に大事だろうと思いますが、今後もそういうことはしっかりやっていきたいというふうに思います。

それから、危険箇所160カ所あるじゃないかと、県の方へもうちょっと日参したらどうかというような御意見、ごもっともだと思います。このことは、県の財政が非常に逼迫しておる中で、今まで以上にやはり大きく訴えていかなければなかなか実現が不可能だろうというふうに思っております。ですから、そういう意味では担当職員に、本当に今まで以上に努力をすることをやはりしむけていかなければいけないと思ってお

ります。

それと、排水ポンプの件ですが、最近、担当が国道事務所に行ったということを報告を受けておりまして、国道事務所に3個あるということですが、これは肝属川水系の専用のものということで確保しておるみたいでございまして、もう1つできないかというようなことは当然言ってみたいと思いますが、努力はしてみたいとそういうふうに思います。

それから最後に、財政不足の中で職員と議員の皆さんのがんばりの4分の1の給料を4年間カットして、それを国債かなんか買って有効に使ったらどうかというような御意見ですが、非常に市役所の職員も、子育てとか、本当に若い年代を中心とした給料は決して私は高いとは思っておりません。そういう世代の人たちは四苦八苦した生活を強いられている面もあるというふうに思っておりまして、これを一律にそういうことをやっていくということは非常に問題があるだろうと思います。

財源不足、総合計画に対しての財源不足というような言い方でされましたら、総合計画を立てていく中で、今、5年計画の財政再建計画が非常に順調にいっておりまして、このことをそこまで考える必要は今のところないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○宮迫泰倫議員 今、財源のことで御提案申し上げましたけれども、ただ、つくったはいいわ、お金がないから困りますというんじゃなくて、もしお金が足りないときは皆さんこういう気持ちでおってくださいというようなお願いなんです。それは1回される必要があると思うんです。お金が、国や県がお金がありません、どうしようもねえと、これは垂水独自でやらないかんということがあればですね、そういう気持ちまで持っていってくださいということなんです。これをやれとは言いません。

だから、夕張みたいにもう赤字になって再建団体になったときには、議員が悪い、市の職員が悪いと言われる前に何か1回語ってもらえばですね、こう語ったんだと、そのときはよかったですと、そういうことをやってもらいたいという御提案ですから、よろしくお願ひします。

最後になりますけれども、危機管理という課題で総合計画、そして安心・安全なまちづくりとの整合性についてこれまで御答弁をいただきました。

最後に、危機管理とは聞こえが非常にいいんです。安心・安全なまちづくりのためには第一線に立つべき課長の意識改革が必要あります。例えば、一部の課長、職員の誤った不適切な行動、言動ですべての市職員が同じに見られることは残念です。（発言する者あり）市民の信頼は得られません。例えばの話です。今後の第4次総合計画の危機管理についての市長の考えをお示しください。このことに対しての御答弁をいただき、私の質問を終わります。

以上です。

○市長（水迫順一） 危機管理に関しては毎回、どうも宮迫議員を見ますと、危機管理をまた今回も言われるなあと思っておりましたら、本当に危機管理に非常に気を配っていただいておりまして、非常にありがたいなと思っております。

危機管理は、本当に役所、今、課長の話も出ましたが、役所全体がもちろん危機管理の意識を十分持たなければいけません。ただただ、3年間の災害の経験の結果ですね、やはり37キロという南北に広がった、それと中山間地域の集落を持っておる垂水市が同時多発的に災害を受けた場合に、役所の果たす役割、それから消防の果たす役割、これも非常に限られているなというふうに思うわけです。

ですから、議員御指摘のとおり、役所が本当に危機管理をしっかり持つことがまず大事でございますが、一方では市民のそういう自覚、そ

れから協力、これが欠かせないと。自助、共助、公助の中で公助が果たす役割は、自助でできない部分、共助でできない部分、これを公助でカバーしていくとそういうことだろうというふうに思っておりまして、あわせまして、市民の皆さんのがそういう啓発にも努めていきたい、それと役所もさらにまた危機管理意識に努めていきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げます。（宮迫泰倫議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

#### △日程報告

○議長（徳留邦治） 明8日から13日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、14日午前10時から開きます。

#### △散 会

○議長（徳留邦治） 本日は、これにて散会します。

午前11時47分散会

平成 19 年 第 4 回 定例会

会 議 錄

第 4 日 平成 19 年 12 月 14 日

本会議第4号(12月14日)(金曜)

出席議員 16名

1番	感王寺	耕造	9番	森	正勝
2番	大園	藤幸	10番	持留	一倫
3番	尾脇	雅弥	11番	宮迫	泰達
4番	堀添	國尚	12番	川尻	志猛
5番	池之上	誠	13番	葛迫	邦治
6番	田平	輝也	14番	徳留	則郎
7番	北方	貞明	15番	篠原	静三
8番	池山	節夫	16番	川畑	三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	水迫順一	農林課長	山口親志
副市長	水迫恒美	水産課長	塚田光春
総務課長	今井文弘	商工観光課長	倉岡孝昌
企画課長	迫田裕司	土木課長	川畑信一
財政課長	岩元明	会計課長	安藤一章
税務課長	川井田志郎	水道課長	橋口正徳
市民課長	三浦敬志	監査事務局長	島児典生
市民相談		消防長	町田昭典
サービス課長	谷口敏徳	教育長	肥後昌幸
保健福祉課長	村山満寛	教委総務課長	松浦俊秀
生活環境課長	太崎勤	学校教育課長	押川和成

議会事務局出席者

事務局長	馬籠義人	書記	磯脇正道
		書記	松尾智信

平成19年12月14日午前10時開議

△開 議

○議長（徳留邦治） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第86号～議案第100号、議案第102号、議案第106号～議案第110号、陳情第4号・陳情第5号、陳情第8号・陳情第9号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第1、議案第86号から日程第15、議案第100号まで、日程第16、議案第102号及び日程第17、議案第106号から日程第21、議案第110号までの議案21件並びに日程第22、陳情第4号、日程第23、陳情第5号、日程第24、陳情第8号及び日程第25、陳情第9号の陳情4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第86号 垂水市後期高齢者医療に関する条例案

議案第87号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第88号 垂水市個人情報保護条例の一部を改正する条例 案

議案第89号 垂水市道の駅交流施設条例の一部を改正する条例 案

議案第90号 垂水市特別会計条例の一部を改正する条例 案

議案第91号 垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 案

議案第92号 垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第93号 垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例 案

議案第94号 垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第95号 垂水市漁船保全修理施設条例及び垂水市養殖用作業施設条例を廃止する条例 案

議案第96号 垂水市道路線の認定について

議案第97号 新たに生じた土地の確認について

議案第98号 字の区域変更について

議案第99号 新たに生じた土地の確認について

議案第100号 字の区域変更について

議案第102号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第106号 平成19年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案

議案第107号 平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第108号 平成19年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第109号 平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第110号 平成19年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

陳情第4号 垂水南中学校の存続を求める陳情について

陳情第5号 牛根中学校の存続をもとめる陳情について

陳情第8号 垂水市内中学校統合の賛成についての陳情について

陳情第9号 本城川を憩いの場所として整備し、環境保全のための条例化を求める陳情について

---

○議長（徳留邦治） ここで、各委員長の報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長堀添國尚議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚）皆さん、おはようございます。

産業厚生委員会審査結果報告書を朗読し、委員長報告にかえさせていただきます。

去る11月28日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、12月10日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第89号垂水市道の駅交流施設条例の一部を改正する条例案、議案第90号垂水市特別会計条例の一部を改正する条例案、議案第91号垂水市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案、議案第92号垂水市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案、議案第93号垂水市地方卸売市場条例の一部を改正する条例案、議案第94号垂水市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、議案第95号垂水市漁船保全修理施設条例及び垂水市養殖用作業施設条例を廃止する条例案及び議案第96号垂水市道路線の認定については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案及び議案第110号平成19年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第9号本城川を憩いの場所として整備し、環境保全のための条例化を求める陳情については、結論を得るに至らず、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治） 次に、総務文教委員長池之上誠議員。

[総務文教委員長池之上 誠議員登壇]

○総務文教委員長（池之上 誠） おはようございます。

去る11月28日の本会議におきまして総務文教委員会付託となりました各案件について、12月11日委員会を開き、審査しましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第86号垂水市後期高齢者医療に関する条例案、議案第87号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案及び議案第88号垂水市個人情報保護条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号新たに生じた土地の確認について、議案第98号字の区域変更について、議案第99号新たに生じた土地の確認について、議案第100号字の区域変更について及び議案第102号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第4号）案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案及び議案第108号平成19年度垂水市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、中学校統合問題に関する陳情書の審査内容及び結果を報告いたします。

まず、陳情第8号垂水市内中学校統合の賛成についてと継続審査となっている陳情第4号垂水南中、第5号牛根中の存続をもとめる陳情書は、相反する内容であるが、これまで委員会として議論を尽くしてきたので、最後に両者を包括した意見を各委員に述べていただき、速やかな採決を望む意見に沿い、これらの陳情書を取り扱いました。

各委員の意見を集約いたしますと、地域住民への説明と納得、理解が十分になされたか。地域で育ってこそ地域の将来を担う子供が成長し

ていく、そういう中で広域統合では地域への課題が残る。地域への活性化が難しい。コミュニティの中心である中学校は残すべきであるという意見や、それに反し、適正規模の学校環境をつくり、そして各教科専門教師の配置をし、子供たちに部活動の多様性を与え、そして学校施設整備の充実を図ること、そして子供の教育を考えることが先決である。子供を切磋琢磨させることも大事である。垂水市を1つの地域と見るべきであり、今が統合の時期である等の意見が出されました。

垂水の子供たちの将来を築くためにも、大変に大きな問題であるが、議会として、委員会として責任を持って採決し、垂水市の方向性を決めて、行政と両輪となって進むべき時期に来ているのではないかと申し上げ、採決に移った次第です。

第8号については異議もなく、第4号、第5号については異議があり、挙手により採決いたしました。その結果として、陳情第8号垂水市内中学校統合の賛成についての陳情については採択、陳情第4号垂水南中学校の存続をもとめる陳情について及び陳情第5号牛根中学校の存続をもとめる陳情については、いずれも不採択とすることに決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池山節夫議員 産業厚生委員長にお伺いをいたします。

まず、さきの本会議で指摘をしておいたんですが、議案第89号垂水市道の駅交流施設条例の一部を改正する条例案、これは、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、いわゆる通則条例が制定された後に、垂水市病院事業の設置等に関する条例が改正されて、この13条で、指定管理者の指定手続については通則条

例によると明確に規定されていたわけです。この改正のときに、委員会においては、ここでこれには盛り込まれていないんですけど、この整合性に関して議論があったか、まず1点お伺いします。

それから、執行部のほうから、こっちが正しいとすると、整合性という意味から、垂水市病院事業の設置等に関する条例の第13条のところを削除する、そのような話は聞かれなかったか、これ2点目ですね。

それから3点目に、議案89号の提案理由の中に、通則条例と重複している条文を削除したという説明だったんですが、第5条第2項の契約規定は、これは通則条例の第8条に協定の締結として規定されているんです。また23条の損害賠償の規定は、この通則条例の13条ですね。そして25条の個人情報の取り扱いの規定は、通則条例の第15条と16条に規定されているわけです。この重複した部分を削除するという説明と矛盾するんですが、この辺の点について議論があったか、質問があつたか、この3点お聞かせください。

○産業厚生委員長（堀添國尚） 池山議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問の3点については、いずれも議論はなされませんでした。

ただ、予算、いろいろな資料等の内容について、議員と委員からの質問、その他のことについて質問ができなくなるんじゃないかという議論はありました。そして、それについては予算の中で出てくるから資料として質問もできると、こういうような当局の答弁がありました。

以上です。

○池山節夫議員 済みません、今の説明をちょっと理解、もう1回、よく理解できないんですよ、その予算のところ。

○産業厚生委員長（堀添國尚） 特別会計からそれをなくすと、議員が内容についてわからなくなるんじゃないかと、こういうこと等があり

ましたけれども、一般会計のほうで出てくるから従来どおりであると、こういうことであります。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

私は、議案第86号垂水市後期高齢者医療に関する条例案と議案第87号垂水市国民健康保険税条例案の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、政府が強行した医療法の改定等によって来年4月から導入されるものです。75歳以上の高齢者の人たちを後期高齢者と呼んで、他の制度から切り離し、際限のない負担増と保険で受けられる医療が制限されることが懸念をされています。

今、後期高齢者医療制度の中身が知られてくる中で、高齢者や市民の皆さん、自治体や議会、医療関係者などから批判の声が上がっています。

日本医師会は、政府の後期高齢者医療制度を財界主導、高齢者への配慮に欠けると批判し、低所得者から保険料、窓口負担を取らない新しい高齢者医療制度の創設を提案しています。

自治体では、保険料の督促、滞納処分を担うことから、来年4月には反乱が起きるとか、80代、90代の高齢者から保険証を取り上げることはできないと指摘する声もあります。

元厚生労働省の幹部も、後期高齢者医療制度は当初の制度設計で5年くらいはやっていけるが、その後は財源のあり方が課題になると述べています。みずから設計し、これから導入される制度を5年くらいで行き詰まると明言しています。

制度を設計した本人たちがこのような無責任ぶりでいいのでしょうか。

早期の破綻を認め、際限のない国民負担と医療の切り捨てにつながりかねない後期高齢者医療制度は、凍結、見直ししかないと考えられます。今、全国では300を超える自治体から凍結、見直しを求める意見書が出ているのもそのあかしではないでしょうか。

そこで、問題点は、これまで保険料の負担のなかった扶養家族も含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収することです。また、月額1万5,000円以上の年金受給者は年金から保険料が天引きをされます。今、何とか窓口で相談しながら国保税を払っている人も問答無用で引いてしまうものです。

さらに問題なのは、保険滞納者からは、特別な事情を定めていますが、保険証を取り上げられる問題です。そもそも75歳以上の高齢者からは、保険証を取り上げて、短期保険証や資格証明書の発行をすることは禁止されています。障害者や被爆者とともにこれは人道的な配慮からあります。

高齢者の生活は、この間の所得税、住民税、国保税、介護保険料の値上げ、そして医療の窓口負担引き上げなど、相次ぐ負担増で悲鳴を上げています。また、高齢者の10.7%が貯蓄なし、17.4%が年間100万円以下の収入で生活をされているのが実態であります。

垂水市では、7割近い方々が年間100万円以下の収入となっています。年金の平均受給年金額は約5万円という内容です。高齢者のさんは将来の不安を抱えていること、収入が低いほど健康上の理由により生活に支障を来す比率が高く、外出の頻度が低くなり、社会参加が減ります。暮らし向きが悪くなっていて、食費等を切り詰め、体調が悪くても受診を控えたり、介護利用を抑えているのが高齢者の実態ではないでしょうか。これ以上の負担に耐えられるものではありません。

ん。高齢者の暮らしと健康、命を守るためにも、制度の具体化は許せません。

よって、上記の理由で議案第86号垂水市後期高齢者医療に関する条例案と、関連がある議案第87号国民健康保険税の一部を改正する条例案については、反対をいたします。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（徳留邦治） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。

私は、議案第89号垂水市道の駅交流施設条例の一部を改正する条例案に反対の立場で討論を行います。

今回の改正案は、第5条と第6条の規定文を改正し、第7条から第13条までを削除するもので、第一法規に確認したということあります。しかしながら、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例いわゆる通則条例、これが制定された後、最初に改正された垂水市病院事業の設置等に関する条例についても十分な検討を重ね、最終的に第一法規の確認をとっているはずで、しかも議会で審議し、議決した事実があります。

この垂水市病院事業の設置等に関する条例では、第13条において、指定管理者の指定手続については通則条例によると明確に規定されております。

条例というのは、地方自治法にもうたわれているように、事務処理を行う根拠法となるものです。条例の制定や改正にあっては、だれが見てもわかりやすく、同じ解釈ができるように十分な調査、検討を行い、関係する法令と照らし合わせて、類似する条例との整合性をとる、これが基本だと思います。しかしながら、この改正案では、通則条例に基づくという根拠がどの条文で読み取れるのか理解ができません。

さらに、重複している条文は削除するという説明であります。第5条第2項の契約規定、第23条の損害賠償の規定、さらに第25条の個人情報の取り扱い規定は、通則条例と重複したまま残されております。ここでも、削除しようとする規定と重複したまま残そうという規定、これらの区別の根拠がわかりません。通則条例は、各施設の個別条例すべてに準用される規定として制定されているはずですから、個別条例で指定管理者の規定を盛り込む際は、すべてが同じ規定文となるのが原則ではないでしょうか。

今回の条例改正が正しいとするならば、整合性という観点からも、保健福祉課に伝えて、垂水市病院事業の設置等に関する条例改正を提案するべきだと考えますし、そうでなければ、今回の改正案ではうたわれていない指定手続等に関しては、同じように指定手続等に関する条例、つまり通則条例に基づくと明確に規定するべきだと考えます。条例を改正しようとする商工観光課と通則条例を制定した企画課、そして法制の担当部署である総務課が調整をとらないままに、第一法規に確認しただけで議案として提出されたとしか思われません。このように、執行部による検討あるいは調整が十分にされないで議会に提案されることは、議会軽視も甚だしい行為であると考えます。

したがって、議案第89号垂水市道の駅交流施設条例の一部を改正する条例案については、再度の提案を執行部に促すことは、行政のチェック機関としての議会の役割を果たすという意見をつけ加えた上で、反対をいたします。賢明なる同僚議員の御賛同をお願いいたします。

以上で、討論を終わります。（拍手）

○議長（徳留邦治） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

御異議がありますので、議案第86号、議案第87号及び議案第89号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号、議案第87号及び議案第89号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第86号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第86号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第87号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第87号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第89号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立少数です。

よって、議案第89号は否決されました。

次に、陳情をお諮りします。

まず、陳情第4号については、委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本陳情を採択と決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立少数です。

よって、陳情第4号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第5号については、委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本陳情を採択と決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立少数です。

よって、陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第8号は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 御異議がありますので、陳情第8号は起立により採決いたします。

委員長の報告は、採択であります。

本陳情を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、陳情第8号は採択と決することに決定しました。

次に、陳情第9号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△議案第111号～議案第118号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第26、議案第111号から日程第33、議案第118号までの議案8件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

---

議案第111号 垂水市職員の給与に関する条例の  
一部を改正する条例 案

議案第112号 平成19年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案

議案第113号 平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第114号 平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案

議案第115号 平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第116号 平成19年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案

議案第117号 垂水市立中学校の廃止並びに統合について

議案第118号 垂水市立学校設置条例の一部を改正する条例 案

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

○総務課長（今井文弘） 議案第111号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

国家公務員の人事院勧告が8月8日に出され、9年ぶりのプラス勧告になったところでございます。また、鹿児島県人事委員会の勧告も10月に出され、国に沿ったものとなっております。

今回、本市においても職員組合と合意に達しましたので、国、県の勧告に基づき、給与改定をしようとするものでございます。

改正内容について新旧対照表で御説明いたします。

まず、第1条と第3条は文言の整理でございます。

第7条第3項は、扶養手当に関するものでございまして、子などに係る扶養手当の額を「6,000円」から「6,500円」に引き上げるものと、文言を整理するものでございます。

次の第8条第3項も同じく扶養手当に係る条文の改正でございます。

次に、第17条第2項は、勤勉手当の支給割合の引き上げの改正でございまして、6月の勤勉手当

は既に支給済みであることから、12月の勤勉手当に係る支給割合を0.05月引き上げて年間支給率合計を1.5月に調整しようとするものでございます。

次に、別表第1の給料表の改正でございますが、給料表の1級から3級までの額の改正でございます。これは、民間給与との格差を埋めるために、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引き上げとなっております。

新旧対照表最後のページの第2条関係の第17条第2項については、平成20年度から勤勉手当の支給割合を「100分の77.5」から「100分の75」に改正するものでございます。

次に、附則につきまして御説明いたします。

附則1についてでございますが、先ほど御説明しました勤勉手当の取り扱いになりますが、ことは6月の勤勉手当が既に支給済みであるということから、12月の勤勉手当の支給月数を0.05引き上げる。このことは、適用を平成19年12月1日とし、また、2条の規定は、来年度から6月と12月の勤勉手当に0.025ずつ振り分けて引き上げ、支給しようとするもので、この施行については平成20年4月1日とするものであります。

附則2ですが、扶養手当と給料表の改正について、人事院勧告に基づき、本年4月1日から適用しようとするものでございます。

附則3は、支払いが本年4月1日にさかのぼって適用されますが、昇格等の異動者については、異動日前と異動日後とで号給が異なることから、それにかかる月割や日割等について市長が定めるという意味で規定をしているところでございます。

附則4は、施行日から平成20年3月31日までの間の異動者の号給の調整について規定したもので、仮に施行日前の異動者と施行日後の異動者に給与上の何らかの不均衡が生じた場合に、調整できるようにしたものでございます。

附則5は、改正前の給与条例ですが、給与条例で既に支払ったものについて、改正後の給与条

例で支払うべき額の内払いとして取り扱い、その差額だけを後払いするために規定したものでございます。

附則6は、この条例の施行に関しては、必要な事項を規則で定めることとしたものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○財政課長（岩元 明） 議案第112号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第5号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、今、説明がありました給与改定等に伴う職員の人事費を追加しようとすることが主な理由でございます。

今回、歳入歳出とも576万8,000円を追加しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は82億3,708万3,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

8ページからの歳出の事項別明細は、各費目とも給与改定等に伴う人事費の増減でございます。説明は省略させていただきます。

これらに対する歳入財源は、全額地方交付税を充てて予算の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議願います。

○水産課長（塚田光春） 議案第113号の平成19年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第2号）案につきまして、御説明いたします。

今回の補正は、人事費の補正をするものでございます。

1ページにありますとおり、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,367万4,000円とするものでございます。

初めに、3ページの事項別明細書の下の表の歳出から御説明いたします。

1款1項漁業集落環境整備事業費の目1漁業集落環境整備事業費の節3職員手当の扶養手当と期末勤勉手当は、先ほど説明がありました垂水市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、増額するものでございます。

また、時間外手当は、住民へ下水道加入を再度お願いするために、昼間不在のところは夜にお願いする必要があることから、時間外勤務手当に不足を生じるため、増額するものであります。

節4共済費は、同じく垂水市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、負担金に不足を生じるため、増額するものでございます。

これに対します歳入は、3ページの表にありますとおり、一般会計からの繰入金を19万2,000円計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○生活環境課長（太崎 勤） 議案第114号平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案について、御説明を申し上げます。

補正の理由でございますが、垂水市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う、と畜場特別会計で支弁しております職員給与等の増額と、と畜場施設整備基金に当初の積算を上回る利子が発生したため、同基金に積み立てるため追加補正しようとするものでございます。

5ページの歳出から御説明いたします。

1目一般管理費は、職員給与等の増額補正、2目財産管理費は、基金積立金利子を増額補正しようとするものであります。

次に、4ページの歳入につきましては、1款事業収入の1目と畜場使用料と3款財産収入の1目利子及び配当金を計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億3,312万9,000円になります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○水道課長（橋口正徳） 議案第115号平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正の額は、歳入歳出にそれぞれ6万6,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ3,049万円とするものです。

3ページでございますが、まず、歳出でございますが、総務費の一般管理費、1目一般管理費、人件費の増額は、人事院勧告に伴う増額でございます。

歳入については、歳出不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、議案第116号平成19年度垂水市水道事業会計補正予算（第3号）案について、御説明いたします。

まず、補正の理由でございますが、平成19年度人勧実施に伴い、補正が必要になったものでございます。

1ページでございますが、第2条中にはあります、第3条の収益的収入及び支出の支出について補正を行っております。

補正内容は、営業費用を22万6,000円増額いたしまして、総額を2億5,305万6,000円とするものでございます。

次に、第3条中の、第4条の資本的収入及び支出でありますが、資本的収入が資本的支出に対する不足については、不足分をお示ししている資金で補てんすることとしており、資本的収入及び支出の支出について補正を行っております。

補正内容は、建設改良費を1万8,000円増額いたしまして、総額を2億1,256万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○市長（水迫順一） 議案第117号垂水市立中学校の廃止並びに統合について、御説明を申し上げます。

中学校統合問題につきましては、平成16年から検討、協議が始まり、平成18年3月に出されました垂水市立学校規模適正化検討委員会の答申をもとに、統合に向けた組織づくりを行い、目標年度を平成21年度と定め、準備を進めてまいりましたが、住民への説明不足を理由に、統合目標年度を1年先送りの平成22年度とし、本年度はさらに振興会等を通じ、各地区での説明会、そして市のホームページを通じて市民の皆さんへの情報発信など、統合に向けての説明をしてまいりました。

また、心身ともに成長が著しい中学生の時期には1学年複数学級規模の学校でのお互い切磋琢磨していくことが大事でありますし、また、そのような環境をつくることが行政に課せられました責務であると考えております。

そのようなことで、行政サイドといたしましては、中学校の統合問題につきましては、これまで議論も尽くしてきておりますし、また、PTA、地区住民の方々にも理解がいただいた、いただけたと判断し、今回の市議会において、市内の4校の中学校を廃止し、1中学校に統合する。そして統合の時期は平成22年4月1日としたいことから、地方自治法第244条の2第2項及び垂水市立学校設置条例第3条の規定に基づきまして、議会の同意を求めようとするものでございます。

なお、統合する場所につきましては、現垂水中学校とするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○教委総務課長（松浦俊秀） 議案第118号垂水市立学校設置条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

当該条例案は、議案第117号でお願いいたしました垂水市内の4中学校の廃止につきまして、議

会の同意を得られましたら、一部改正を必要とするものでございます。

市内の4中学校を廃止し、新中学校を現垂水中跡に設置するものです。

では、改正内容について、新旧対照表により御説明申し上げます。

別表、名称の欄中、垂水南中学校、垂水中学、協和中学校、牛根中学校を削り、(仮称)垂水第一中学校に改め、同表1の欄中、新城753番地1、中俣302番地、二川135番地1を削るものでございます。

また、仮称になっております学校名につきましては、決定した後、改正するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時46分休憩

午前11時5分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1つは、先ほど111号及び関連して112号との関係で職員給与の問題が出たと思うんですけれども、この点で、職員労働組合との当然交渉も踏まえて妥結されて提案されてきたと思うんですが、ここでのこれに対する意見等でどのようなのがあったのかお知らせいただきたいと思います。

それと2点目は、漁業集落排水で、3ページ目のところで、目漁業集落排水事業費という形で職員手当等を提案されて、15万円の勤務手当という説明でしたけれども、理由として、時間外にどうしても行かなきゃならないということだったと思うんですが、地理的な状況、地域的な問題を考えると、この前の説明から、高齢者世帯が多いということもあったと思うんですけども、逆にそういう時間内での対応という問題点での対応というのはできないものなのか、この2点と。

あとそれと117、118に関してですけれども、市長と教育長にお伺いしたいんですが、いろいろこれから行革という位置づけのもとで、学校統合問題を財政も含めた形で議論をされてきたという、私なんかから言うと、やっぱり教育と財政問題というのはやはりリンクさせるべきではないという立場だったんですが、このことに関して、やはり結果として財政を中心とした形で統合しないと財政問題は解決しないと、今でもそのお立場なのかですね、その点を1点、お聞きをしたいと思います。

それから、教育長への質疑なんですが、この間いろいろやりとりもさせていただいいますが、教育的配慮ということで中心的に教育サイドはいろいろ意見を主張されてきたんですけども、特に私が最終的に疑問に思っているのは、専門教員の配置の問題ですね。データでいくと、ほぼ今から5~6年後は120人、その後は110人台というふうになっていくんですけども、こうなってきたときに、現状とそう変わらないような現状の中になってくるような可能性があると思うんですよね。そうなったときに教育的配慮という形でとにかく専門教員を配置しないとダメなんだということで、今回も適正規模という大きな理由をもとに、12から18という学級数の提案で住民の皆さんを説得されて、それが大きな理由となって多くの住民の方々、保護者の方々も

やむなしということもあったかというふうに私は思っているんですが、このあたりで生徒数が減少していくという状況になったときに、このあたりの問題点を今後どのように説明されていくのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○市長（水迫順一） 持留議員にお答えをしたいと思いますが、もちろん教育的な配慮、それから私も申し上げてきましたように、今まで、財政的な面の考慮も必要だということを申し上げてまいりました。

やはり教育環境を整える、ハード面を整えるというのは、財政的な負担が非常に大きいもののがございます。そういうものを考えますと、やはりそれらも配慮しながら統合していくことが必要だというふうに思っておりますし、今でも考え方は変わりません。

○総務課長（今井文弘） 組合との団体交渉はどのような協議をされたかというようなことでございましたが、2007年の賃金確定期にかかる要求書、これにつきましては、労働条件問題、労働時間の短縮あるいは週休日の振りかえ、人事評価制度、そういうようなことでの要求項目はいっぱいございまして、協議をしたところでございますが、今回は特に人勧の取り扱いや、今言いました労働条件の乖離につきまして特に協議をしたところでございます。

その中で、本年もこれまでどおり人勧に基づき給与改定をするということで、組合との妥結をしたところでございます。

○水産課長（塚田光春） ただいまの持留議員の質問の職員手当の下水道加入促進を夜間でなく昼間でできないかという質問なんですけれども、これにつきましては、当然昼間にいらっしゃる家庭につきましては、電話なり訪問をして加入を促進をしてまいりますけれども、どうしても昼間いらっしゃらない方につき、夜間に電

話とか訪問とかして下水道加入促進を図ってまいりたいというふうに思っています。

○教育長（肥後昌幸） 専門教員の配置というのは、今後ちゃんとできるのかということの御質問ですけれども、さきの議会でもお答えいたしましたけれども、適正規模と言われているのが12学級から18学級、これは一応小学校のこととしてあるわけですね。そしてしかし、これは中学校も準用するとなっております。そうすると中学校の場合には、小学校の場合には6学年、ですから、12学級ということは2学級から3学級ということ。そうしますと、中学校の場合はその半分、3学年ですので、6から9ということになります。

ですから、今まま、今の小学校1年生が中学校3年生になるのが平成25年であります。このときの学校規模というのは大体12から13学級になるというふうに、今の子供の数からいければなります。その後、10学級を切るということは恐らく当分はないであろうというふうに思っておりますが、ただ、中学校の場合に複数学級、6学級から全校で9学級あれば専門教科の配置はずっと可能であるというふうに思っております。

以上です。

○持留良一議員 今、117、118に対して市長のほうから答弁もありましたし、教育長の答弁もあったんですけれども、特に市長のこの問題では、当然、跡地利用の問題も出てくるわけですよね。整備、改修対策等をこの間コミュニティーだとか避難場所も含めて対応していきますよということで提案をされていると。そうなってくると、いやが応でもそこに対する対策というのは、費用かかるわけですね。当然、この前から議論になっているとおり、交付税は学校も単位になっていますから、激変緩和措置であるにしても減らされていくと。しかし、一方ではそういうお金も今後いやが応でも必要になってくるということで、そうなってくると、前もこの

点についてはただしましたけれども、基本としたら財政問題というのは直接は関係ないんじゃないかというふうに、私自身もそのあたりも含めて提案もさせてもらったんですが、そうなってくると、このあたりの関係も含めてやはり、再度お聞きしますけれども、学校を統合したほうが非常に財政的に有利になるんだということを改めて表明されるのか、お聞きしたいと思います。

それから教育長の関係ですけど、先ほど言われた、今、垂中自身が3、3、3で9クラスということで、専任教科の問題でもいろいろ苦労されていると思うんですが、しかし、やはり今の現状だと相当人口、定住人口増対策をやっていかないとふえていかないという問題は当然出てくると思うんですよね。だから、そうしちゃうとやっぱり一抹の不安というのは、どうしても一緒にこの問題というのは考えていかざるを得ないというふうに思うんですね。しかし、お母さん方は、保護者の方々はそういう立場ではなかったというふうに思うんですけども、そのあたりで、今後この問題に対して、住民への改めての対応とか、対策とか、説明とかというのを検討されているんでしょうか。

○市長（水迫順一）跡地利用問題の質問にお答えをしたいと思いますが。

この間、いろんな議論が出てきて、一番やはり大事にしなければならないのは、学校がなくなることで地域が廃るという意見が非常に強うございました。このことについては、やはりその地域地域に合った活性化対策、振興対策を考えていかなければいけない。議員言われるように、もちろん災害時の避難場所にすることもございましょう。そのほかにコミュニティーがだんだん、地域が振興するための対策はその地域地域の特色を生かすことだろうと思うんです。ですから、地域の意見を聞きながら、すべてハードをやりかえるというようなことはないんだろう

と思っておりますし、利用できる部分がどういう、地域がどういうような要求をしてどの部分を利用するか、その辺のところは今後一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○教育長（肥後昌幸）統合に関しまして、市民もすべて賛成というわけでないということはこれは十分了解しております。ただ、前もお答えいたしましたけれども、大多数として統合はやむを得ないと、そしてまた特に子供を持っている保護者、そういう方々は早くしてほしいということもたくさんございました。

その説明が十分であったかと、これからどうするのかということでございますけれども、これで全部終わったというわけではございませんで、統合というのがもしここでお認めいただけますと、これはよりよい統合に向けて最善の努力をしていきます。統合してよかったですと、いい中学校ができたと言われるように、教育委員会としましても最善の努力をしていきますし、また、22年の4月ということでございますので、あと2年間ございます。その間にいろんな準備をしてまいりますけれども、そのときに各校区等でいろんな質問、意見等があればまた真摯にお聞きし、また、要望があればこちらからも出かけていって御説明を申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 議案117号について市長にお尋ねします。

私は牛根中学校を卒業しました。この前、65歳の同窓会をしたばかりでした。約50名ぐらいの参加がありました。統合しない方向へ宣伝したわけじゃないんですけど、こういうふうに牛根中学校がなるかもしれないということを二、三の方に話したわけですが、みんな、「そげなことをすっといかん。ちんけところをやっぱり大事にせんと」と、こういうことでした。

少なくなったから大きいほうへひっつける、私は簡単なことだと思います。私が市長ならそういうことはしません。逆にそこが振興するようになります。そうすると、限界集落とかいろいろ心がばらばらになっていく時代にですよ、さらに拍車をかけるようなことになるんじゃないですか。これはまた長い歴史が証明するだらうと思うんですけど、やはり牛根地区は必要です。そして、私たちがやっぱり牛根中学校で学んだ心のつながりが今現在もあるわけです。ですから、このことについてはほかの方々は賛成されるもしませんが、私は絶対に容認しません。

それで、メールのいろいろ違いからも来ると思うんですが、賛成、反対のメールがどれぐらいあったものかどうか、そこをお尋ねします。

○市長（水迫順一） メールではほとんどありません。あっても1件か2件だったと思っております。その程度です。

○教育長（肥後昌幸） 先日、12月7日に牛根出身の大坂在住の方から電話がありました。ちょっと御紹介しておきますけれども。

毎月市報をとっておって知ったんだけれども、牛根中が統合されるそだがどうなのかという電話が教育委員会にございました。そこで、うちの総務課のほうで答えたのが、市内の全中学校4校が1校に統合されます。統合は22年4月の予定ですが、今度の議会で決まりますというふうに答えました。そうすると、向こうのほうで、現在牛根中には何人の生徒がいるのか。また牛根地区の小学校の児童数は何人かという質問。そして、牛根中は23人で、松ヶ崎が17人、牛根中が25人、境小が20人とこういうふうに答えましたところ、たったそれだけかと、私たちの中学生のときには200人ぐらいいたんだけれども、それじゃしょうがないなという電話がありました。（発言する者あり）先ほどあの……。それじゃもう終わります。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 やはり統合する意味で、役所の連中は弁も立つし、いろんなことの話も上手だと思うんですよ、教育的な配慮とかそういうことをおっしゃってしていけばですね。大勢の前で、私は反対であるとそれを市長に訴えるだけのそういう議論というのは、私は無理だと思います。ただ、形だけのそういうものだけでもう統合をやむを得ないんだというやり方は、余りにも少数意見というものを大事にしないことじゃないかと思います。

今後、牛根がどうなっていくか。また、これが可決されると、私たちは新しいまた牛根の固まりを見つけなければならぬわけですが、ぜひこのことは市長も、私がここの議会壇上に立ってこういう話をしたということは記憶にとどめておいていただきたいと思います。

以上です。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、議案第117号垂水市立中学校の廃止並びに統合について、反対の立場で討論をいたします。

学校が学校として成り立つ条件として、5つの点が基本的な条件と言われています。1つは、みんながよく知り合える比較的少人数の規模が維持されること。2つ目は、歩いて楽に通れる距離であること。3つ目は、学校が地域に根差していること。4つ目は、施設や環境が整っていること。最後に、歴史や伝統がある。このように言われています。

私たちは、本当にどのような条件があれば本当に教育らしい教育ができるのか、議論してき

たのでしょうか。結局は聖域なき改革の名のもとに、財政の効率性だけで学校統合の問題を議論してきたのではなかったでしょうか。そして学校統合問題が、適正規模論や部活動、競争性の必要性など、政策的、行政的手法で意図的、計画的なものになっていなかったでしょうか。

私は、大事な点として、学校がなくなる以上に、何よりも子供たちの学習権が奪われる事態が生まれることです。南中学校の授業参観で子供たちと意見交換しましたが、異口同音に子供たちが、ここで学びたい、ここでみんなと学んでいきたいと話してくれたことが今も印象的に残っています。本当に子供たちの立場に立って、学ぶ権利を保障するということを議論したのか、改めて問われるのではないでしょか。

そこで、4つの点から問題点を指摘し、学校統合の問題点を明らかにして、反対をしたいと思います。

1点目は、統合の必要性の理由として、教育的配慮の問題を主張されてきました。教育行政の最大の責任は、住んでいる地域にかかわりなく子供たちの発達を保障する権利、このことを追求していくことではないでしょうか。真に教育行政としての責任を果たされたのでしょうか。教育の機会均等の原則は、地理的にも保障されなければなりません。だからこそ今日でもこの教育システムは生きています。

また、過疎活性化特別措置法20条では、「国及び地方公共団体は、過疎地域に所在する小規模の小学校及び中学校における教育の特殊事情をかんがみて、その教育の充実について適切な配慮をすることとする」とうたわれています。

また、適正規模の関係では、今回の統合で全教科に専門教員の配置が可能になつても、今の生徒数の減少傾向では数年で不可能になつていくのではないかでしょうか。そのとき、どのように適正規模の問題を説明されるのでしょうか。

さらに、適正規模学級の教育学的なきちんと

した検証はされたものではなく、どちらかというと小規模校の保護者に結果として不安を与えたのではないかでしょうか。小さな学校の教育上のメリットを具体的、豊かな教育実践と学校づくりと示していくのが教育行政の責任だと考えます。

このように考えると、本来の教育行政の責任は、私は果たし得ていないというふうに思います。

2点目は、進め方の問題と説明責任の問題です。

当初の説明会で教育委員会は、反対があれば統合はしないと言われてきました。この説明責任はどうとられたのでしょうか。さらに、よりよい統合と訴えながら、存続を求める関係者には納得と理解を求める努力をされませんでした。文部科学省は、「学校の持つ地域的影響も考えて住民の理解を得るように」、このような通達も出しています。説明会をすれば住民の理解が得られたとどうして判断できるのでしょうか。よりよい統合を目指すのであれば、多数の市民の理解を得る努力をするのが責任ではないでしょうか。

また、適正規模の問題では、先般の質問に対しても、あくまでも標準だと言われましたが、保護者や地域住民には、適正規模12学級から18学級が必要だからどうしても統合が必要だと説かれました。また、学校の耐震化の説明でも、十分な調査もしていない中、建築年数だけで説明をされました。

保護者や地域住民の皆さんに不安を与え、十分な説明や根拠が示されないまま統合へと進むことは、市長の掲げる市民参画、協働、市民が主人公とも相反するものではないでしょうか。このような統合の進め方は許せません。

3点目は、校舎等の改修、改築の経費の問題です。

これまで学校施設の跡地利用の問題を言われてきました。再利用するには耐震化等の対策は

とらねばなりません。危険なところを避難所や地域集会所等に活用はそれではできないと思います。何よりも、耐震性と老朽化と学校統合をリンクさせるべきではありません。財政の効率的運営を考えなければなりませんが、そのために子供たちや教育が犠牲にされてはならない問題です。

このように検証すると、学校統合の真の理由は教育に係る財政的負担を軽減する、このことが一層明らかになったのではないかでしょうか。

4点目は、地域との関係で問題点を指摘したいと思います。

今回の学校統合は、広大な地域を丸めこんだ統合です。1つは、広域なために子供たちの時間が通学時間に多く費やされることです。

2つ目は、交通問題へのリスクもいやが応でも高まります。病気等への対応は保護者の負担になります。

3点目は、地域を担う問題です。地域の将来を担う子供たちはその地域で育つことが中心です。そのときの大変な視点は、朝夕や土日だけではなく、地域社会をライフサイクル全体でとらえる目を持つことで、地域を担う心がはぐくまれるのではないかでしょうか。広域統合は、子供たちが育てられた精神的な形成の地域社会から切り離され、結びつきを壊してしまいます。市長は「子供たちこそ地域社会の未来です」と主張もされてきましたが、このような統合で地域の担い手が育つでしょうか。

最後に、私は、学校統合は、公教育の原理原則である教育の機会均等が重視されれば、これは進まない問題だと確信をしています。これからもそうだと確信をしていきたいと思います。そして、今、提起されている学校統合問題は、子供たちの今と未来にかかわる重要な問題です。

市長は、地域再生を掲げ、努力されています。その根拠として、持続可能な地域づくりの取り組みをされようとしています。そうなると、今

回の学校統合は地域に与える影響が今後出てくるでしょう。そうなると、この根拠は根本から崩れいくことになるのではないかでしょうか。また、その担い手である子供たちにも影響が出てくると思います。

子供たちこそ地域の、社会の未来です。というのであれば、この統合はもっと慎重に、学校の未来を、子供たちの未来の、地域の未来を語るべきであったというふうに思います。

以上、そのことを主張しまして、私の反対討論を終わりります。

御協力よろしくお願ひします。

○議長（徳留邦治） 次に、大薦藤幸議員。

[大薦藤幸議員登壇]

○大薦藤幸議員 お屋も近づいてまいりますが、私は、中学校統合問題に賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

学校統合の話が具体的に動き出したのは、平成16年10月から始まった保護者説明会からでございます。市のホームページを拝見いたしますと、そのときも7日間、延べ8会場で説明会を行っておられますが、どの会場でも反対の意見が多かったと聞いております。

そこで、小・中学校の教育環境の整備及び適正規模を確保するためにはどのようにすればよいのかということを議論する場として、垂水市立学校規模適正化検討委員会なる府外組織をつくられたわけでございます。構成メンバーは、議会代表、小・中学校代表、PTA代表、校区代表から成る30人程度の組織がありました。

私は、平成17年当時垂水中学校のPTA会長をしておりました関係上、垂水中学校PTA代表として検討委員会に参加させていただき、その委員長という大役を仰せつかりました。

検討委員会では、平成17年6月から平成18年3月まで7回の会合を開き、あらゆる角度からこの問題を検証いたしました。児童生徒数の推移、他市町村の設置・廃止の状況、統合をして適正規

模校になった場合のメリット・デメリット、財政面のシミュレーション、各学校、地域における統合についての意見集約等、あらゆる観点から議論を尽くし、一定の方向性を示し、当時の川井田教育長に平成18年3月14日に答申をしたわけでございます。

その後、答申を尊重していただいて事務が進められたことは非常にうれしく思っております。

その後、推進委員会を設置され、昨年の議会で前教育長は、21年度統合に向けて行政主導で進めていくと答弁をされました。しかし、約1年前に、説明が足らなかったという理由で統合を1年延期して、22年度とするとされました。その事実を知った私は唖然といたしました。前教育長の答弁は何だったのか。議会での答弁はそんなに軽いものなのか。疑問を持ちました。

その後、私も議席をいただきまして、統合問題に触れる機会をたくさん得ました。同僚議員の説明責任を果たしているのかという問い合わせに、結果的に1年延期は正解だったと感じております。なぜなら、ことしになって地区の公民館8会場で説明会が開かれました。保護者はもちろん、地域の方々の参加もいただきました。この説明会だけで十分だったとは言い切れませんが、回覧板等を使って広く市民に参加を呼びかけられました。私も、各地域の方々の意見を吸収するために6回参加をさせていただきました。

さて、先日の12月議会で池山議員の一般質問における答弁で、教育長は、教育環境を整えるということは、第1に、適正規模の学級数にすること、第2に、全教科専門の教員を配置すること、第3に、生徒が希望する部活ができるだけ多く開設すること、最後に、学校施設の整備を行うことと回答されました。私も教育長と同じ考えでございます。

学校統合を推進する理由として、まず児童生徒数の著しい減少が挙げられます。全国的な過疎化、少子化の影響で近年の児童生徒数の減少

は著しく、垂水市においても例外ではありません。児童生徒数の推移については、これまでも事務局から何かにつけて提示がなされてまいりました。検討委員会でも、あと10年足らずで垂水中学校以外は全校生徒で30人程度になると予想いたしました。そうなってからでは遅いのです。そうなる前に準備を進めていかなければならないというのが私の考え方です。

次の理由は、なるべく適正規模の学級数を確保しなければならないということです。学校教育法施行規則にうたってある標準学級数は、12学級以上18学級以下が望ましいとされております。これはあくまでも目安でございますが、最低でも1学年複数学級を確保しなければいけないと思います。中学校を1校に統合すれば、特別支援教室を含めて14学級となり、適正規模を確保できます。たとえ何年かたって12学級以上確保できなくなったとしても、1学年複数学級あれば何とか学校として機能していくのではないかと思います。

3番目は、統合すれば全教科専門の教職員を確保できることです。教職員の数は、公立小・中学校教員配布基準により学級数で決まっていて、垂水市では今でも全教科に専門教員を設置できている学校は1校もないと聞いております。幸い先生方の懸命な努力により、何とか学力は保たれているわけですが、集団的な学習、グループ討議、団体で行うスポーツなど、少人数ではなかなか学ぶことができないこともあるのが事実でございます。

4番目は、部活動とか学校行事が活性化されるという理由からでございます。垂水市外の中学校の部活状況は、少人数でもできるテニス、卓球などが主な部活になっております。統合をして生徒数がふえますと、多種多様な部活の編成ができ、生徒の選択肢が広がり、個々の個性とか特技、技能を伸ばすことが可能になると思います。それとともに、体育大会や文化祭などの各種学校行事の活性化が期待できます。

最後に、学校施設の老朽化と垂水市の財政力の問題が挙げられると思います。

皆さんも御承知のとおり、市内小・中学校の校舎、体育館など、学校施設は一部を除いて老朽化が著しくなってきております。危険性があり、早急に修理しなければならないような箇所を、何とか必要最小限の補修でしのいでいるのが現状のようです。近い将来、どの学校施設も順に耐用年数が経過していくということですが、これらを順に建てかえるとなると今後かなりの経費が必要となります。垂水市では、現在も懸命に財政改革に取り組んでおられます。最近、少しずつ改善されつつあるとはいうものの、まだ今の垂水市の財政力では、耐用年数の経過した校舎を順に建てかえていくことはできないのではないかと思います。

中学校がなくなれば地域が寂れるという地域住民の気持ちも理解できないわけではございませんが、現在及び将来の子供たちのことを第一に考えますと、統合は避けて通れない。統合は必要であり、全市的な視野に立ち、判断すべき問題だと思います。

最後に、よりよき統合を進めるために、地域説明会で取り上げられました、統合前年度に現4中学校の交流学習を行うこと、また学校跡地の活用法など多くの課題が山積みでございますが、関係機関と市民が一体となって協議なされれば、将来の子供たちに自負できる統合がなされると信じております。

以上、私見ではございますが、よりよき統合ができますように、議会はもちろん、全市民の御理解を賜りたいと思います。

以上をもちまして、学校統合に賛成の討論を終わりります。

ありがとうございました。(拍手)

○議長（徳留邦治） 次に、森正勝議員。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 議案第117号中学校の廃止及び

統合について、反対討論をいたします。

これまで一般質問で数回にわたり質問してまいりましたが、恐らくこの機会が最後になるのではないかと思いますので、私の思いを述べさせていただきます。

牛根中は、昭和22年5月に開校いたしまして、これまで5,842人が卒業されております。協和中は、昭和22年5月に垂水中の分校としてスタートし、24年4月から協和中となり、5,046人が卒業をされております。垂水南中も、最初は柊原と新城で昭和34年4月1日にスタートしており、36年4月に南中となっております。卒業生は34年からですとちょうど4,000人になるそうでございます。

牛根が60年、協和も58年、南中も48年の歴史がございます。牛根も、協和も、南中も地域の核として存在し、その役割を十分果たしてまいりました。この長い歴史と1万3,888人の卒業生の思いを本会議数十分の中で断ち切るのかと思いますと、割り切れない気持ちでいっぱいです。恐らく卒業生の多くの方々がどうしてなんだろうという思いでしょう。

廃校となった地域には、例えば牛根、新城では若い人が住まなくなります。PTAや地域民を中心まとめていた共同体が崩壊するのは目に見えております。市長は、さきの私の質問に、寂れないように対策をとるとおっしゃいました。廃校になった地域は何ヵ所か見てまいりましたけれども、疲弊された地域では、その後、活性化どころか校舎は取り壊され始めております。どちらの考えが正しいのかは後生の人たちが判断されることでしょうけれども、やはりもう少し慎重な判断が必要だったのではないかと思うふうに私は考えます。

17年6月からの検討委員会で、専門家の意見も1回も聞いておりません。やはり専門家の意見も聞くべきであったのではないかというふうに思います。住民の反対がある中で、もう少しじっくりと時間をかけて統合を進めるべきではなか

ったのかと思います。

もう1つ、スクールバスの事故の問題がございます。災害時や交通事故等、この事故が全くないとは言い切れません。市長の政治的、道義的な問題となりましょう。そのときはあなたの責任が問われることになります。もし廃校になれば、未来永劫あなたの名前は、廃校された市長として歴史に刻まれることになります。私もそれを阻止できなかった議員として語られることでしょう。

最後に、この学校統合は問題があったと多くの方が将来指摘することになるのではないしょうか。

良識ある議員の皆様、廃校に反対していただいて、牛根と新城を守っていただきますよう心からお願いを申し上げまして、私の討論といたします。(拍手)

○議長(徳留邦治) 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳留邦治) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

御異議がありますので、議案第117号及び議案第118号を除く各議案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳留邦治) 異議なしと認めます。

よって、議案第117号及び議案第118号を除く各議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号は起立により採決します。(「議長、異議があります。無記名投票をお願いします」「記名投票をお願いいたします」等いう者あり)

御異議がありますので、議案第117号は投票により採決いたします。

この採決については、大蔵議員外2人から記名

投票によられたいとの要求と、森議員外1人から無記名投票によられたいとの要求が同時にあります。

いずれの方法によるかは、会議規則第71条第2項の規定により、無記名投票により採決することになっております。

まず、記名投票によられたいとの要求について採決します。

念のため申し上げます。

記名投票によることを可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記入願います。

これより採決します。

この採決は、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

[議場閉鎖]

○議長(徳留邦治) ただいまの出席議員数は15人です。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長(徳留邦治) 念のために申し上げます。

まず、記名投票によられたいとの要求について採決します。

記名投票によることを可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記入願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(徳留邦治) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱点検]

○議長(徳留邦治) 異状なしと認めます。

この採決について、記名投票とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載の上、1番議員から順次投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない票及び賛否の明らかでない票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

投票をお願いします。

[1番議員から順次投票]

1 番 感王寺 耕 造 議員  
2 番 大 蘭 藤 幸 議員  
3 番 尾 脇 雅 弥 議員  
4 番 堀 添 國 尚 議員  
5 番 池之上 誠 議員  
6 番 田 平 輝 也 議員  
7 番 北 方 貞 明 議員  
8 番 池 山 節 夫 議員  
9 番 森 正 勝 議員  
10 番 持 留 良 一 議員  
11 番 宮 迫 泰 倫 議員  
12 番 川 尻 達 志 議員  
13 番 葛 迫 猛 議員  
15 番 篠 原 靜 則 議員  
16 番 川 畑 三 郎 議員

○議長（徳留邦治）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入り口を開きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（徳留邦治）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に北方貞明議員、池山節夫議員、森正勝議員の3人を指名します。

ただいま指名されました3人の議員の方は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○議長（徳留邦治）投票の結果を報告します。

投票総数 15票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 9票

反対 6票

以上のとおり、賛成が多数です。

よって、議案第117号の採決の方法は、記名投票とすることに決定しました。

それでは、これより、日程第32、議案第117号垂水市立中学校の廃止並びに統合についてを採決します。

この採決は、記名投票により行います。

本案は、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員数の3分の2以上の者の同意を必要とします。

出席議員は16人であり、その3分の2は11人です。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（徳留邦治）ただいまの出席議員数は、16人です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（徳留邦治）投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（徳留邦治）異状なしと認めます。

本案について、可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載し、自己の氏名もあわせて記載願います。

それでは、1番議員から順次投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない票及び賛否の明らかでない票は、会議規則第72条第2項の規定により、否とみなします。

念のため、自分の名前は必ず書いてください。

〔1番議員から順次投票〕

1 番 感王寺 耕 造 議員  
2 番 大 蘭 藤 幸 議員  
3 番 尾 脇 雅 弥 議員  
4 番 堀 添 國 尚 議員

5番 池之上 誠 議員  
6番 田 平 輝 也 議員  
7番 北 方 貞 明 議員  
8番 池 山 節 夫 議員  
9番 森 正 勝 議員  
10番 持 留 良 一 議員  
11番 宮 迫 泰 倫 議員  
12番 川 尻 達 志 議員  
13番 葛 迫 猛 議員  
14番 德 留 邦 治 議員  
15番 篠 原 靜 則 議員  
16番 川 畑 三 郎 議員

○議長（徳留邦治）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（徳留邦治）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に北方貞明議員、池山節夫議員、森正勝議員の3人を指名します。

ただいま指名されました3人の議員の方は、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票・点検〕

○議長（徳留邦治）投票の結果を報告します。

投票総数 16票

これは、先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 12票

反対 4票

ただいまの賛成議員は12人であり、所定数以上です。

よって、議案第117号垂水市立中学校の廃止並

びに統合については、同意することに決定しました。

#### 1、本案に賛成した者の氏名

2番 大 蘭 藤 幸 議員  
3番 尾 脇 雅 弥 議員  
5番 池之上 誠 議員  
6番 田 平 輝 也 議員  
7番 北 方 貞 明 議員  
8番 池 山 節 夫 議員  
11番 宮 迫 泰 倫 議員  
12番 川 尻 達 志 議員  
13番 葛 迫 猛 議員  
14番 德 留 邦 治 議員  
15番 篠 原 靜 則 議員  
16番 川 畑 三 郎 議員

#### 1、本案に反対した者の氏名

1番 感王寺 耕 造 議員  
4番 堀 添 國 尚 議員  
9番 森 正 勝 議員  
10番 持 留 良 一 議員

○議長（徳留邦治）次に、議案第118号を起立により採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳留邦治）起立多数です。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

△垂水市選挙管理委員及び同補充員の選挙について

○議長（徳留邦治）日程第34、選挙垂水市選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題とします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○川畑三郎議員 この際、動議を提出します。

垂水市選挙管理委員及び補充員の選挙の方法

につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によられたいと思います。

○議長（徳留邦治） ただいま川畠三郎議員から、垂水市選挙管理委員及び同補充員の選挙の方法については、指名推選によられたいとの動議が提出されました。

本動議に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（徳留邦治） 所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を議題とし、採決いたします。お諮りします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、垂水市選挙管理委員及び同補充員の選挙の方法は指名推選によられたいとの動議は、可決されました。

指名をお願いします。

○川畠三郎議員 それでは、指名いたします。

さきの全員協議会で話し合いがなされたとおり、垂水市選挙管理委員に垂水市中俣146番地2の宮地勇氏、垂水市上町88番地の柿木田良廣氏、垂水市牛根麓2733番地2の今村富義氏、垂水市新城287番地1の日高幸弘氏、以上4名を指名します。

次に、垂水市選挙管理委員補充員につきましては、垂水市中俣377番地3の後迫洋氏、垂水市牛根麓1321番地の岩下洋蔵氏、垂水市柊原216番地の田原文男氏、垂水市旭町44番地の肥後詔一氏、以上4名を指名します。

なお、補充員につきましては、補充の順位がございますが、補充の順位は、ただいま指名いたしましたとおりの順位にしたいと思います。

よろしく御賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治） お諮りします。

だいま指名されました方々を当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員に宮地勇氏、柿木田良廣氏、今村富義氏、日高幸弘氏の4名が、補充員に後迫洋氏、岩下洋蔵氏、田原文男氏、肥後詔一氏の4名がそれぞれ当選されました。

なお、補充員の補充順位は、ただいま申し上げましたとおりの順位でございます。

○議長（徳留邦治） 以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、議会運営委員の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉　　会

○議長（徳留邦治） これにて、平成19年第4回垂水市議会定例会を閉会します。

午後0時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員